

一、位置・地勢 小笠原諸島の南赤道以北の太平洋中に幾多の島嶼の星散分布するものが即ち南洋群島で東經百三十一度十一分より百七十二度七分北緯一度四分より二十度三十二分に及び其の包容する海面は東西二千五百哩、南北一千二百哩に亘つて居る。全群島島嶼の數約六百二十三の多きに達するも其の總面積は僅に約百四十方に過ぎない。(略東京府の面積と同じ)。而して島嶼の多くは狭小であつて、大なるものも漸く二十四方里を出でないので特に各島の地勢として云ふべき處がない。強いて概観すれば地勢は一般に急峻であるが山嶽の高きものも二千五百尺を限りとし河川も亦溪流であつて鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので其の間の水運の便は極めて自由である。而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海鳥の生棲するもの多く諸處に燐鏽を産するをも到る處多少の燐酸分を含有するもの如くで農作物及林木の成長は良好であるが日光の直射強く驟雨強烈を極むるを以て代跡地其他山火事等の爲一度裸地となれる處は人工的に保護せられるにあらざれば地力減退し恢復頗る困難である。

斯る理由に依つて各島若干の無立木地があつて僅に羊齒類の繁茂する處も少くない。

二、氣候・風土 南洋群島は其の位置赤道に接し全管内悉く熱帶圈内に在るを以て他の温帶地の如く四季の別がない。即ち一年を通じて温帶の夏期の氣候にして所謂「常夏の國」である。而してスコール(School)多く、純然たる海洋性氣候に屬し其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて妙い。尙全群島一般に殆んど氣温相等しく又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位であつて一年中の温度の差は僅かに四乃至六度に過ぎない。

尙南洋群島は内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地であるけれども管内に於ける氣象變化は僅少で偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが其の低氣壓幼年期に屬するものが多い爲め暴風に達することは稀である。

第二節 住民

第一節 朝鮮

一、住民 朝鮮に於ける現住民を大別すれば内地人、朝鮮人、支那人及其他の外國人で昭和三年末の現在數は左の通りである。

朝鮮人	内地人	支那人其他外國人	合計
戸數	戸數	戸數	戸數
三、四八九、三四四	一、二二、七七三	一四、七七二	三、六二六、八八九
人口	人口	人口	人口
一八、六六七、三四四	四六九、〇四三	五三、三三二	一九、一八九、六九九

二、増加及密度 朝鮮に於ける人口の増加數を見るに左の通りである。

内地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年	一七一、五四三	一三、一二八、七八〇
昭和二年	四五四、八八一	一八、六三一、四九四
昭和三年	四六九、〇四三	一八、六六七、三四四

尙朝鮮人のみに就いて過去十ヶ年間に於ける一ヶ年間の平均増加率は千人に對し一三・三一である。

而して朝鮮に於ける一方里平均人口密度は一千三百六十四人にして内地の二千四百十三人、臺灣の一千七百十二人に比しては低い。(大正十四年十月一日國勢調査)

第二節 臺灣

一、住民 本島の住民は内地人、本島人、蕃人、外國人の四つに大別せられる。外國人とは大部分支那人を云ひ、歐米人は極めて少數である。本島人とは支那から渡つて來たものの子孫で其の出身地に依つて閩族(福建地方住民)粵族(廣東地方住民)とに別れ前者は總人口の約七、八割を占め後者は前者よりも、おそく渡つて來たもので總人口の一割三分位に當り閩族からは各人と呼ばれて居る。閩族は早くから海岸地方或は本島西部の平野を占め、これに反し粵族は移住がおくれたため多く山地に近い僻地に住んでゐる。最後に蕃人は其の化育の程度に依つて蕃人を生蕃、化蕃及熟蕃とに名稱上は別たれるが種族的には全く同一の



ものであつて其の數も少い。

二 増加及密度 次に臺灣の人口及其の増加數を見るに左の通りである。(昭和三年)

	内地人	本島人	生蕃人	外國人	合計
明治三十八年	五九、六一八	二、九七九〇一八	七六、四四三	八、二二三	三、一二三、三〇二
昭和二年	二〇二、九九〇	四、〇〇九、二一七	八六、八四〇	三七、九五三	四、三三七、〇〇〇
昭和三年	二二一、二〇二	四、一〇〇、二六二	八六、二五六	四〇、三六四	四、四三八、〇八四

而して一方里當の人口は一千七百七十二人である。(大正十四年國勢調査)

第三 樺太

樺太に於ける住民は内地人、朝鮮人、土着人及外國人の四種に分つ事を得る。土着人はアイヌを主とし其の他キーリン、オロツコ、ニクブン及サンダーがある。彼等は従順にして文化極めて低く到底社會の競走場裡に互立し得ないので農業、漁業其の他に關して特殊の制度を設けて此を保護し、其の生活の基礎を安固ならしめると共に農耕を奨励して自活の思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面彼等の風習を尊重しつつ保護誘掖に努めつつある。然し其の人口増加率は低く否却つて減少の傾きがある。サンダーの如きは既に其の跡を絶つた。今その概況を示せば左の通りである。

アイヌ	一、五三四人
ニクブン	一一一
オロツコ	二九八
キリー	五〇
内地人	二二三、九三五
朝鮮人	四、三〇〇

外國人

二七四

合計

二四〇、五〇二

(昭和三年末)

而して本島全體の人口増加率は領有當初の明治三十九年末の人口二、三六一一人に比較すれば昭和三年末には一九二、一四一人に増加し實に二〇倍に達する。

尙同島一方里の人口は八七人である。(大正十四年十月一日國勢調査)

第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地

管内は南滿洲鐵道附屬地を合して僅かに二百四十方里である。該地域は滿洲に於ける政治、經濟上の樞要地帯なる爲め戸口逐年異常に増加し昭和三年末の現在では内地人の二〇五、六九九人、朝鮮人の二、八六六人、支那人の九五、二七人、外國人二、二五〇人、合計一、一七二、〇九二人に及ぶ。

而して其の密度の如きも一方里當り四千三百七十二人で内地の二千四百十三人に比較すれば極めて稠密である。(大正十四年國勢調査)

其の増加數を見るに左の通りである。

	内地人	支那人	外國人	合計
明治三十九年	一六、六一三	三六八、一〇三	三九	三八四、七五五
昭和二年	一九〇、八〇四	九〇九、一三三	二、一八五	一、一〇二、一一二
昭和三年	一九八、〇六四	九五、二七七	二、二五〇	一、一五一、五九一

第五 南洋群島

南洋群島に居住する種族に就いては諸説區々である。或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ又或は南方「ポリネシア」族の北進したるものとも稱せられる。人種學上總稱して「ミクロネシア」族と呼ばれるもの最も多きを占むるが固より一定して居ない。



寧ろ數種族の混血せるものであらう。然も各群島甚しいのは同一群島内にある島嶼にして猶種族の異なるものがある。従つて彼此言語風俗を異にして居るが大別して「カナカ」族及「チャモロ」族の二種族とする。前者は「ミクロネシア」族の一部で後者は「カナカ」族と白人との混血なりとも謂はれる。而して「チャモロ」族の本據は「マリアナ」群島、西部「カロリン」群島に屬する「ヤップ」「パラオ」に住む。

昭和三年十月一日に於ける人口總數は六萬一千八十六人にして内島民四萬八千五百四十五人、邦人一萬二千四百六十人、外國人八十一人である。而して島民人口四萬八千五百四十五人中「カナカ」族の人口四萬五千四百五十人にして其の大部分を占め、「チャモロ」族は僅に三千九十五人に過ない。尙邦人は、大正三年領有當時は僅に數十名に過ぎなかつたが其の後漸次其の數を加へ昭和三年十月一日には男七千九百八十九人、女四千四百七十一人、計一萬二千四百六十人に達する。其の大部分は「サイベン」支應管内に居住し多くは農業に従事する者である。(拓務省・拓務要覽・昭和四年版・一五―二五頁)

参考四 我が南洋

大正八年に開かれたバリー講和會議の結果として、我が國は、かつてドイツ領であつた南洋諸島の中、マリヤナ・パラオ・カロリン・マーシャルの四群島の統治を委任されることとなつた。

南洋といふと、誰でも先ず極めて暑く不愉快な處と思ふであらうが、此の四群島邊の氣候は同じ南洋の中でも溫和な方である。もちろん一年間の氣温を平均すると、内地よりははずつと高いが、いはゆる海洋性の氣候であつて、四季や晝夜による差が少く氣温の最も低い時で六十八九度を下ることなく又最も高い時でも九十四五度を越すことがないから、案外しのぎ易い。其の上、ほとんど毎日勢のよい雨が降つて暑さを洗ひ去るので一層心持がよい。

植物は十分な熱と光と水分によつて、思ふ存分に成長する。其の中で最も目につくものは、コ、椰子とパンの木である。コ、椰子は、大きなものになると高さ十四五間もあつて、幹の上方に大きな羽狀の葉が集つて附いてゐる。其の葉の根本には、大人の頭ぐらゐもある實が鈴なりになつてゐる。此の實の中には固い殻があつて、其の内部に白い肉のやうなものがある。これを乾固めた

ものはコブラといつて、椰子油の原料となる。椰子油はシャボンやらふそくの材料として用ひられる。また十分に熟さない時は、中の肉が透明に近い液でこれがなかなかうまいものである。パンの木も到る處に美しい林を作り、一年の中ほとんど七八箇月の間は、常に實を結んでゐる。實の大きさは子供の頭ぐらゐもあつて、土人の食料として最も大切なものである。彼等は其の肉を蒸焼にしたり、又は餅についたりして食ふ。味は大體さつまいもに似てゐる。

土人の風俗は處によつて多少違ふが、一般に文化の程度の低いことは家を見ても着物を見ても直に感ぜられる。即ち家は大い椰子の葉でふいた掘立小屋、着物といつても極めて簡單なもので、男も女もたゞ布や腰巻などをつけてゐるに過ぎない。しかし近來は文明人に接する結果として、だん／＼洋式の家屋も出來れば、洋服を着るものも多くなつた。今日では我國で設けた學校などもあるから、子供は日本語を上手に話し、禮儀などもよく心得てゐる。

彼等土人の最も得意とするところは、舟を操ることである。舟といつてももとより丸木舟に過ぎぬが、それでも大きいものになると數十人も乗る事が出来る。一方の舟ばたから長い腕木が出て居り、其の端に船體と平行してうきが結びつけてあるから、簡單なものではあるが、決してくつがへらない。

海の美しいことは此の邊の特色の一つであらう。水はあくまですみとはつて、波の靜かな處では、船から下の方をのぞくと、海底の有様が手に取るやうに見える。青緑・紅紫・目の覺めるやうに美しい魚の群が、さんごの林や海藻の間に遊んでゐる有様は、全くおとぎばなしに聞く龍宮の景色を見るやうである。(尋常小學讀本卷十二第二課全文)

第二節 拓殖と移住

拓殖と移住は、現に國內に於いて急激に増大する人口を、直接處理するためにも、また我が國の工業を發達せしむるため、原料品・食糧品を低廉に供給するためにも、極めて必要な手段である。内地



にあつても、本州・九州の一部及び北海道には、未だ開拓移住の餘地があり、朝鮮・臺灣・樺太・關東州・南洋群島に至つては、その餘地はかなり大きい。

人口食糧問題調査會に提出された資料によれば、各府縣・北海道・朝鮮・臺灣・南洋群島における開墾見込地は、二百五十萬町歩（約二百五十萬ヘクタール）——一町は〇・九九一七四ヘクタール）に上り、移住者を收容し得る能力は五百七十八萬一千三百八十五人、これに農業者收容能力を加算すれば、七百三十八萬一千三百八十五人に達すると報告されてゐる。次に、これらの地方の主なるものに就いて、その經濟事情を説明しよう。（植民地については政治經濟年鑑による）

（一）北海道 北海道は、人口二百八十一萬二千三百五十五人（昭和五年十月一日現在）、面積八萬八千七百七十五方町で、その人口密度は一方町に付き僅かに三十二人である。その主要産業は、農業、林業、及び水産業であるが、開墾の進捗と交通機關の發達とは、總ての産業を有利ならしめてゐる。現在、その耕地面積は八十三萬千八百七十九ヘクタール、立木地面積五百四十萬九千七百十三ヘクタール、無立木地百一萬五千五百九十七ヘクタール（昭和五年末）である。

北海道の開拓移住は、明治維新後、北門の鎖鑰であるといふ國防的の見地から獎勵されてゐたのであるが、その後全く目的が變化し、現在では人口食糧問題緩和の一方策として、諸種の法律が設けられて、極力その開發に努力されてゐる。その著しいものを挙げると、自ら耕作をなさんとする者のために、特定の土地を貸與し、且つ、一定の條件を履行したものは、無償で土地を讓與することになつてゐる（北海道國有未開地處分法）。また、民有未開墾地を買入れて開墾耕作をなさんとするものに對しては、北海道廳長官は、その買入資金を貸付け、五年間据置償還期間二十五年以來として、年賦

償還の法によることになつてゐる（民有未墾地開發資金貸付規定）。北海道拓殖銀行は、北海道に於いて拓殖に従事せんとするものに對して、拓殖資金融通の途を開くための金融機關として設立されたものに外ならない。北海道の開拓は、斯くの如き政府の獎勵保護の下に行はれて來たのであるが、現在に於いても尙ほ開墾豫定地の約二分の一を開墾し得てゐるに過ぎない。

（二）朝鮮 朝鮮は、人口二千百五萬八千三百五人、面積二十二萬七百四十一方町、その人口密度は一方町に付き九十五人である。北方の氣候は、大陸性であるが、南部は九州と殆んど等しい。

農業は、朝鮮の主要産業をなし、總人口の八割餘が農耕に従事してゐる。昭和五年末に於ける耕地面積は水田（田）百九十三萬二千八百二十一ヘクタール、田（畑）二百七十四萬八千六十七ヘクタール、總面積四百三十五萬二千三百九十四ヘクタールである。合併當時の耕地面積約が二百四十六萬町歩であつたのに比すれば約二倍近くに増大してゐる。尙ほ、大正九年度より約十五年間に至る土地改良事業は、大正十五年更らに計劃の一部に變更があつたが、同年以降十四ヶ年を期して、大約百三十五萬町歩の土地改良を實行する豫定になつてゐる。因みに、朝鮮に於ける耕作者の一戸當り平均耕作面積は水田五段八畝、田（畑）一町四畝、計平均一町六段二畝に當り、段當りの收穫は粳米、糯陸米平均一石八升、麥七斗二升である。

朝鮮、殊に朝鮮に於ける農業經營に於いて見のがすことの出来ないものに「火田民」なるものがある。これは、朝鮮に高峻な山嶽が蟠居してゐる大地域があること、長い年月の間經濟的機能が停頓して居たために、昔日のまゝに取り残されてゐる原始耕作法があること、とによつて存續してゐるのである。彼等の多數は國有林野に入つてその樹木を焼き拂つて、一時的の住家を建て、自由



勝手に開墾し、その土壤が含む自然的の肥料が盡きるまで耕作し、然る後又新たな土地を求めて移動するのである。彼等は殆ど近代的經濟手段から離れて、家庭經濟物々交換の範圍から脱してゐない。全鮮の火田民は百二十萬人と稱されてゐる。尙ほ昭和二年末の調査によれば火田面積は三十六萬六千町歩である。

朝鮮に於ける農業經營の特徴は、大農業組織が發達してゐることである。大正十一年末に於いて三十町歩以上を所有する經營者が百四十八人、所有面積千町歩以上を所有する經營者が三十一人を數へてゐた。而して從來土地の所有者は朝鮮人であつたが、その地位は既に大部分日本人によつて奪はれ、その上に、小作人さへ日本移民にその地位を譲ることを餘儀なくされてゐる状態である。大正七八年頃から目立つて殖えて來た朝鮮人の内地移住に、一大原因を與ふるものである。

朝鮮の主要農産物は米であるが、その産額は品質の改良と共に、合併當時に比して異常に増加してゐる。昭和五年度の米の收穫高は三千四百六十萬ヘクタリツトル(約千九百十八萬石)で、これを明治四十三年の千四十萬石に比すれば、格段の差がある。昭和五年に於ける米及び粗の内地移出は八百八十五萬ヘクタリツトル(約五百萬石)に達してゐるが、最近に於ける平均は年々約六百萬石程度である。

麥類は北鮮地方に多く、昭和五年度に於ける生産高は、大麥千三百六十五萬ヘクタリツトル、裸麥九十六萬ヘクタリツトル、小麥三十六萬ヘクタリツトル、燕麥百四十三萬ヘクタリツトルで、移輸出額一萬二千ヘクタリツトルである。大豆は、同年に於ける生産高八百十萬ヘクタリツトル、移輸出高二百五十六萬ヘクタリツトル、その價格は千七百五十四萬圓に上つてゐる。その他、養蠶、製絲も

相當改良せられて漸次優良化し、棉花、果樹、甜菜、亚麻などの栽培も有望視せられてゐる。

朝鮮には、現在なほ官有未開地多く、總督府は開墾せんとするものに對して、十個年の期限でこれを貸付け開墾し得た土地は無償で付與することになつてゐる。

朝鮮の林野面積は約一千六百四十六萬ヘクタールで、總面積の七割五分に當つてゐるが、古來林政の統一がなかつたために封山の如き特殊の保護林を除く外は公山と稱して人の自由樵採に委せられ、その結果全く荒廢に歸してゐた。併しながら、近年に至つて、日本の資本流入の結果、林野の整理、保護、植林及び製材等の事業が著しく發達して來つてゐる。

朝鮮に於ける鑛業に關しては、明治三十九年韓國政府が新たに鑛業法及び砂鑛採取法を發布して鑛業制度を開いた後、大正四年朝鮮鑛業令を制定し、次いで同五年更らに制度を改刷してゐる。而して、内地資本を保護するために、外國人の新たに鑛業權を取得することを禁止、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめて鑛業權を物權として、不動産に關する規定を準用し、鑛業上に必要なる土地の使用、収益には土地收用令中の規定を準用する等、鑛業權の保護制度を確保するに至つた。

その鑛産額は次の如くである。

明治四十三年	六、〇六七	千圓
大正三年	八、五二二	
大正七年	三〇、八三八	
昭和二年	二四、一六九	



昭和三年 二六、四三四  
 昭和五年 二四、六五四

朝鮮に於ける水産業を見るに、朝鮮は三面海に圍繞せられ、海岸線の延長九千三百二十五哩に達して、地勢と云ひ、氣候及び潮流の關係と云ひ、天恵に厚く、水族は可なり豊富であつて、有利な漁場に富んでゐる。その漁獲高及び製造高は次の如くである。

年次	漁獲高 千圓	製造高 千圓
明治四十四年	六、七六〇	二、六五〇
昭和二年	六四、〇七五	四〇、二九〇
昭和三年	六六、一一〇	四一、八六〇
昭和五年	五〇、二二九	三〇、三八九

昭和五年度に於ける價額の減少は、水産物價格の低落によるのである。

朝鮮に於ける工業は、合併當時に比すれば著しく進歩増大を見てゐるが、未だ内地の重要な華客たる地位を脱出してゐない。明治四十四年に於いては、工場數二百五十二箇所、資本金一千六十一萬圓、職工數一萬四千五百七十五人、生産額一千九百六十四萬圓に過ぎなかつたが、昭和三年には、工場數五千三百四十二箇所、資本金五億四千九百十二萬圓、職工數九萬九千五百四十六人、生産額三億九千二百五十三萬圓に達してゐる。尙ほ、工場労働者は昭和元年には八萬三千五百人、其内譯は朝鮮人七萬三千三百人、内地人六千百人、支那人四千人、其の他の外國人四十一人であつた。

(三) 臺灣 臺灣は、人口四百五十九萬二千五百三十七人、面積三萬五千九百七十四方呎、その人口

密度は一方呎に付き百二十八人である。島の中央部に北回歸線が横斷してゐるから、當然亞熱帶に屬し、高山の外は冬でも降雪を見ない。

臺灣の耕地は、總面積の二割餘を占め、その面積は八十一萬二千百十四ヘクタール（約八十三萬甲）で、その内田は三十九萬六千六百六十九ヘクタール、畑は四十一萬五千四百四十五ヘクタールである。これは領有當時の三十六萬甲に比すれば二倍強に増してゐる。農業は本島の重要産業で、これに従事する者は總人口の約五割八分、二百四十萬餘人である。

農産物中主位を占むるものは米である。本島の氣候は米の栽培に適してゐて、一年に二回の收穫を擧げて居る。昭和五年の生産數量は千三百二十九萬五千七百二十四ヘクトリットル（約七百三十七萬石）で、領有當時の明治三十一年の二百五萬二千石に比すれば異常なる増加率である。甘藷は臺南、臺中、高雄の三州がその主産地で、直接食料に供せられる外、豚の飼料として重要である。昭和五年の收穫高百三十三萬石である。

茶は臺北、新竹の二州が主産地で、種類には青心烏龍、黃柑時茶、大茶烏龍、青心大有等があり、その收穫高は一千九百三十一萬斤である（昭和二年）。其の他落花生、大豆を産し、麥、胡麻、芋、麻、煙草、柑橘、バナ、パイナップル等をも産出する。

臺灣の林野面積は約二百三十七萬ヘクタールであつて、全面積の八割を占めてゐる。その九割は固有地である。現在官營で伐木事業に従事してゐる山林は三つある。第一は、阿里山の伐木事業である。阿里山の原生林は一萬二千二百三十三町歩に互り、その中に於ける作業面積には針葉樹、闊葉樹の蓄積數百四十八萬六千四百十六本、二千八百八十四萬八千八百二十三石の容積と推定さ



れてゐた。第二は、八仙山の伐木事業である。その作業區域は東西約四里、南北三里、その作業面積は一萬六千五百五十五町歩で、その樹種は阿里山と同じく、その蓄積量は一千二十四萬石と推定されてゐる。第三は、宜蘭濁水溪の伐木事業である。此の地方には久しく蕃族が跳梁してゐたのであるが、大正十一年から伐木に着手し始めた。東北約十二里、西南五里に亘る廣大な地域を占め、事業面積五萬五千五百七十七町歩、樹種は針葉樹と潤葉樹蓄積量は四千九百七十四萬石である。

臺灣に於ける有用鑛物の分布を見るに、金屬鑛物は極北部から東部に限られ、石炭は北部と中部に、石油は殆ど全島に亘つて見出せるが、特に中南部に其の兆候が著しい。

鑛産額は年々著しく増加し、明治三十年には十一萬一千八百八十三圓であつたのが、昭和二年には二千百十萬二千六百七十四圓に及んで居り、昭和五年には價格低落のため、千五百十四萬圓に激減してゐる。

昭和五年の産額歩合を種別に就いて見るに、石炭は總産額の六割（昭和二年には總産額の八割）、石油、金、銅鑛これに次ぎ、銀（金銀鑛を含む）、砂金、硫黄の順である。

臺灣に於ける水産業は、沿岸に魚族が頗る豊富であるから極めて旺盛である。東部海岸には鯉、鮪、飛魚、西部海岸には鱈、鯖、南部海岸には旗魚、鮪、鯉、黄花魚、鯛等を産する。その漁獲高及び養殖收穫高は次の如くである。

明治四十三年	漁獲高	養殖收穫高
	千圓	千圓
	九六〇	一、〇六〇
昭和二年	一四、七四〇	二、五〇〇

昭和三年	一六、〇七〇	二、七〇〇
昭和五年	一一、七七一	三、一四二

本島の産業は農業が主であるが、漸次工業も發達し、最近各種の小工業勃興の機運が起り、少くとも自給自足の域に達してゐると見られる。その生産額は、大正元年五千百萬圓、大正八年二億三百万圓、昭和二年二億一千四百萬圓、昭和三年には二億六千八百萬圓と漸次に増大して來てゐる。このうち、砂糖の製造高最も高く、一億三千四百萬圓を占めて居り、烏龍及び包種茶は一千百七十萬圓に達してゐる。尙ほ精製樟腦の生産額は八十八萬である。

(四) 樺太 樺太の人口は二十九萬五千九百九十六人（昭和五年十月一日現在）、面積は三萬六千九百十方軒であつて、その人口密度は一方軒に付き僅かに八人に過ぎない。氣候は、南西沿岸は暖流に洗はれてゐるために比較的溫暖であるが、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり、中部は山脈に圍まれてゐるために大陸氣候を呈し、寒暑の差が甚しい。

樺太に於いては、領有以來種々調査を重ねて、昭和三年迄に農耕適地十七萬八百町歩、牧適地十六萬七千七百町歩を選定し、農耕地は地味肥沃で、且つ交通の便利な地を選んで五町乃至七町五段歩を以て普通農家の收容に充てることにして居つた。併しながら、昭和五年の耕地面積は僅かに二萬七千九百九十七ヘクタールに過ぎない。

樺太の農業は凡て自作小農組織であつて、現在では農家は全部自作して獨立經營してゐる。農家は全人口の約二割で四萬二千六百餘人である（昭和二年）。農産物の主なるものは燕麥で、その生産額は昭和五年に於いて二十六萬ヘクトリットルである。馬鈴薯も多く、その産額三億三千万



旺である。

樺太に於ける林野面積は約二百九十萬ヘクタールであつて、面積の八割以上を占めてゐる。そのうち立木地が二百六萬ヘクタール、無立木が八十五萬ヘクタールとなつてゐる。山林利用としては二十年回歸天然更新法による宮行研伐を行つてゐる。昭和三年度に於いては伐木百三十萬石に達してゐる。又パルプ事業に使用し、王子製紙、樺太工業、富士製紙の三株式會社に於て消費する資料は年々増加し、昭和三年度には三百餘萬石、パルプ生産高約十五萬噸に達してゐる。樺太の主なる鑛業は石炭鑛業であつて、昭和三年には五十四萬一千六百六噸を産し、その推定埋藏量は六億一千萬餘噸と見られてゐる。石炭に次いで石油が産出される。水産に於いては、世界三大漁場の一なるオホーツク海の西隅に位し、一方日本海の寒暖流の交叉する海域に接近してゐるので、水族の分布多く、又漁獲も豊富である。漁獲の主なるものは鯨、鮭、昆布等である。昭和五年の漁獲物は七百六萬圓、水産製造物は千三百九萬圓である。工業の主なるものはパルプ工業であるが、パルプ及び洋紙の生産高は次の如くである。

パ ル プ	一五三、〇八一噸	二二、〇九四千圓
洋 紙	一六四、八九千封度	一四、八四三千圓

(昭和三年)

昭和五年には、洋紙の生産額は五千四百八十一萬四千圓に増大してゐる。

又鑛詰業も盛で、昭和年末には鑛詰の製造額は二百萬圓を越えてゐる。

(五) 關東州及び南滿洲鐵道附屬地 關東州及び南滿洲鐵道附屬地は、人口百三十二萬八千十一

人(昭和五年十月一日現在)、面積三千七百五十三方籽であつて、その人口密度は三百五十七人である。

關東州は滿洲の東南部の山嶽丘陵地帯にあるので土地は概ね礫确であるが、南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通し、肥沃の地域を包有してゐる。凡てこれらの地方は古くから開拓されて居り、既にのべた如く人口も比較的稠密で、よく耕作されてゐる。昭和五年末に於ける耕地面積は二十萬三千八百二十四ヘクタール、その内譯は、田九百三十七ヘクタール、畑二十萬二千八百八十八ヘクタールである。昭和二年に於いては、農業を專業としてゐるもの、日本人一千六百七十八人、支那人十七萬七千七百六十五人、他の職業と農業とを兼ねるもの、日本人二百七十七人、支那人三萬七千三百三十八人であつた。

關東州の林野面積は九萬四千ヘクタールで、全面積の三分の一を占め、既成林面積は六萬五千ヘクタールである。併し、數百年に亘つて濫伐されて來てゐるため、殆ど見るべきものはない。南滿洲鐵道附屬地にも何等注意すべき森林地はない。併しながら、滿洲には吉林、黑龍江兩省の長白、興安の二大山脈には千古斧鉞を入れない大森林地帯があり、既に調査済みになつた林域だけでも一千三百四十一萬餘町歩で、針葉樹及び闊葉樹の立木蓄積量は一百萬石に及んでゐる。年々伐採される量はその一千分の一に及んで居ない。これらの木材の取扱は從來主として日支合辦の組織で行はれて居た。

關東州及び滿洲は全域に亘つて鑛産物に富んでゐるが、その最も有望であり、且つ埋藏量の豊富なものは石炭である。關東州並に滿鐵附屬地に於ける鑛産物の數量は次の如くである。



(昭和三年)

鐵	七一	千噸	五、九〇二	千圓
石炭	八、四七三		七〇、三三五	
石綿	一四四		一一一	
苦灰石	八八		一一二	

關東州は北支那に於ける水産地であつて、昭和五年に於ける漁獲物は三百八十五萬圓、水産製造物は百三十四萬圓である。

關東州及び滿鐵附屬地の工業は、埋藏産出の豊富な原料を基礎として各種の近代工業が、租借・繼承後、異常に發達し、従來の自給自足の家内工業の域を脱して、機械的大企業の組織に入つてゐる。昭和三年に於ける工場數及び生産額は次の如くである。

關東州	工場數	生産額
附屬地	四〇六	八九、六三五
領事館管内	三四二	五五、三六〇
計	三七七	二、八六九
	七八五	一四七、八六四

最後に南滿洲鐵道會社に就いて述べよう。明治三十八年九月、日露講和條約により、東支鐵道に屬してゐた長春旅順間の鐵道及びその支線並びにこれに附屬せる一切の權利、特權、財産及び炭坑を露國から譲り受けて、その經營のために三十九年六月南滿洲鐵道株式會社設立に關する勅命が

あり、同年八月會社設立事務管理に關して外務、大藏、遞信の三大臣の命令による設立委員の任命があり、創立總會を経て同年一月設置され、翌四十年四月一日に野戰鐵道經理部その他の官憲から鐵道その他を引繼いで今日に及んでゐる。

會社の資本は初め二億圓で、その内一億圓は政府の出資となつてゐた。それより後數次の増資が行はれ、大正九年四月には四十四萬圓(半額は政府の出資)となつてゐる。會社の正副總裁は勅裁を経て政府これを命ずることになつてゐる。

會社の事業は前記三大臣の命令によつて鐵道運輸業をなし、且つ鐵道の便益のために、附帶事業として鑛業、水運業、倉庫業、及び土地家屋の經營その他の營業を、政府の許可によつて行つてゐる。この外、政府の認可を受けて、鐵道及び附帶事業の用地内に於て、土木、教育、衛生等に必要な施設をなしてゐる。

(六) 南洋諸島 南洋群島は、人口六萬九千六百二十六人(昭和五年十月一日現在)、面積二千四百十九方呎、その人口密度は一方呎につき三十二人である。

本群島内に於ける農耕地又は椰子林適地は推定面積約七萬ヘクタールであるが、現在開墾されてあるものは、農耕地一萬三千二百五十二ヘクタール(昭和五年末)、椰子林約二萬八千ヘクタール(昭和二年末)で、大部分はサイパン島とヤップ島で占めてゐる農業に従事してゐるものは一萬七千人である。

海岸低地には椰子樹、紅樹に至る所に林相を現はしてゐる。椰子は林産の首位を占め、その果核中の仁肉を乾燥したものが即ちコブラで、本島の移出品中の主なるものである。



鑛業と見るべきものは、唯燐鑛あるのみで、「アングウル」島の燐鑛業は目下南洋廳の官營に屬し蓄積量約二百四十萬噸と推定され、年産額六萬噸、此の金額は百餘萬圓である。

工業はサイパン島に於いて製糖工業があり、これに附帶せる酒精、糖酎製造をなしてゐる外には見るべきものがない。

さて、拓殖と移住とによつて、國土の開拓に従事することは、人口を合理的に配置し、國內資源を開發する所以であつて、その有意義であることは云ふを俟たない。既に述べた如く、食糧品として、朝鮮の米、臺灣の米と砂糖、工業原料として、朝鮮の金と黒鉛、臺灣の木材と樟腦、樺太の木材と石炭、石油、南洋の燐鑛等は、實に國土開拓の成果であつて、それが我が國の人口、食糧問題乃至は産業の開發に寄與するところも決して少しとしない。

注意一 人口と國土とに關する問題を、拓殖と移住・海外發展の手段によつて解決せんがための中央官廳として設置されたのが、拓務省であるから、拓務省設置の沿革と趣旨とを一應心得て居なければならぬ。

拓務省設置の沿革は、『明治二十八年四月、日清媾和條約に依り臺灣が我が國の領有に歸すると共に同年六月内閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置き民政事務を掌理せしめた。

其の後明治二十九年先進國の例に倣ひ植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられたが當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと財政緊縮とに依つて同三十年八月に至つて廢止せられ再び臺灣事務局が復活せられた。更に又同三十一年十月臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は内務大臣官房の所管に屬せしめられた。

其の後明治三十七八年戰役の結果南樺太が我領に歸し關東州亦我租借地となり、韓國に對する我が保護權が確認せられるに及び

明治四十三年六月内閣總理大臣直屬の下に拓殖局が設置せられた。

然るに其の後大正二年六月に至り再び行政整理の爲拓殖局は廢止せられ爾來臺灣・朝鮮・樺太に關する事務は内務省地方局拓殖課に於て、又關東州に關する事務は外務省政務局に於て主掌せられて來たのであつた。

大正六年七月再び植民地統治の中央機關として内閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮・臺灣・樺太及關東州に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社に關する事務を統括せしむることとなつた。

其の後大正十一年十月更に拓殖局を拓殖事務局と改めたが大正十三年十二月三度目に又拓殖局と改められ内閣の一部局となるに至つた。

斯の如くに朝鮮・臺灣・樺太・關東州及南洋群島の統治に關する事務を中央に於て統括する機關は幾多の變遷を経たのであつたが昭和二年十一月拓殖省設置準備委員會が内閣に設置せられ爾來右委員會は幾多の研究を重ね植民地行政及移殖民・保護獎勵並に邦人の海外拓殖事業に關する事務を一省の下に集める方針が確立されるに至つた。

斯くして第五十六回帝國議會に於ては昭和四年度豫算中に拓殖省所管豫算金七百九十八萬二千七百二十一圓が可決せられ同六月十日拓務省官制公布せられ茲に拓務省の設置を見るに至つた。

『その設置の趣旨は、『朝鮮・臺灣・樺太・關東州及南洋群島等の統治に關する事務を中央に於て統括する機關は從來は内閣總理大臣の下に拓殖局があつたばかりで其の組織も小さく此等地域の統治に關する事務の大綱を統べることに付ては遺憾の點が少くなかつた。』

内閣總理大臣は此等地域の統治事務を統括するの任に在つたが他方に於て、行政各部の統一を圖り庶政處理の衝に當る責任を有して居るので、到底専心して此等地域の利害に關し十分なる考慮を加へ國策の樹立及遂行を圖る上に完全を期することが出来なかつた。

因つて政府は茲に特に一省を設け主務の大臣を置き以て中央に於て此等地域の利害を代表せしめ一層之が統治事務の進暢を圖る



こととなつたのである。

拓務省に於ては尙南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督することとなつてゐるが、此の二つは共に日本有数の特殊會社であつて南滿洲鐵道株式會社は南滿洲鐵道の外、各種の事業を經營して、同地方の經濟的發展に多大の貢獻を爲しつゝあり又東洋拓殖株式會社は朝鮮及滿洲其の他に於て、農事の經營及農業其他に對する金融を爲し邦人の海外發展に重要な役割を演じつゝあるが拓務省は之が監督官廳として社業の改善發達を圖り其の本來の使命を盡さしめる任務を有してゐるのである。

又拓務省に於ては移殖民の保護獎勵に關する事務を行つてゐるが元來移民は出移民國の社會的事情に於て將又入移民國の經濟的事情に於て相互の必要に應ずるものとして洵に結構なる事柄であるが其の取扱並に保護指導の方法に於て、一度誤があると殆ど取返しのつかない損害を移民出入兩國に與へるのみならず、移民をして異郷の空に哭かしのむる様なことが出来るので從て移民の保護指導に關しては特に圓滑なる事務上の連絡と、經驗と、熟練と、不斷の注意とを必要とする事は云ふ迄もないことである。

然るに從來我國に於ける移殖民事務の行政機關を見るに朝鮮移住の獎勵に關しては社會局の主管に屬し、樺太移住に關しては専ら樺太廳の主管とせられ海外移住に關しては社會局及外務省に於て國內と國外との地域に於て分擔するといふ有様で極めて複雑多岐に分れ、其の間十分の連絡を缺き、ために其の圓滑なる運用を期することが出来ない様な状態であつたのである。從つて之等の移殖民に關する事務を統一し、以て時代の進運に適應し、且移殖民事務の統制を計り、之が圓滑なる發達と國際平和の増進を期することも拓務省新設の重要な使命の一である。

拓務省は尙海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る任務を有してゐる。

我國は國土狭少で剩へ天然資源が極めて貧弱である爲國民の富を増大し其の生活を安定せしむるに就いて最も密接なる關係ある各種産業の發達及貿易の促進を圖る上に於て甚だ不利なる状態に置かれて居り現に産業の發達に必要な各種の重要な工業原料は殆ど之を海外より輸入し輸入總額の五割を占めて居る有様である。

故に海外に於ける確實優良なる原料生産地と圓滿密接なる關係を結ぶことは我國民生活上極めて必要なことである。

最近、邦人の海外に於ける拓殖事業の發展は稍見るべきものがある様であるが尙之を歐米諸國のそれに比すれば甚だ微々として振はないと云はざるを得ぬ、加ふるに海外拓殖事業に關する事務は從來は外務、商工、農林各省に分擔せられ其の間の連絡統一に於ては缺くるところが少なくなつた。

拓務省の一つの使命は之等海外拓殖事業を統一的に指導獎勵し國運の進展に寄與せむとするところにも存するのである。』(拓務省・拓務要覽・昭和四年版・一―四頁)である。

注意二 拓殖と移住を説くに當つて、大塚好氏の『日本人の移民的失敗』なる一文は是非顧みねばなるまい。曰く、

『北海道に移住した内地人はアイヌ族を壓倒して名實ともに彼等の手から北海道を占據した。然し同様な事實は、臺灣には實現させるわけにはゆかなかつた。人類的滅亡に門途して居たアイヌ族とは全然別種族の臺灣人は、四、二八四、九〇〇人(昭和四年現在拓務省調査)であり、内地人は僅かに二〇〇、七三〇人で、過去二十年間に政府及關係當局の保護獎勵によつて、移住したものは、其の中の一三一、一三四人に過ぎない。然かも恚ふした政府の援助の下に、二十年三十年と此の地で活動した移住民でも、相當に蓄財したものは内地へ歸還するものがあるが、彼等はそのため半世を惡戰苦闘したのだつた。官有地の拘下げ運動に成功し、其の開拓に内地労働者を欺いて連行し、適當な時期に、其の土地を高價に賣拂ひ、引卒して行つた労働者を、顧みないと言ふのは其の一例だ。臺灣人が、内地人の經濟的根據を覆さうとして居ると、土産話をした一牧師があつたが、これは日本民族の反省資料である。勿論未開地臺灣を今日の如く文化的樂地とした日本人の努力は、文明的であり、人道的であるが、其の感謝さるべき管の臺灣人から嫌はれなければならないと言ふことは、彼等の認識不足で解決さるべき問題ではない。

樺太には恚んなことはない。樺太に於ては、生産的行詰りで移住者自身が、自らを排斥して本國へ引上げはしまいかと恐れられて居る。それもその筈だ。樺太人千九百二十一人に對して、内地人二十四萬九千二百二十八人と言ふ(昭和四年拓務省調査)壓制的多數であるからである。然し他民族が排斥しなければお互同志が排斥し合ふから同じである。

朝鮮に於ける内地人の數は徐々に増加して居るが、統計上日韓併合が、其の増加率を上げて居ないのは興味あることである。千



九百萬人に近い朝鮮人に對して（昭和四年調査）、四十八萬八千四百七十八人で、徐々に増加の見込みはあるが、朝鮮人が内地人を快く思つて居ないことは、單に祖國を失はしめられたからといふだけの理由ではないやうだ。

關東州及滿鐵附屬地域に於ける人口の増加率は支那人が、過去二十年來の統計によると（昭和四年現在）、二・二八倍弱、内地人が四・〇三倍に餘り、朝鮮人は五・八八倍に近い。これは果して彼等の發展力の現はれだらうか、否日本の勢力によつて開拓された彼等の進出である。曾て滿鐵附屬地及關東州が日本の手に歸した時、當局者は二十年にして百萬の日本殖民を成功させなければならぬと計畫したと言ふが、今日の狀態は明に之を裏切つて居る。内地人二十一萬八千四百五十七人、朝鮮人一萬五千四百五十五人に過ぎないが、四十四萬餘人だつた支那人は百萬を突破してゐるのである。然かもこの領域内の日本人の半數近くは滿鐵關係者であるとすれば僅々十萬餘人の殖民は二十餘年の歲月を要して始めて作られたものと言ふことが出来る。さうして此の人々が支那人との經濟戰に於て受身の立場を辿りつゝあつたことは、日本民族の何を意味するだらうか。單に之をもつて、生活程度低き地への移民は不成功に終ると言ふ鐵則によつて規定されて居るとのみ考へるのが至當だらうか。アメリカに向つた日本移民が、生活程度低い日本から、生活程度の極めて高い所へ——と言ふ移民としての成功可能性の多い條件に近寄つたものであつたが、彼等は明に失敗してゐる。移民の目的が小金を貯めて歸ると云ふことであるならば或る程度までは成功したのであるが、同じ年代に移民し始めた伊太利移民と比してさへ問題になつて居ない。彼等が——日本移民より後れて太平洋岸に辿り着きながら、彼等は日本移民を制限させることに成功し、やがて禁止させることに成功して居る。二十年振りて最近紐育を訪れた一訪問者が、其の丈の低い人の増えたことに驚いたといふが、これは數十萬の伊太利移民が殖えたからだと言ふ。この數字上の敗北は、當然經濟上の敗北となつて來る筈である。勿論日本移民は排斥されたから——と言ふ理由もあるが、それは全てではない。

この排斥、失敗に就て興味あるのは米國に於ける夫れと、支那・朝鮮に於けるもの、南米に於ける失敗理由は、何れも其の内容を異にして居ることである。米國での排斥と失敗は既述の如くだが、支那・朝鮮では反對に優越を感じ過ぎて嫌はれることをし、貨銀の安いのを宜いこととして彼等を利用して却つて自分の足をさらはれるに至つたのである。

日本移民の失敗は、實に排斥されたことであると同時に、お互が排斥したことである。非社會的發展原則に忠實であつたことだ。『移殖民と教育問題』二二—二二八頁。

注三 拓殖と移住とは單に人口問題の解決策として必要なるのみならず、産業開發の點から見ても重要である。されば余は『拓殖と移住』によつて、國土の開拓に従事することは、人口を合理的に分配し、國內資源を開發する所以であつて、極めて有意義なことである。現に、食糧品として、朝鮮の米・臺灣の米と砂糖・南洋の砂糖・工業原料品として、朝鮮の金と黒鉛・臺灣の木材と樟腦・樺太の木材と石炭・南洋のコブラと燐礦等が、我が國の人口・食糧問題乃至産業開發について、寄與するところ多いが、それは、國土開拓の一成果である。（廣瀨・一二八—一二九頁）と指摘しておいた。

参考 我が植民地の主要産物

朝鮮の主要産物

種類	單位	大正二	昭和二	同
米	千石	一一、一一九	一七、二九九	一三、五一二
大麥	同	六、七二七	六、八一八	六、五七二
小麥	同	一、八一〇	一、八七五	一、七八二
燕麥	同	五七四	七七〇	七四八
裸麥	同	三四八	三八七	三九二
粟	同	四、五七六	四、九九四	五、二三三
稗	同	九五五	七二二	六七二
蜀黍	同	六五九	六八二	九七九



玉蜀黍	同	四八一	五五二	六一七
蕎麥	同	三九〇	六一八	六三二
大豆	同	三、六〇三	四、七四七	三、八一
小豆	同	一、一二二	一、〇三八	七六四
甘藷	千貫	五、六五六	二七、九九二	二八、二四五
馬鈴薯	同	五、七一八	一一八、一五九	一一二、一六四
大根	同	九、四二二	一六九、八〇七	一四二、八八八
梨	同	二七八	三、二六八	三、六〇二
苹果	同	三五五	五、〇〇三	五、一七八
烟草	同	三、七九三	五、〇六七	六、〇二九
陸地棉	千斤	一三、四四五	九六、八二七	一〇六、九二七
在來棉	同	三六、〇三四	四四、三一五	四九、〇九六
大麻	千貫	二、八六〇	五、六一八	五、四六八
繭	千石	三七	三五五	三八六
紅蔘	千圓	七〇二	二、四〇六	三、〇一一
用材	同	一、四六二	七、七三四	七、二三二
薪材	同	一〇、八七四	一四、四五六	一四、二一〇
製鹽	百萬斤	七一	一八三	二五四
漁獲	千圓	五、六二九	三一、七四一	三二、九九五

水產製造物	同	五、四四〇	四〇、二九〇	四四、八八六
屠畜	同	七、〇四六	一八、九一一	一九、六一四
牛	同	一、五〇七	二、九三六	三、二八二
豚	同	五、六九二	五、七二五	五、五三四
金	千圓	九七〇	四〇八	一五九
砂金	同	二九	五四	六〇
銀	同	二	八九一	一、〇二七
粗銅	同	二	二八六	二七五
粗鉛	同	二三四	二、八九〇	三、〇四三
鐵鑛	同	二五三	六、五二三	七、六五三
銑鐵	同	二五三	四〇四	四四一
黑鉛	同	五七〇	五、二八六	五、七六九
石炭	同			

朝鮮總督府統計年報による。  
 ×專賣局賣渡高。

臺灣の主要産物

種類	單位	大正二	昭和二	同
米	千石	五、一二六	六、八九九	六、七九五
大麥	同	一、一六	四	四
小麥	同	二三八	三	三



落花生	同	二二〇	四七〇	四七一
甘蔗	百萬斤	一、三七〇	二、一二五	二、一五五
甘蔗	同	一、五三一	七、四二〇	九、九七五
苧麻	千斤	一、四一九	一、九三二	二、〇〇四
黃麻	同	四、六二二	六、〇八三	七、三〇二
大根	百萬斤	—	九三	九五
里芋	同	—	二一	二一
椪柑(ボンカン)	千斤	三、三一	一一、七九九	一四、九九三
龍眼	同	七、五五二	二四、三四八	七、八三六
バナナ	同	二二、四三七	二二三、九〇二	二三五、七七七
パイナップル	千顆	—	二〇、九一二	三六、〇三四
砂糖	百萬斤	一一九	六八五	九六七
煙草	千斤	七二五	二、〇六八	二、五〇二
粗製茶	同	二二、五一六	一九、三一七	一八、三四三
精製茶	同	一八、〇七六	一七、二六五	一五、五八一
×阿片	千貫	二八	一〇	九
木材	千圓	—	五、六〇七	五、八一六
製材	百萬斤	一四八	一六九	二二四
漁獲	千圓	一、四二二	一〇、八二二	一二、六七〇

臺灣總督府統計書による。  
×專局賣下高。

樺太の主要産物

水産製造物	同	四〇三	二、五〇五	二、七〇七
水産養殖	同	八三四	三、九二一	三、四〇二
屠肉	同	七二一	七〇四	八〇四
猪肉	同	一二、〇八八	二九、九二八	三一、五二二
金銅	同	一、五〇二	六一一	三七七
金銀	同	二三	一、二七〇	一、四九〇
石炭	同	一、二二二	一六、九三三	一三、五四八
石油	同	一一四	一、九三六	七三〇
揮發油	同	—	一〇一	二〇一
硫黄	同	六三	四九	五四
裸麥	千石	一〇	九	九
燕麥	同	一六	二	一三八
小麥	同	—	七五	三
蕎麥	同	—	七	一〇
豌豆	同	—	三	四



公民教育資料大成

馬鈴薯	千貫	二、一八〇	三、三六〇	七、一八八
大豆	同	九五	一、六一二	一、九一六
牧草	千圓	一〇一	三八八	三九四
木炭	同	一〇一	九、一七六	一一、七二四
木材	同	一〇一	四二七	三七七
猪肉	同	一〇一	八九	一一四
屠肉	同	一〇一	七六	一一五
水産物	同	一、六二五	一五、七〇五	二〇、五五七
石炭	千越	一	三五七	五三九
バルブ、製紙材	千圓	一	四〇、四五五	四五、一一一
製材	同	一	二、三〇五	一、六三五
包米	千石	大正二二	昭和二	同
高粱	同	二四四	六七八	八四四
粟	同	六五	一九二	二二九
大豆	同	六一	一四二	一三五
大豆類	同	七五	二〇七	二〇二
大豆根	同	八、四二五	一八、三六五	一九、二四一

關東州の主要産物

樺太廳統計書による。

白菜	同	一〇、一五五	一七、七五四	一八、〇三四
甘藷	同	四、八三〇	一三、四〇一	一三、九三八
馬鈴薯	同	八五七	四、五二七	四、二八六
落花生果	同	* 五、六三四	* 九六、八一二	* 一〇二、三三八
落花生	同	一	三、三三七	四、四〇〇
苹果	同	一	一、二三二	一、〇四七
梨	同	一	八〇七	六六一
陸地棉	同	一	三七〇	四〇七
繭	石	一	三、五一四	四、二九七
漁獲高	千圓	六五〇	一、〇一三	一、二四二
水産製造物	同	二七四	一、三三二	一、三〇八
製鹽	同	五六五	二九	二三
屠肉	千頭	六	七九	八三
猪肉	同	三五	八、七五四	八、四七三
石炭	千噸	二、二八一	五九一	七一
鐵	同	一	一	一

關東廳統計書による。  
 ×黄豆、青豆、綠豆、黑豆、小豆の合計。  
 \*大正二年分は支那斤、一支那斤は旅順にて一三五匁、大連にて一四二匁、金州にて一四五匁。昭和二及三年分は穀付一石(日本石)一〇〇斤として斤量に換算。



南洋群島の主要産物 (昭和四年)

九九〇

産物	單位	數量	金額
甘蔗	千貫	三五五	六四
薯類	同	三七三	八四
芋類	同	七五六	一四九
バナナ	同	一、〇九六	二六七
木瓜	同	七一九	一四三
麵果	同	七八一	八二
甘蔗	同	三、四〇〇	四〇五
ココナツ	同	三五、六九〇	五四一
精糖	噸	一〇、四五〇	一、四六〇
砂	千石	四、四四二	九七七
魚獲	噸	三四、五四〇	三四三
磷	噸	六四、四五九	一、四一五

「南洋群島現勢要覽」による。

(昭和六年版國勢圖會)

第三節 海外發展

國民が進んで海外に新天地を求めて發展することは、人口問題解決といふ點からいへば、甚だ不

徹底のものであらう。蓋し明治以來獎勵實行せられた海外移民が、昭和五年十月一日現在に於いて六十萬に充たす(在外邦人總數六十六萬二十九人關東州及び南洋群島を合すれば七十八萬七千三百三十八人であり、このうちには官吏、會社員等を包含するが、その大部分は海外移民と見て差支ないであらう)、内地人口一年間の自然増加にも及ばないからである。それは寧ろ國民が海外の有望な土地に於いて夫々の生業に従事し、殊に食糧品、工業原料の生産をなしてこれを内地に輸出し、また内地よりその消費する財貨を輸入することによつて、我が國の商品市場の擴大、貿易の發展に寄與し、産業の振興に貢献するところ多きが故に、重要視せられなければならないのである。従つて、海外發展を以て、單に人口食糧問題の解決案とのみ見ることは、偏見たるを免れない。

我が國民の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃までに海外に渡航したものもあつたが、其の後徳川幕府の鎖國政策によつて久しく阻止されて居た。然るに、明治元年横濱駐在のハワイ領事の日本政府に對する交渉により、ハワイの甘蔗園に日本移民を送る契約が締結され、百五十三名を送つて、明治維新以後に於ける移民の端緒が開かれた。併しながら、この移民は、風俗習慣の差違、言語の不通等種々の原因から、殆んど失敗に歸し、翌二年に四十名の歸國者を出してゐる。かくして、ハワイへの移民はその後暫らく中絶してゐたのであるが、明治十四年ハワイ王の來朝があり、日布渡航條約、勞働移民條約、航海條約が締結され、十八年再び九百五十一名が渡航し、漸次有望なことが認められて、二十七年までに約三萬人に達した。

移民の増加と事業の發展に伴つて、政府は明治二十七年に移民に關する事務を移民會社に委ねたのであるが、日清戰爭後の好況と相俟つて海外發展の氣運大いに興隆し、移民會社の續出を見る



に至つた。かくて、政府はこれらの会社によつて移民が搾取される危険あるを懼れて、明治二十九年に移民保護法を制定した。民間に於いても翌三十年には島貫兵太夫氏によつて日本力行會が創立せられ、海外移住希望者の人事相談、渡航者萬般の指導、海外事情の紹介などに従事した。この移民會社によつて、明治三十一年には、ハワイへ一萬餘人、カナダ、濠洲へ各一千人、翌三十二年ハワイへ二萬三千人、北米へ三千人、カナダへ千七百七十人、南米最初の移住者として、秘露へ七百九十人、その他合計三萬一千餘人が渡航した。このうち、ハワイ移民は殆んど契約移民であつて、耕主の横暴、移民會社の惡辣行爲等によつて、移民は非常な苦しみを嘗めてゐた。而して、明治三十一年にはハワイが米國に合併され、三十三年にはその一州となつて、契約移民が禁止され、移民會社は大打撃を受けた。併しながら、残存した會社は、フィリッピンへ二千二百人、秘露へ千三百餘人、メキシコへ千二百餘人を送り出した。

明治三十七年頃からは、ハワイの邦人は續々米本國へ轉航し、内地からも自由渡航が多く、同三十九年には千七百人、同四十年には二千七百の渡航者があつた。かくて、明治三十五年五千人に過ぎなかつた在米邦人は、六年後の四十三年には九萬千餘人となり、毎年一萬人の増加を見る状態となつた。然るに、渡航者の風采及び教養上の缺陷、ハワイ耕主の惡宣傳などと、將來に於ける邦人の發展を忌み恐れる心から、遂に排日運動が起つたため、移民熱はメキシコに轉向するに至つた。即ちメキシコへは明治三十九年に五千人、翌四十年には三千七百人が契約移民として渡航した。

アメリカに於ける排日運動はその後も猛烈を極め、邦人の土地所有及び租借を禁止し、移住の目的は大半失はれるに至つた。我が政府も移民制限方針をとり、海外移民は急激に減少した。併し

ながら、この時期に於いて注目すべきは、邦人の南米進出であつて、四十一年には最初のブラジル移民として八百名の契約移民が航海し、また、ベルーへも二千八百名が渡航して、南米移民の基礎を礎いたのである。

斯くの如き政府の制限方針によつて、明治四十二、三、四年と移民數は激減したのであるが、大正元年頃から再び増加の勢を盛り返へし、大正二年には二萬人を超えた。その後も年々一萬人程度の移民を送り出してゐたが、人口問題、食糧問題と關聯して、盛んに海外發展の必要が唱道されるに至り、政府の移民制限方針も當然破棄されねばならなくなつた。而して、大正四年には廣島と熊本に海外協會が設立され、移植民の宣傳獎勵と指導保護の事業を開始した。また、大正七年から和歌山、防長などの海外協會も相次いで設立され、政府も制限方針を棄て、日本人を排斥しない地方へは、積極的に移民を送り出す方針を執るに至つた。かくて、先づ政府は大正十一年海外興業會社に補助金を交付し、移植民思想の宣傳普及と保護教養の施設を議せしめた。この政府の方針に力を得て、各府縣に海外協會が續々設立され、ブラジルに土地を買入れて移民を送る計畫を立てるに至つた。信濃海外協會の如きは、大正十四年四百五十名を購入地に移住せしめた。

昭和二年には海外移民の素質を優良にし、海外發展を圖る目的の下に、海外移住組合法の制定施行を見るに至つた。即ち、此の法律によつて、海外移住組合は組合員（又はそれと同一の家に在る者）に海外移住に必要な資金を貸付け、又土地建物を讓渡或は利用せしめて、舊の如く徒手空拳海外に移住して一獲千金の行爲をすることなく、健實且つ永久的なる地盤の開拓をするように移民を助成せんとするのである。そして、海外移住組合はその經濟的基礎を強固にするため、共同し



て海外移住組合聯合會を組織することを得、同組合及び同組合聯合會には産業組合法の規定を支障なき限り準用し、以て組合の發達と組合員の相互協同とを助長せんとするのである。斯くて、同年岡山、廣島、三重各縣に海外移住組合が成立し、ついで聯合會も設立され、ブラジルに土地を購入したのであるが、これによつて従來の勞働移民と性質を異にする所謂企業移民が出現するに至つた。而して別にまた移民收容所規則が作られ、これに基いて神戸に國立移民收容所が設置され、移民の保健修養に努め、専ら優良移民の海外進出が企圖されてゐる。これらはいづれも主として南米殊にブラジルへの移民を目的とするものである。かくの如く南米の拓殖事業が有望視された結果更に拓殖事業會社が設立され、自己の事業地に移民を入れて、事業を始むるに至つた。

かくて、昭和四年六月には、拓務省が設置され、我が海外移殖民及び拓殖事業はその主管に移り、官民協力して國民の海外發展の實を擧げることとなつたのである。

昭和五年十月一日現在の外務省調査に依れば、在外邦人總數は六十六萬二十九人で、關東州及び南洋群島を合すれば七十八萬七千三百三十八人に達する。このうちには、官吏、會社員等を包含してゐるが、その大部分は海外移殖民と見て差支ないであらう。今、在外邦人を在留地別に多數順に見るときは、その内譯は次の如くである。

ア	メ	リ	カ	一二七、六〇九
ハ	ワ	イ		一一〇、九〇九
滿	洲			一一七、九八三
ブ	ラ	ジ	ル	一一六、五〇五

關	東	州	一〇七、二七四																
中	華	民	國	香	港	七八、〇七七													
英	領	カ	ナ	ダ	二〇、八三八														
ペ	ル	イ		二〇、五二五															
南	洋	群	島	一九、八三五															
フ	イ	リ	ツ	ビ	ン	及	グ	ア	ム	島	一九、六二八								
英	領	馬	來	海	峽	植	民	地	英	領	北	ボ	ル	ネ	オ	そ	の	他	七、六四九
メ	キ	シ	コ	五、九〇六															
ア	ル	ゼ	ン	チ	ン	四〇、二九													
大	洋	洲	三、九五二																
蘭	領	印	度	及	ペ	ル	シ	ヤ	二〇、二七										
其	他	共	計	七、八七、一三八															

これによつても知られる如く、從來、我が國民が最も多く移住したのは、アメリカ合衆國本國及びハワイであつたが、明治四十年の日米紳士協約によつて移民が制限され、更に大正十五年の移民法によつて禁止されて、今日に於いては全く絶望である。併しながら、他方、南米諸國では、國土開發のため、有利な條件で、日本人の移住を歓迎してゐる。次に、現在我が移民の對象となつてゐる中米・南米諸國及び南洋方面の事情を概観しよう。

(一) ブラヂル その面積は八、五二四、七七八方軒で、日本内地の約二十二倍に及ぶ大國で、しかも



人口は四〇二七三、〇〇〇人に過ぎず、その人口密度は一方軒に付き五人、我が内地のそのの三十五分の一に當る。もし、日本と同じ密度まで收容するとすれば、實に十四億を越ゆる人口を有し得るのである。如何に未開地が多く、勞力の不足を告げてゐるかを知らるに足らう。而して、熱帯から亞熱帯にわたるため、中部以南のブラジル大高地も、北部の大アマゾン平原も、凡ゆる有用植物の成育に適する土地で、全世界の産額の七割を占めるコーヒーを初めとして、玉蜀黍、マンデオカ、米、砂糖、豆、棉、煙草、茶、果樹等々、熱帯産の植物は、殆んど肥料を施すことなくして成育するのである。牧畜、林業等も將來有望視せられてゐる。しかも土地は廉價で日本人の取得も容易である。また、國人の種類の偏見も少く、排日の機運なども殆んど見られず、門戸開放である。更に、氣候は、日本人の多數在住するサンパウロ州の最高温度三十一度、最低九度、平均二十一度で、ほとんども我が九州の氣候に類似し、熱帯とは云へ相當凌ぎ易い土地である。

邦人のブラジルへの渡航は、明治四十一年を以て最初とし、大正二、三年頃から年々數千の移住があり、大正十二年から漸増し、昭和三年には一萬二千、四年には一萬五千に達したが、昭和五年には日本内地の不況深刻となり、加ふるにブラジルの政變と農業恐慌の影響によつて一萬三千七百四十一人に減じた。併し、昭和六年九月末現在の調査に依れば、在留邦人十二萬四千人に達してゐる。而して、このうち十一萬六千五百五人はサンパウロ州に居住してゐる。これを職業別に見れば、大部分が農業を目的に渡航したゞけに、農業が絶對多數を占め、推計約十一萬三千餘人、商業一萬三千八百九十八人、工業七百三十人、公務自由業四百七十七人、家事使用人二百七十人となつてゐる。農業者の大部分はサンパウロ州に於いてコーヒーの栽培に従事してゐる。サンパウロ州の

コーヒー園はその數四萬、コーヒー十億餘本を栽植してゐる。邦人の大部分は、その除草、採實等の勞働に従事して、その經驗と蓄積し得た資金を以て獨立經營者となるのである。中には日本より資金を携へて行つて初めから獨立農業者となつてゐるものもある。近年米、棉、煙草、甘蔗等の栽培も漸次に多くなり、果樹、蔬菜等の栽培も行はれ、殊にサンパウロ市附近の馬鈴薯栽培の如きは、その聲價が高くなつてゐる。農業上に優秀な技能を有する日本人は、サンパウロ州に於いて着々その地歩を占め、中には數百町歩の土地を購入し、大農園を經營しつゝある者もある。

併しながら、近時、サンパウロ州への集團が何かの支障を來たすことなきかを慮り、他の諸州への進出も漸く目覺ましきものがある。

移民と同様に重要な要素をなすところの拓殖事業も好成績をあげ、前述した諸會社、諸團體の支配する土地を合すれば、實に二百七十餘町歩に達する状態にある。

(二) アルゼンチン 面積は二、九七八、五九〇方軒(一九二九年五月一日調査)で、我が國の約七倍であるが、その人口は推計一一、一九三、〇〇〇(土人約八四〇、〇〇〇人を除く)過ぎず、その人口密度は一方軒に付き僅か四人(土人を加ふれば六人)である。而して、總面積の五割餘は農耕可能地であるといはれてゐるが、一九二八年の耕地總面積は二五、九三〇、〇〇〇ヘクタールで、總面積の一割に満たない。氣候は南北で差異があるが、中部は一般に溫和で、麥、玉蜀黍、亞麻、棉、砂糖、アルファルファ、煙草、果實等の栽培に適し、草原や高原は放牧に適する。

日本移民の最初は明治四十年であり、その後、連年渡航者はあつたがその數は少く、その總數は前記の如く、四千二十九人に過ぎない。そのうち二千七百七十五人は主都ブエノスアイレス市に住



し、職業の判明した者では、工業六〇六人、商業二九五、交通業一三一人、農業一〇七人といふ状態で工業に従事するもの最も多く、そのうち四四八人が繊維工業に従事してゐる。邦人の農業では棉花、マテ茶、その他園藝、キナ、コカ等の薬用植物の栽培が主なるものである。

(三) ペルー 面積は一、三八二、八三二方秆、人口は推計六、二〇〇、〇〇〇人で、その人口密度は四人に充たない。その主要産業は農業と鑛業とである。

本邦移民が初めて渡航したのは明治三十二年で、昭和五年末現在の在留邦人は二〇、五三五人である。そのうち一萬七千餘はリマ市に居住し、その他カオヤにも多く、都市集中の傾向が著しい。従つて、これを職業別に見ると、

商	業	六、七七七人
農	業	二、三五一
工	業	一、四七〇
公務	自由業	一六七
交通	業	一六五

であつて、商業に従事する者が最も多い。

同國に在る邦人農業者は、主として棉花の栽培に従事し、既に土地を購入して獨立經營をなしてゐる者もあり、本邦の會社も二三棉花栽培事業に着手したのものもある。なほ、甘蔗の栽培、林業、牧畜等も將來發展の餘地あるものとされてゐる。

(四) 其の他の南米諸國 以上の外チリ (面積七五一、六〇五方秆、人口四二八七、四四五人、人口

密度一方秆に付き六人) 一九三〇年一月二七日調査、主要産業は農業及び鑛業、コロンビア (面積一、二八三、四〇四方秆、人口七、八五一、〇〇〇人、人口密度一方秆に付き六人) 一九二八年調査、主要産業は農業、製糖業、ポリヴィア (面積一、三三二、〇〇〇方秆、人口推計二、九一一、〇〇〇人、人口密度一方秆に付き二人、主要産業は農業)、パラグワイ (面積四四五、〇〇〇方秆、人口推計八四四、〇〇〇人、人口密度一方秆に付き二人) 一九二九年調査、ウルグワイ (面積一八六、九二六方秆、人口一四、二一七、八六四人、人口密度一方秆に付き十一人) 一九三〇年一月一日調査、主要産業は農業と牧畜、ヴェネズエラ (面積一、〇二〇、四〇〇方秆、人口三、〇二六、八七八人、人口密度一方秆に付き三人) 一九二六年六月一日調査、主要産業は農業) 等の諸國はいづれも各種の農業に適し、邦人の入國に對する制限も設けられてゐない。現在の在留邦人は、チリ一六一三人、ポリヴィア五五一人、パラグワイ八人であつて極めて少い。近年コロンピヤへは、外務省が移住を奨励し、移住者を送つた。

(五) メキシコ 面積は一、九六九、一五三方秆、人口は一六、四〇四、〇三〇人、人口密度は一方秆に付き八人に過ぎない (一九三〇年五月一五日調査)。耕地面積は五、一三〇、一八七ヘクタールで、總面積の二・五%に當る。主要農産物は、玉蜀黍、甘蔗、砂糖、棉花、麥類、米、煙草等である。その他林業、牧畜も有望視され、鑛産物は銀が最も有名で、銅、金、石油、石炭等である。

邦人移民の渡航は明治三十年に初まり、三十九、四十年頃に激増したが、熱病、革命、内亂等のため失敗に歸し、近年甚しく減少した。現在邦人の在留するもの五千九百餘人、主として農耕、園藝、畜産等に従事し、また、商業、製鹽業、會社銀行員、理髮、浴場を營んでゐる。

(六) フイリツピン群島 南米に次いで重要な移植民地は南洋で、中にもフイリツピン群島はブ



ラジルに次いで有望なりとされてゐる。本邦移民の渡航は明治三十三年に始まり、三十六年には二千二百餘人、三十七年には二千九百餘人の渡航を見、昭和五年十月一日現在に於ける在留邦人は一萬九千六百二十八人を數へる。このうち、マニラ市に三千九百八十四人、マニラを除いたルソン島に三千五十二人、ダヴァオ、コタバト州に一萬二千五百九十二人が居住してゐるが、かくの如くダヴァオに最も多いのは、邦人の麻栽培事業が盛んなためであつて、移民の大多數はこの麻耕地に於いて勞働してゐるのである。農作物の主要なものはマニラ麻である。元來このダヴァオの麻の栽培は邦人の手で始められて、今日の發達を遂げたものであつて、現在植付面積は四萬エーカーに達する。この外に米、玉蜀黍の栽培も行はれてゐる。また、漁業移住者も相當あり、表南洋に活動して可なりの成績をあげてゐる。なほ、大工、左官等の職業に従事してゐる者も相當多い。

(七) 南洋各方面 英領マレー及び海峽殖民地(昭和五年現在の在留邦人六、九八九人)、英領ボルネオ、サラワタ國(同六六〇人)、蘭領東印度(同七、〇四七人)、英領印度(同、九九八人)、ジャム(同四一六人)、佛領印度支那(同四〇五人)等があるが、在留邦人中には、會社、銀行、商店員等が多く、家事使用人、小商人も相當多い。農業方面では經營者が多く、蘭領東印度、マレー半島では大部分ゴム及び椰子の栽培に従事してゐる。たゞジャワでは麻の栽培が首位を占め、外に砂糖、茶等がある。南洋方面では、支那人と土人の廉價な勞働者が得られるため、勞働移民は少い。發展の途は栽培企業の方面にある。鑛業方面では、海峽植民地に於いて邦人會社によつて鐵の採掘が行はれてゐる。漁業も相當有望である。なほ、小資金を有つてゐる移住者が小商人となり、手先の利く者が小工業に従事することは、かなり有望であるとされてゐる。

海外移民は、海外發展の主要部分をなすものであるには相違ないが、その全部ではない。資本の海外進出も亦、實に、海外發展の他の手段なのである。この點からいへば、南洋における麻及びゴムの栽培、鐵鑛の採掘、南米に於ける珈琲の栽培等は、甚だ重要であり、現に南洋に於ける邦人會社の鐵鑛の如きは、我が製鐵原料の五割を供給してゐる。中華民國、滿洲國に對する投資も、巨額に上つてゐる。

中華民國への投資のうち、その主要な部分を占めるものは綿紡績業への投資であつて、中華民國との競争の激甚なることは既に前章に於いて述べたところである。而して、現在は資本の大なる點に於いても、工場經營の手腕に於いても、在華日本工場は中國工場に比して優れてゐるが、中國工場も鋭意その刷新に努め、且つ日貨排斥、國貨提唱等の政治的活動によつて、その全力を日本工場の進出に備へて居るため、その打撃は小さくない。

一九三〇年に於ける中國紡績の錘数は二百三十三萬六千餘錘で、日本工場の錘数は約百五十萬錘であつたが、翌三一年に至り中國紡績は六萬餘錘、日本紡績は優に十萬餘錘を増加してゐる。併し、三〇年に於ける上海の中國紡績の生産高は綿絲五十六萬餘捆、綿布十四萬七千餘反であり、日本紡績の生産高は綿絲六十九萬七千捆、織布二十一萬六千餘反である。中國全體に就いて見るに、中國紡績は綿絲百四十五萬八千捆、綿布三十五萬七千餘反であり、日本紡績は綿絲百萬八千捆、綿布三十一萬五千反である。以上の錘數と生産高とを比較することによつて、日華兩國工場の經營状態を窺ひ知ることが出來よう。今、一九三一年に於ける日華英の紡績業の狀態を比較すれば次の如くである。



工場	日本	支那	英國	合計
工 場	四三	八一	三	一二七
錘 數(單絲)	一,四八九	二,三二七	一五三	三,九六五
同 (燃絲)	一六三	六九	—	二三二
織 機	一,一七	一六	二	二九
勞 働 者	七	六	一	一五
棉花消費高	三,〇〇三	五,九二八	三,〇〇	九,二三〇
生産高(綿絲)	七五	一,四七六	一三〇	二,三五六
同 (綿布)	八,一五四	六,六二六	—	一四,七八〇

關稅の増徴と銀價下落により、輸入綿布の價格騰貴で、中國紡績も漸次細手の紡績に力を入れ出してゐるが、上海に於ける中國人紡績の細番手錘は總數の四割五分を占め、日本人紡績は五割半を占めてゐる。而して、その販路について見るに、黄河以北は日貨排斥にも拘らず、日本品の地盤は牢固たるものがあるが、長江下流及び南支地方は日本品の販路は殆んど斷たれた觀がある。

なほ、一九三二年には、滿洲事件、上海事件の餘波を受けて、頑固なる排日貨が行はれたにも拘らず、上海を中心として紡織機共に増加を示してゐる。即ち、在華日本紡績同業會の調査によれば、一九三二年一二月末日現在の在華邦人紡績(滿洲國、關東州をも含む)の錘數百七十八萬八千四百九十二本(昭和六年六月末に比し七萬五千五百三十六本増)、燃絲錘數二十八萬四千六百六十本(四萬六千八百七十二本増)、織機一萬八千二百九十五臺(二千八百九十五臺増)である。此のうち、上海に於ける邦人紡績の錘數は百二十八萬二千六百十六本、燃絲錘數二十六萬六千三百六十本、織機一萬二千六百三十八臺である。

次に、滿洲國への資本進出に就いて述べよう。滿洲の地は、元來、我が國の生命線といはれ、現に滿洲に於ける我が國の投資は、南滿洲の外國投資の實際上の獨占權を有する最大のもので、外國投資の七割以上を占めてゐる。而して、日本の投資は主として南滿洲及びその租借地域内になさるゝ一方、また北滿に於いても著しきものがあり、近年はそこに發展を示しつつある。

今、南滿洲鐵道株式會社の最近の發表によれば、滿洲に於ける日本の投資は次の如くである。

投 資 者	投 資 項 目	金 額 (圓)
直 接 業 事	鐵 道	一七〇,二三〇,九六〇
	鐵 道 工 事	六,四六五,〇三二
	港 灣 並 に 阜 頭 設 備	八三,二〇〇,九四八
	炭 坑	一一七,八七一,九七七
	頁 岩 油 工 場	八,八二四,四六一
	鐵 工 場	二七,七一六,七一六
	化 學 肥 料 製 造 工 場	五〇,九三九
	衛 生	一五,八四二,〇〇六
	教 育	一四,三〇四,六七一
	都 市 事 業	一四六,一二五,五三〇
合計		一〇〇三



南滿洲鐵道株式會社

一〇〇四

その他	
計	計
關係會社證券及び公債	五、四三五、九六六
支那鐵道への貸付及び工業獎勵貸付	七、四二〇、六九二、〇〇六
支那鐵道の建設契約に對する現金前貸、預金、未徴收のクレジット等々	九、三三九、〇八九
合 計	六、九一八、五八六、九
果 計	一、五八一、五八、三八四
合 計	三、二〇、七三五、三四二
日本政府の保證	一、〇六二、八〇四、五四八
日本諸會社	九八、七三〇、八二三
日本諸會社	二〇、二八二、〇八〇
諸會社の投資せる資本財源	四、三九〇、〇三、四一〇
日本人個人	九四、九九一、五六〇
個人の投資せる資本財源	五、五四、二七七、〇五〇
合 計	一、七一五、八二二、四二一

かくの如く、滿洲に於ける日本の總投資の最大部分のは南滿洲鐵道會社によつて占められてゐる。而して、その直接事業は、鐵道、工場、港灣及び埠頭設備、炭坑、鐵工業、化學工場、衛生設備、教育機關、都市事業その他を含み、約七億四千萬圓以上の價額に達する。その外に、關係會社の證券ならびに公債を所有し、總額二億圓に上る支那鐵道への貸付並びに現金前貸をなしてゐる。従つて、南滿洲鐵道株式會社の總利權は十億を越ゆるものと見ることが出来る。日本人諸會社及び個人は五億以

上と算せられる投資を有し、日本諸會社及び日本政府の支那政府及び個人への貸付は一億圓以上上つてゐる。而して日本諸會社及び個人は、銀行、油房及び製粉所、その他諸種の工場、運輸並びに廻漕代理店、鑛山、森林、農業企業、大輸出機關、その他を所有してゐる。

以上の如く、我が國の滿洲に於ける投資は十七億圓を越え、支那に對する貸付を除いて、約十六億圓に上つてゐる。

さて、滿洲は、その北部に廣大な森林を有して、その木材蓄積量は殆ど無盡藏といはれ、工業原料たる鑛産物に於いても、鐵鑛、石炭の埋藏量は極めて豊富である。然かも、今や、滿洲國の獨立なり、種々なる方面に於いて我が國との提携も成立して、滿洲に於ける日本資本の投資は將來極めて有利な状態におかれてゐるのであるから、滿洲に資本を投下して、産業上の資源を開發し、經營の才能を發揮して、我が産業界に生氣を與ふことは、我が國にとつて極めて必要なことであらう。併しながら、茲に注意すべきは、我が國から滿洲國に移民を送ることは、生活費の極度に低い滿洲民との競争に於いて、必ずしも、成功を期することが出来ない、といふ一事である。

注意一 正確なる事實上の認識を基礎として海外發展の雄圖を策せしむべきであつて、徒らに一時の興奮に驅られて所謂暴虎馮河の勇に出づるなきを必要とする。その爲には、海外發展の適地について十分なる認識を與へるとともに、既に海外發展地として知られてゐる諸地方に於ける邦人發展の状況を明瞭にし、以て後者の誠とせしめるところがあらねばならない。高等小學讀本卷四第十一課の『ハワイ通信』は、かやうな見地からするも、尊い材料である。その全文は次の通りである。

『拜啓先日は御懇書にあづかり有難く存候益々御壯健の由折角御勉強祈上候私事も丈夫にて愉快に執務致居候間御安心なし下さ



れたく候さて本日は御返事かたゞ御参考までに當地の状況の一斑を申上ぐべく候  
 常ハワイはアメリカ合衆國の領土にて十餘の島より成立ち居候總面積は約一萬七千方キロメートル我が四國よりはやゝ小さき  
 くらゐにて其の中ハワイ島が一番大きく次はマウイ島其の次はオアフ島に候小生が唯今在住候ホノルルは此のオアフ島に在り  
 ハワイ第一の都會に候

ホノルルは我が横濱より三千四百海里アメリカ合衆國のサンフランシスコまでは二千海里これあり日米間航路の唯一の寄港地  
 とて此の間を航行する船は殆ど立寄らざるなく航海者にとりてハワイは全く洋上のオアシスとも申すべき地に候  
 本島の人口は三十餘萬に候が其の内土人は其の一割にも足らず他はアメリカ人と各國の移住者にて候我が國人は明治元年より  
 移住し始め今日にては約十三萬外國人中最も多數を占め居候多くは農業労働者にて甘蔗・パイナップル・コーヒーの栽培製糖等  
 に従事致居候また漁業に従事するものも相當これあり此の方面はむしろ日本人の獨占とも申すべく候とにかく日本人が永年ハ  
 イの産業の爲盡くしたる事は非常のものにて當地産業の發達は實に我が國人に負ふ所少からずと存候當地には斯く多數の同胞居  
 住致居候事とて之を相手とする邦人商店の多きは勿論總領事館あり銀行あり其の他日本語學校百五十餘校邦字新聞社十數社神社  
 寺院八十餘以て如何に日本人が當地に活動しつつあるかを御推察願上候日常の生活に於ても衣食料品等本國の品物を求むるに  
 何一つ不自由とはこれなく故郷を離れて遠地に參り居る感は殆どこれなく候

當地はいはゆる熱帯圏内にある事とて何人も暑熱焼くが如き處と想像致候へも參りてみれば案外にて絶えず海風吹渡り殊に驟  
 雨多きため存外涼しく氣温は年中十五度より三十度くらゐを上下し誠に心地よく候學校の冬休に子供等が海水浴をするなどは日  
 本にてはとも考へ及ばぬ事なるべく候斯様に氣候に變化少きため年中植物のよく繁茂するは驚くばかりにて當市の名のホノル  
 ルといふも「ゆたか」といふ意味なりと聞及び候當地に參りて海岸に立ち並ぶ椰子の並木の見事なるには誰しも先づ一驚致す處  
 に候が足一步島内に入れば此の外南國特有の常磐木緑を滴らし其の下陰には紅黄紫白色とりどりなる美花咲亂れ更に傍には果々  
 たる果物のみのりをるなど春とも夏とも秋とも申されぬ光景全くハワイは常春の國常夏の國常秋の國にて四季の最も好きところ

のみを集めし地とも申し得べく候殊におもしろきは四季の現象を一本の木にも見らるゝ事にて一方に若芽萌出でつゝある他方に  
 は綠葉茂り花美しき枝の陰には見事なる果物熟し居候

當地が自然の恵に浴する事豊かなるは植物にのみ限り申さず動物にも羽毛美しき鳥類非常に多く處により野生の孔雀七面鳥など  
 の居るも珍しく候反對に猛獸と申すものは殆ど居らず多からんと思はるゝ蛇の全く居らざるも意外に候

終に最も美しき天象の事を申し添へ候當地が熱地の常として驟雨多き事は前に記し候が其の雨後の美觀は何とも申されず生ひ茂  
 れる椰子の間より白雲ふはりくゞと浮かぶかと見れば七色彩かなる虹の二重にも三重にもかゝるなど内地にては想像も及ばぬ美  
 しさに候殊に此の虹は晝のみに限らず夜も現れ夢のやうなる其の姿はさながらお伽話の國に在る心地を致させ候又空氣清きため  
 空も限なく澄みをる事當地の一特色にて何時も月色の美しき事日本の秋にも勝り候此の月を眺めかの花に圍まれそよぐと吹く  
 涼風の中に居る心地御想像なしたされたく候

なほ此の外にもキラウエヤと申す火山の壯觀當地特有なる魚類の美しさ土人が傳ふる不可思議なる傳説など申上ぐべき事は數々  
 これあり候へどもそれ等は他日に譲り候太平洋上日米の接觸點たる當地の貿易上其の他より見て如何に重要なる地點なるかはこ  
 こに説くまでもなき事と存候

とにかく常ハワイは煙波果なき太平洋上の一オアシス否人世に隔絶せる一別天地否々自然の恩恵豊かなる極樂世界とも申すべく  
 小生は此の極樂中にありて毎日楽しく働きをる事を申し添へて筆をとゞめ申候早々

年月日

西田洋一

青山 茂様

注意二 海外發展に功を收め得るか否かは、その究極において確固不拔の精神の存否に依存する。『海外發展は謂ふは易いけれ  
 ども行ふには一大決心を要し、而も身體強健で忍耐力強く、且つ自然を樂しむだけの高尙な趣味を有つてゐなければならぬ。一旦  
 大なる意氣を以て海外移住をしても少しく成功すると故國に歸らうとするのが日本人の常であるが、大なる雄圖を果す爲には、骨



を萬里の外に埋めるだけの覺悟を有つて渡航することが必要である。』(白上・一三三—一三四頁)といふのは、洵に適切な注意である。この點に關しては、牛島謹爾氏の事蹟を取扱つた高等小學修身書卷一第十二課『進取の氣象』は、儒夫をして起たしめるに十分であらう。その全文に曰く、

『滔々たる大河の水は、夜も晝も流れ／＼てやむ時がない。遠い古から人類の文明が進み進んで今日の發達を見、更に進んでやまない有様は、かうもあらうと思はれる。』

進み進んでやまないのは我が國民の意氣である。幾千年の國史の成跡を一貫してゐるものは、此の國民進取の氣象である。大化の新政も明治の維新も皆此の氣象から生出されたのである。世界いづれの國にあつても、國運が隆昌に向つてゐる國は、其の國民に進取の氣象の盛でないものはない。

進まう／＼とするのは少年に特有な氣持である。此の氣持があるから、少年の前途はのび／＼として楽しいのである。しかし進むといつてもあてなしに進むのはよくない。必ず正しい目的を立て、又よく事情を考へて進むべきである。かやうにして前途にどんな障礙があらうとも、河水が巨岩を穿つて流れる勢で進まなければならぬ。小さな成功をしても決してそれに安んじないで、河水の流が一たん涸たるとも、更に早い瀬となつてほとぼるやうに、目的に向つて勇ましく進んで行かなければならない。

牛島謹爾は久留米在の舊い農家に生まれ、明治二十一年、二十五歳の時、志を立ててアメリカ合衆國に渡つた。

其の頃の渡米者は、大てい修學を目的とし、將來は日本に歸つて官途にでも就かうといふ者が多かつた。其の中で、謹爾はひとり田舎の農園に行き、馬鈴薯作りの名人といはれる人に従つて農事を習つた。さて、此の經驗をもとに自分の農園を經營したいと思つて、カリフォルニア州中部の或村で、六ヘクタールばかりの土地を借り、そこに馬鈴薯や豆などを作り始めた。元來此の地方は、二つの大河が將に合流せんとする間にはさまれた廣大な沼地で、人もかくす水草がぼう／＼と生ひ茂り、中には野牛がすんでゐた程で、三十年來、白人が幾度か開拓を試みたが到底望がないと拋棄した土地であつた。謹爾はこゝに畝を入れたのである。それより後は、毎年風雪・水害等に遭はないことはないといつてもよいから。或は不作で幾日も南瓜ばかりを食つてゐたことがあり、

又豐作を喜んでゐると一夜ですつかり作物を洗ひ流されたこともある。けれども失敗に遭ふ毎に其の勇氣は益々加り、去年よりも今年、今年よりも來年と次第に手をひろげて、渡米の十年目には百五十ヘクタール耕地を得、其の年始めて事業の基礎を確立することが出來た。謹爾はそれになほ満足せず、益々耕地をひろげ、主として馬鈴薯の栽培を爲し、或は天災により或は財界の影響によつてしば／＼つまづいたけれども、不撓不屈よく萬難を排して、遂に土地を開拓すること四萬ヘクタールに及び、洪水の憂を除き、地方の開發を促した。さうして馬鈴薯の産額は年百萬俵に上り、カリフォルニア州の馬鈴薯の年産額の三割以上を其の農園で占め、州の市場を左右するまでになつた。かやうにして謹爾の産業上の功績はあまねくかく地の人に認められ、「馬鈴薯王」と稱せられるに至つた。

謹爾が巨富を作つた後、錦をきて故郷に隱退することを勸める人もあつたが、「それはびく一ばいに小魚を釣つて満足するやうなものだ。自分は願はくは幽谷の熊を捕へたい。」と言つて従はなかつた。晩年には、更にメキシコや南米に發展の新天地を求めて居つたが、其の計畫の實現を見ない中、大正十五年、六十三歳で病にたふれて、かの地の土となつた。

スタンフォード大學のジョルダン名譽總長は彼の死をいたんで、「君は多年カリフォルニア州に於ける最も信用あり且尊敬せられた實業家の一人であつた。君は十五年間在米日本人會長として活動したが、附近の日本人間に於けると同様に、米人間にもなかく勢力があつた。君は事業に關する契約については證書を用ひなかつたけれども、決して其の信用を毀損することがなかつたさうだ。」と言つた。謹爾は多年日米兩國親善のために力を盡くし、功を以て勳四等に敘し、旭日小綬章を授けられた。』

注意三 滿洲國が出現した今日に於ては、我が海外發展は手近なところに最有力な適地を得たことになつた譯である。しかし、一攫千金を夢みたり、威張つて見たいと思つたり、どうにかなるだらうといふやうな浮いた氣持で渡滿したりするならば、それは大きな心得違ひである。剛健なる精神、質實なる氣象の持主が、骨を滿洲に埋める覺悟を以て續々移住するやうになつて、はじめに滿洲國と我が國との共存共榮關係がその實を結ぶのである。この點を顧慮して、余は、『今や、滿洲國は獨立し、我が國を無二の友邦・唯一の先進國と仰いで、國際場裡に乘出した。我が國から滿洲國に移民を送ることは、生活費の極度に低い滿洲民との競争



において、必ずしも、成功を期し得ないかも知れぬが、是非とも、資本を投下して、産業上の資源を開発し、経営の才能を發揮して、我が産業界に生氣を與へねばならぬ。』(廣瀨・一三一頁)と述べておいた。蓋し、『海外發展を以て、單に、人口・食糧問題の解決策とのみ見ることは、偏見である』(廣瀨・一二九頁)からである。

### 参考一 海外拓殖事業

#### 第一節 海外拓殖事業の現況

##### 第一目 南アメリカ諸國

現在本邦移民のために、其の門戸を開放するは、ただ南米のみであると云つて良い。而も南米諸國は廣大な土地と豊富な天然資源がある。更に氣候、風土、親日的感情に恵まれて、近年南米渡航熱の昂騰著しいものがある。ここに於て從來の勞働移民と共に相當の資本と組織的經營とに依つて、拓殖事業を行ふものが増加して來た。殊に注目すべきは拓殖事業會社自身が、其の事業地に、直接本邦の移民を入れて、事業を經營して居ることである。今國別に此等の拓殖事業會社について事業を爲して居るものについて略述すると、

##### 第一 ブラジル

##### 一 海外興業會社

##### イ イグアベ植民地

同社では大正七年以降ブラジル國サンパウロ州に、七萬二千三十町歩の土地を得て、イグアベ植民地を經營し、この地に農業家族を入植させ、土地の分讓、生産品の加工販賣等を行つて居る。既に昭和三年末迄に入植した者、六〇九家族、三五六一人で主として珈琲、米、玉蜀黍の栽培をなして居るが其他豆類、甘蔗、煙草、マンデオカ等を栽培して居る。

##### ロ アニニューマス農場

同社は更にサンパウロ州に一、二一〇町歩の土地を購入し會社の直營地として、在伯邦人を小作人として居る。

##### 二 海外移住組合及聯合會

海外移住組合及聯合會はサンパウロ州にアリアンサ、バストス及びチエテ移住地と、パラナ州にトレスパス移住地と更にミナスゼラエス州にサスイランランデ移住地とを經營して居る。全部を合して土地面積が二六一、九三〇町歩で昭和四年十二月末迄に二三家族の入植者があつた。此等の者は全部珈琲の栽培をして居る。

##### 三 南米拓殖會社

同社ではパラ州にアカラ及モンテアレグレの二移住地を經營して居る、其の總面積は百三萬町歩で、既に昭和四年十二月末迄に入植したものの八三家族、四二七人である。入植者には土地を分讓して、農業に従事させるのである。此移住地の主な農作物は棉、米、煙草である。

##### 四 アマゾン興業株式會社

同社はアマゾナス州に二萬町歩の土地を得て植民地を經營して居るが、同社は株主たる移住者のみを入植させる計畫で、昭和四年十月七家族五十人の第一回移住者を送出した、ここではグワラナ、煙草、棉花の栽培を目論んで居るが、目下のところグワラナは會社直營地のみにて栽培せられて居る。

##### 五 日伯拓殖株式會社

同社はサンパウロ州に千二百町歩の土地を買入れ、珈琲の栽培と牧畜を行つて居るが、こゝは邦人の勞働移住者を使用して居るが入植移住者を入れず會社の直營である。

##### 大東山農事會社

同社も又サンパウロ州に土地を購入して、珈琲の栽培を主とし其他甘蔗、玉蜀黍等の栽培並に牧畜を營んで居るが之と同時に生産物委託販賣並金融事業をも行つて居る。



七 野村農場

パラナ州に千二百町歩の土地を買入れ、珈琲を栽培して居るが之又前者同様直營地事業のみである。

第二 アルゼンチン

日亜拓殖株式會社

同社は亞國チヤコ地方に、一萬町歩の棉花耕地を買入れ、昭和四年度から四十家族宛の棉花農夫を移住させる計畫で昭和四年十月迄に四家族三四人を送り出し目下棉作見習に従事し居る。

第三 ベル

一 秘露棉花會社

同社は三千餘町歩の土地を購入し、棉花栽培事業を經營し居るが、主としてペルー人を使用し居るも日本人も小作人として相當就勞して居る。

二 レテス農事會社

同社も又千三百町歩の土地を所有して棉花栽培業を營で居るが、之れは在秘邦人の主たる人々がペルー人を使用して事業を營んで居るものである。

三 星製藥會社

三十萬町歩の土地を買入れ主としてキナ、コカを栽培して居る。

第二目 南洋方面

南洋方面に於ける邦人の事業經營は、其の歴史も相當古く、且地理上の關係から、本邦會社及個人の栽培事業を營むものが多い。現在南洋方面に於ける會社及個人の農園數は約三百十四あるが其租借地及買入の總面積五十六萬五千二百六十餘町歩、生産可能の面積が十四萬千九百餘町歩餘ある。此等の農園では護謨、麻の栽培が大部分で其他椎子、甘蔗等の栽培に従事して居る。

其栽培企業の狀況を地方別に表で示すと、

邦人栽培面積地方別表 (ゴム、椰子、麻、茶、珈琲其他栽培物面積)

地方	總租借面積 英加	植付面積 英加	生産面積 英加	農園數
馬來半島	九七、〇二一	六一、三二五	五〇、七四五	一二五
英領北ボルネオ	五八、八三八	一九四二〇	一二、二八一	二八
サラワク	七、四三三	四、七三一	三、三一二	一八
蘭領スマトラ	一五二、〇〇五	二二、八五九	一四、六九一	二六
同ボルネオ	九三、五三九	一二、四五六	五、八三六	四二
同爪哇	七二、二〇六	二三、〇五八	一八、二五二	一五
其他	一九、一四二	六、九七七	二、五〇〇	一七
比律賓	六五、〇八一	四四、二〇八	三四、三〇〇	四三
計	五六五、二六五	一九五、〇三四	一四一、九一七	三一四

主要栽培物植付面積表 (單位英加)

產物	馬來半島	英領ボルネオ	サラワク	蘭領スマトラ	ボルネオ	爪哇	其他	比律賓	計
護謨	五九六一四	一二、二四四	五四八一	八二二一〇	一三一	四、六一四	—	一二五一	九七〇
椰子	一、二九八	六、一五四	—	二、〇四七	一、九〇二	三、四三二	四、八二六	三、九二八	二三、五八七
麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砂糖	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茶	—	—	—	—	—	—	—	—	—



公民教育資料大成

一〇一四

其 他

四一一

一四二

一八三

一、〇〇〇

四二三

四、八〇〇

二、一五一

一

九、一一〇

計

六一、三二五

一九、四二〇

四、七三一

二二、八五九

一、四五六

二、〇五八

六、九七七

第二節 海外拓殖事業の指導に關する施設

第一 海外に於ける事業經營地の調査

前項に於て述べたるが如く、海外に於て事業經營を爲す者多きに不拘、從來之等の事業は政府から助成されることなく單に民間の一事業として取扱はれてゐた。

由來我國は天然資源に乏しく、年々國民の生活資料の大半を海外に求めて居る情勢に鑑みて、政府は海外に於ける拓殖事業を適切に助成し、其の發達を圖るの必要あるを認め、海外に於ける移住地及び産業資源地の調査を爲し個人及び企業家の海外進出を圖るべく、移住地の調査を始め南洋南米方面に於ける栽培企業の現況調査並に其他邦人事業として有望なる事業の調査に着手して居る。

第二 海外に於ける拓殖事業會社の助成

既設事業並びに將來の拓殖事業に關しては、元來海外に於ける拓殖事業の經營困難なるものが多いから、實際に國家が相當の指導と助成とを與へなければ事業として成立の見込が少い。故に政府は之等事業經營者に對しても補助を爲すべく、海外移住組合、海外興業會社、南米拓殖會社、アマゾン興業會社等の事業地に於ける産業、教育、衛生其他公益施設に對する助成金を交付して之が達成に務めてゐる。

第三 技術的指導者の配置

現在邦人の最も多く進出してゐる移住地の地方的事情を見ると、農業及び各種栽培事業に關する技術的指導者を必要とするから、政府は伯國及び亞國に、大正十三年度以來技術者を配置し、之が指導の任に當らしめてゐる。尙當省設置後は從來に増し、之が指導者を配置して、邦人の拓殖事業の助成に務めると共に、各移住地及び産業資源地、其他本事業に關係ある刊行物の翻譯等

を爲し、海外拓殖指導上の必要な資料を配付して、事業の達成に務めてゐる。(拓務省・拓務要覽・昭和四年版・三四一―三四七頁)

參考二 移民保護獎勵に關する政府の施設

一 渡航獎勵金

我國 海外移民は、由來資力の乏しい、小農民に限られて居られて、北米への我移民が制限されてから、其の數が漸減し移民會社や船會社が南米地方の有望であることを唱導したが、地理國情は不案内であり、更により以上遠隔の地であつて、多額の渡航準備金がある等の理由で、南米行移民の數も依然として増加するに至らなかつた。大戰後に至つて我國情は、國民の海外發展を必要とすると共に、國民にも僅かな資力で海外渡航を希望するものが漸く増加して來た。恰も關東の大震災が勃發し、其の罹災者で、海外へ渡航を希望するものが少くなかつたので、政府は此等の者の渡航費を補助することとし、先づ南米移民百十名に補助金を交付して之を送り出した。此が渡航獎勵金の嚆矢であるが、此時代から、國民の海外渡航熱が高調して來たので、大正十三年度からは政府は一般移民にも其渡航費を補助して、南米移住を獎勵し以て今日に至つたのである。

補助金交付の條件を、海外興業會社の取扱に依る移民について見ると

伯國政府の補助の無い移民で家族を構成するものを原則とし、夫婦移民、單獨移民にも順次補助する

イ 家族移民 五十歳以下の夫婦及十二歳以上の子女一人以上を以て家族を構成するもの

ロ 夫婦移民 五十歳以下の夫婦、但十二歳以下の子女を伴ふ場合をも含む

ハ 單獨移民 五十歳以下十八歳以上の單獨移民

其他の移住地に入植するものに對する補助條件も殆んど同じである。

二 移民取扱手数料全廢償金

從來は移民取扱會社が、移民保護法に基き移民取扱手数料として、十二歳以上のもの一人に付三十五圓(呼寄及再渡航移民に付



ては十五圓)宛を移民から徴収したのであるが、我國移民の大多数が資力乏しい小農民である所から、政府は大正十二年移民の経済的負擔を軽減する目的で、此手数料を全廢させ、政府が其の相當額を報償金として交付することとした。

報償金交付の條件は

イ ブラジル行移民及植民に限る

ロ 年齢十二歳以上のものであること

尚報償金は、自由渡航者に對しても交付するのである。

### 三 移殖民思想の普及宣傳

海外移住を奨励するに當つては成可く正確な、移住地事情を國民に周知させる必要がある。之が爲に政府は、大正十年以來海外興業會社に補助金を交附して、海外移殖民の宣傳普及をなさしめると共に、大正十二年からは、宣傳費において移住地事情の調査書を印刷及配布し、其の講演會を開催し、移殖民後援團體の宣傳事業を指導して居る。又各府縣で開催する移殖民講演會や講習會に講師、活動寫眞班を派遣する等、適切な施設を講じて居る。大正十二年から昭和二年迄に二百七回の講師を派遣した、昭和三年度は四十七回である。

本年拓務省の設置と共に其經費も増加し其の施設も著々進捗しつゝある。

### 四 内地移住

人口稀薄で、笨拙的な農業を營んで居る地方に農業者を移住せしめ、海外移殖民事業の一助となすと共に、當該地方の農業の實地指導をなす目的で、政府は大正十二年から朝鮮に於ける不二農村、平康面等の農場に移住する者を助成して居る。

(1) 不二農村移住状況

不二興業會社の經營して居る農場の中、全羅北道群山府外にある不二沃溝農場は千拓地千九百町步中千町步に内地農民を移住せしめ、大正十二年から土地を分讓し、耕作に従事せしめ残りの部分には朝鮮人を入植せしめて居る。而して内地農民を招致してゐる前記千町步を不二農村と稱してゐる。

昭和三年から同會社の植民事業は、不二農村産業組合の經營に移つた。大正十二年以降昭和二年迄に、二百二十五戸餘の家族が移住した。

(2) 平康面移住状況

江原道平康郡平康面に於ける平康産業組合は、昭和二年度から其の經營地五百町步に内地農民を移住せしめ、土地を分讓して、自作農村を建設する計劃を立て、昭和二年に十五戸の入地者があつた。

政府は右二移住地に入地する内地農民に移住奨励金を交附し、同地移住を奨励して居る。

### 五 海外移住組合に對する指導と助成

從來の移民は多く勞働移民であつて、此等の移民では経済的不利や教養上の缺陷があるから、相當の資金と教養を持つ、所謂企業移民の移住も必要だと言ふ趣旨で、昭和二年海外移住組合法が制定された、この企業移民である海外移住組合員の海外移住を圖り、此等のものゝ海外に於ける土地の取得及教育、衛生、産業等について、諸種の施設をなし、適當な指導と助成をなして居る。其の助成の方法として先づ政府は海外移住組合に對して、海外企業資金の貸付を行つて居る。此貸付金は、海外に於て土地購入其他之に關する費用に充てるために、資金を貸付け移住地の設定を容易にする趣旨で、先づ移住組合聯合會に貸付け、聯合會が其の貸付金で土地を購入して、組合を通して組合員に、土地の分讓をなし、移住者を獨立農業者たらしめるのである。昭和四年十二月末迄に、組合員で渡航したものは、二百三十三家族である。

次に海外移住組合の事業が内外に互つて、其の經營維持が複雑且困難である所から、此等の費用を補助するの必要があるので、政府は聯合會及組合の事務費に對しても補助金を與へて居る。

### 六 移民收容所

從來ブラジル國行移民は、出發港である神戸の所謂移民宿に宿泊して居たのであるが、不當の宿賃を徴收され、又移民の風紀、



衛生、教養等についても遺憾の點があつたので、大正七年頃からこれに代る國立移民收容所の設置の必要が民間にも、政府にも認められて、遂に昭和二年七月の勅令で、移民收容所官制が公布された。而して昭和三年三月、鐵筋コンクリート五階建て、約八百人の收容力ある移民收容所が、神戸に設立され、同月十七日から事業を開始した。同所は當分の中神戸から乗船する、南米ブラジル行の移民のみを收容するのであつて、先づブラジル移民として必要な身體検査をなし、其合格者を無料で收容宿泊させ、入所期間中約十日間、移住に必要な衛生、教養上の保護指導を與へるのである。其の事業の概要を示すと、

イ ブラジル渡航に必要な身體検査、並に輕症者に對する治療、腸チブス及コレラの豫防注射検査、トラホーム検査等

ロ 簡単な伯國語の手解き、伯國の風俗、習慣、農業事情及移住地の衛生心得等の講習、教授

ハ 婦人に對しては洋服裁縫、洋洗濯、洋料理法等の講習會開催

ニ 旅券及荷物検査證等の手續の指導斡旋

神戸移民收容所創立以來昭和四年十月迄の事業成績は

イ 身體検査人員二四、六九四人中合格者が二四、二六四人で二二、五四七人を收容して居る。

ロ 輕症者に對する治療人員は五五五七人である。

ハ 收容者中疾患者其他で渡航を延期した人員が一九八人である。

尙移民收容所は、移民の増加と共に擴張を要するので、目下増築中である。

#### 七 移民團體指導助成

植民事業の圓滿なる發達を期する上に於ては、政府の事業と共に民間に於ける、後援團體の活動に俟つ所多々ある。故に民間で移住思想の普及、内外移住者に對する指導、保護、海外事情の調査等の事業をして居る移民後援團體 海外協會移民學校等に對して其助長發達を圖る趣旨で、政府は大正十二年以來此等の團體に、助成金を交付して來たが、昭和三年に助成金を受けた

もの二十九團體に及んでゐる。

#### 八 海外に於ける移民の指導、保護及助成

移民の指導、保護は單に國內に於ける施設のみでは充分でない。常に海外に於ても、實際的な指導と保護とを要する。政府はこの趣旨で、之が指導、保護に當るべき技術者を移民の多い地方に配置し、又産業組合、産業道路、其他の産業施設に補助を與へ、尙移民組合員には生産資金の貸付を行つて其の保護を圖る等、産業上の指導、保護、助成につとめつゝある。

#### 九 移住適地の調査

個人又は民間の小團體が、海外邊隔の地に於ける移住適地の調査をすることは、極めて困難であるから、政府は自ら之が調査に當る爲め調査費をおいて移住地の擴張、新移住地の研究調査を行ふこととなつた。

拓務省・拓務要覽・昭和四年版、三二八―三三三頁

#### 參考三 移民關係の民間諸施設

海外興行株式會社 本邦唯一の移民會社で、本店は東京に、神戸に輸送事務所、ブラジルに支店あり、日本内地の主要都市と南洋羣島には業務代理人を置いてゐる。大正七年創業以來の移民取扱数はブラジル七萬二千九百八十四名、フィリッピン一萬四千二百十四名、ペルー二千九百九十三名、濠洲千二百二十名、キューバ三百九十六名である。

海外移住組合 岡山、山口、廣島、三重、福岡、愛媛、鹿児島、和歌山、熊本、新潟、香川、富山、北海道、山梨、鳥取、信濃、岩手、佐賀の十八組合あり、昭和六年九月末現在で組合員數總計九千三百名に上り、殊に山口、福岡、和歌山の如きは千名以上の組合員を有し、全國の聯合會も出來てゐて保護、指導、教養の任に當つてゐる。

南米拓殖會社 ブラジル國ペラー州政府の提供した百萬町歩の土地を經營すべく、昭和三年八月設立され、資本金一千萬圓、本店は東京市にある。

アマゾン興行株式會社 昭和三年九月設立、資本金二十五萬圓、ブラジル國アマゾナス州マウエス町の近くに二萬五千五百町歩



の直營事業及び植民地を有する本店は東京市。

日亞拓殖株式會社 昭和四年六月設立、資本金百萬圓、アルゼンチン國チャコ縣ローマアルタに一萬町歩の事業地を有する。

○移植民學校

海外植民學校(東京)正科二年、專科一年

日本植民學校(札幌市)二年

日本力行會海外學校(東京)一年、研究科三年

長野縣青年講習所(小縣郡菅平)

エスバニヤ語學校(群馬縣新田郡)

國士館高等拓殖學校(東京)一年

八 絃 學 園(北海道石狩國札幌郡)二年

○海外協會

海外協會中央會(東京市)

日本力行會(同)

日本婦人海外協會(同)

日本植民相談所(同)

南洋栽培協會(同)

南洋拓殖協會(同)

福島縣海外協會(福島市)

宮城縣海外協會(仙臺市)

信濃海外協會(長野市)

山梨縣海外協會(甲府市)

岐阜縣移民協會(岐阜市)

靜岡縣海外協會(靜岡市)

富山海外移民協會(富山市)

石川縣移民協會(金澤市)

三重縣海外協會(津市)

大阪YMCA海外協會(大阪市)

和歌山縣海外協會(和歌山市)

日 伯 協 會(神戸市)

岡山縣海外協會(岡山市)

廣島縣海外協會(廣島市)

防長海外協會(山口市)

香川縣拓殖協會(高松市)

高知縣拓務協會(高知市)

福岡縣海外協會(福岡市)

大分縣海外協會(大分市)

佐賀縣海外協會(佐賀市)

長崎縣海外協會(長崎市)



- 熊本縣海外協會(熊本市)
- 鹿兒島縣海外協會(鹿兒島市)
- 沖繩縣海外協會(那覇市)
- 埼玉縣拓殖協會(浦和市)
- 北海道海外協會(札幌市)

參考四 滿洲國の産業

經濟的發展過程 滿洲は清朝の發祥地であつて、清朝時代に滿洲封禁の政策を勵行したために、その經濟的發達は全く停止せられたのであるが、十九世紀後半に入り、國威の衰退により滿洲封禁制が弛んだのと、支那本部の經濟的發展と、滿洲北邊の國防上の必要から、清國政府は積極的に國內植民を行ふに至つて、漸くその發展を見るに至つた。即ち農民の移住により農産物を出し、これに隨伴して商人が移住し、支那本部との貿易を増加した。また日清戰役以後日本との貿易が急激に發達したのである。

また滿洲經濟が世界市場に進出するに至つたのは、一八五八年英清天津條約によつて牛莊(現在の營口)が開港場になつてからであるが、滿洲經濟が世界經濟の一環としての發展は一九〇三年滿洲に東清鐵道が開通して以來のことである。即ち滿洲内部において漢人移住によつて農業が盛んとなり、對外的には鐵道および港灣の建設によつて、世界市場に乗り出すことが出来たのである。東清鐵道によるロシアの投資はその租借地および鐵道附屬地における市街設備および工場建設となつて經濟的發展を促進した。日露戰役以後は日本がこれに代つて南滿洲鐵道を經營し、南滿洲鐵道株式會社を通じての巨額の投資となり、特産大豆、豆粕等は急激に發展し、鐵、石炭等の鑛産の開發とともに、世界經濟における滿洲經濟の地位を確立したのである。今や滿洲國の成立により東北軍閥の搾取より免れて、滿洲經濟はいよいよその發展過程の完成期に入つた。

農 業

耕地 滿蒙の地域は最も農業に適してをり、日本の總面積に對する耕地が一五・八%なるに比して滿洲の總面積に對する耕地は

二九・一%である。省別による耕地面積を示せば次の如くである。(單位町)

省 別	可 耕 地		合 計	不 可 耕 地
	既 耕 地	未 耕 地		
奉 天 省	四、七四九、九五六	一、七〇三、〇二四	六、四五〇、九八〇	一一、二〇八、〇四三
吉 林 省	四、九八六、八八四	五、九七〇、四一三	一〇、九五七、二九七	一六、〇二〇、九五六
黑 龍 江 省	二、八八四、〇六九	九、〇五七、三五四	一二、九四一、四二三	四五、七六一、一三一
熱 河 省	一、七三〇、〇〇〇	一、五九〇、〇〇〇	三、三二〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇
合 計	一五、三五〇、九〇九	一八、三二〇、七九一	三三、六七一、七〇〇	八六、四九〇、一三九

滿洲の既耕地の人口一人當を見るに、平均四反五二に當る。これを最も人口密度と閉墾地域の多い關東州の二反二九五に比すれば約二倍、日本内地の一反〇二に比すれば約四倍に當る。もし滿洲の三省(熱河省を除く)だけが現在の關東州の程度に既耕地の人口密度が、五七、五二四、一二〇人を收容し得る推算となる。これに未墾地の收容し得る人口、六四、〇二三、六一〇人を加へれば滿洲全土は一二一、五四七、八二〇人の人口を收容し得るわけであつて、現在人口三千餘萬を差引いて、なほ九千二百餘萬人の收容餘力を持つてゐることになる。これを人口増加率より推算すると、今後約六十一年で飽和状態に達するのである。

農作物 滿洲の主要なる農作物は大豆、高粱、粟、玉蜀黍等の穀類であるが、また最近では棉花の栽培も盛んに行はれ、果實、家畜、柞蠶等も産出するに至つた。昭和五年度における主要農作物の生産高ならびにその作附面積を示せば次の如くである。(單位、生産高は千米噸、作附面積は陌、陌はわが一町二十五歩に當る)

主要農作物生産高ならびに作附面積

大 豆	生 産 高	作 附 面 積
五、八三八	四、一一八、四五〇	



公民教育資料大成

種別	数量	比率
其他豆類	四〇七	三五〇、二二〇
高粱	五、二六七	三、〇五一、四二〇
粟	三、六一一	二、二〇九、六七〇
玉蜀黍	一、七四七	八六五、五二〇
小麦	一、四九五	一、三八一、二〇〇
水稻	一七〇	九八、一四〇
其他雜穀	一、八九八	一〇八、三八〇
合計	二〇、六〇八	一、〇八六、三二〇
合計		一三、二四九、三二〇

農作物は自家用消費として、その收穫高の四割乃至六割が農家において消費され、残餘が商品として市場に搬出されるのであるが、主要農作物の市場出廻率の推算は次の如くである。

種別	比率
大豆	八〇—八三%
高粱	四〇—四二%
玉蜀黍	三五—三六%
粟	二〇—二二%
其他雜穀	一五—一七%
平均	四三%内外

生産農作物のうち最も重要なものは大豆であつて、日清戦争後日本に輸出せらるゝやうになつてから生産高を増加し、さらに日

露戦争後歐洲に紹介せられるやうになつてから一躍世界的商品となり大正五年に一千四百五十萬石であつたものが十五年後の昭和六年には四千萬石に増加し、約三倍の増産を來たし、世界産額の三分の二を占めるに至つた。大豆は食料として消費されるもの以外は輸出され、そのうち四三%は滿洲榨油工業の原料となり、五七%は大豆のまゝ輸出されて歐米榨油工業の原料となつてゐる。特殊作物 滿洲の特殊作物として重要なものは棉花である。作附は遼陽附近を中心として昭和五年の作附面積は三萬四千町歩、その收穫七百八十二萬貫と推算されるが、そのうち四割が地元で消費され、殘餘六割が輸出される。なほ滿洲全體としては作附面積六萬町歩、その收穫總額二千萬斤に達するであらう。關東州内で關東廳の獎勵によつて米棉の栽培が盛んとなつたが、昭和六年においては作附一千八百八十町歩、總額八十五萬八千斤に達した。

また採油種子として落花生、胡麻、荏麻、大麻子、棉實、苧麻子等を産出し、麻、亞麻、煙草、ホップ、藍、コツツ、甘草、杞柳、紙菜等が栽培されてゐる。果樹の栽培も最近日本人によつて盛んとなり、果樹園面積三千九百九十餘町歩、年收穫百四十七萬餘貫に達し、滿洲の消費を充たしてさらに輸出するに至つた。種類は林檎、梨、葡萄、桃、櫻桃等である。

家畜は滿洲に有望なことが明かとなつて漸く盛んとなり、關東廳では農家の副業として獎勵してゐる。昭和五年における桑園は五百五十餘町歩、飼育戸數春蠶七百九十八戸、收繭六百三十八石、秋蠶飼育戸數四百二十戸、收繭四百五十八石に達した。柞蠶は遼河以東に多く、年收穫量は六十億粒乃至百億粒に達する。

畜産 家畜數 滿蒙における農業、交通及び生活上、家畜は缺くべからざるものである。従つて各戸とも家畜を有せざるものがない状態であり、その飼育使役には頗る巧みである。家畜數は完全なる調査がないので、正確なる數は得られないが、最近の統計によれば次の如くである。(單位千頭)

種別	奉天省	吉林省	黑龍江省	東部內蒙古	總計
牛	五二七	四三〇	六六〇	一、二二〇	二、七二七



公民教育資料大成

一〇二六

馬	六六〇	七三〇	一、〇二〇	八一〇	三、二二〇
騾	三二〇	二七〇	一五〇	七〇	八一〇
驢	三四〇	八〇	五〇	一〇〇	五七〇
羊及山羊	四八〇	一八〇	一九四〇	三、二〇〇	五、八〇〇
豚	三、二九〇	二、二七〇	一、七九〇	一、〇〇〇	八、三五〇

家畜の状況 滿洲の家畜中、牛は多く農耕、輓用等に使用して乳および肉等の食用を目的とすることが少い。東三省では役牛總數百六十萬頭のうち、肉牛はその約八%即ち十三萬頭が出廻り、東部内蒙古から肉牛として十六萬頭出廻り、總計肉牛は二十九萬頭に過ぎない。

馬は滿洲馬が有名である。騾、驢もまた駄用、輓用、駕用等の勞役に使用せられ、耕作、運搬、交通等に缺くべからざるものであるが、これらの滿洲家畜はいづれも寒氣、粗食、粗管理に耐へ、温順にして持久力に富むのが特色である。

綿羊および山羊も多いが、従來肉用および毛皮用を目的としたがために、羊毛の生産のためには適當でなかつた。そこで滿鐵では大正二年來公主嶺種畜場において改良に着手し、メリノウール種を交配して好結果を得たので、公主嶺のほかに黒山屯及び沙里に種羊場を設け羊種の改良普及につとめてゐる。この三種羊場の綿羊總數は昭和五年に三千二百四十四頭に達してゐる。

豚は滿漢人の最も重んずるところであつて、農家の肥料、食料及び畜産收入を目的として毎戸必ず飼養してゐるが、従來のものは體軀不良なるにより、滿鐵はこれが改良に着手し、パークシヤ種を交配し、好成績を得たので目下八百萬頭の改良に従事中で、鐵嶺、鞍山、撫順、瓦房店、鄭家屯に種豚場を設けてある。

畜産物 畜産物として主要なるものは皮革、毛皮、獸肉等であるが、まづ皮革の生産額の概算を擧ぐれば次の如くである。(單位千枚)

種別	生産數	消費數	輸移出可能數
牛皮	四五〇		二四五・八
馬騾及驢皮	三八〇		三七五・〇
綿羊皮	二、〇〇〇		八二〇・〇
合計	二、八五〇		一、四四〇・八

毛皮は滿蒙において最も多く使用され、また世界的にも有名であるが、その産額は異動が甚しいので、正確には判らない。しかし最近の數字は次の如くである。(單位千枚)

種別	生産數	消費數	輸移出可能數
綿羊皮	八、二六〇	七、七六〇	五〇〇
兔皮	四、七二〇	二、〇〇〇	二、七二〇
猫皮	四、四一〇	一、五〇〇	二、九一〇
仔綿羊皮	三、五四〇	三六〇	三、一八〇
タラバカン	二、七八〇	一〇〇	二、六八〇
鼯皮	二、七七六	五〇〇	二、二七六
山羊皮	二、〇〇〇	五九〇	一、六一〇
犬皮	九〇〇	二〇〇	七〇〇
栗鼠皮	七一〇	一〇〇	六一〇
狒子皮	六〇〇	三三〇	二七〇
浣熊皮	一六九	二〇	一四九



公民教育資料大成

種別	滿洲	東部内蒙	總計
狐皮	一六〇	八〇	二四〇
銀鼠皮	四〇	一	四一
貂皮	三〇	二五	五五
狼皮	二九	一〇	三九
沙狐皮	二〇	一〇	三〇
水獺皮	二〇	一三	三三
種別	滿洲	東部内蒙	總計
牛	六二	二二〇	二八二
羊	九三	五〇〇	五九三
豚	二、六四五	一四〇	二、七八五

滿蒙を通じて一ヶ年に獸肉のために屠殺せられる家畜数は次の如くである。(單位千頭)

このうち牛肉はその枝肉の八割を日本に輸出してゐる。豚は盛んに食用に供せられるが、増殖率の極めて大なるものであるから、實際の屠殺数はこの統計より遙かに多く、豚總數現在が八百三十五萬頭であるから、恐らくこれと同數に近き屠殺數があるのではないかと推測される。

林業

森林地帯 滿洲北部は古來樹海と呼ばれた如く、森林地帯として名がある。清朝末期滿洲封禁が解かれてから濫伐閉塞によつて昔ほどではなくなつたが林業の資源はまだ極めて豊富である。現在の森林地帯は松花江、牡丹江、阿們江、鴨綠江の上流域域及び興安嶺山脈がこれである。森林地帯は總面積の三二%に當り、一部は溫帯に屬するが主要部分は寒帶圈内に屬してゐる。現在産出されてゐる木材は、鴨綠江一帯から出る鴨綠江材、吉林奥地から出る吉林材、阿們江上流から出る間島・琿春材、松花江沿岸から

出る北滿材等が最も重要である。

森林地帯の總面積は三千六百十五萬七千五百八十八町歩であつて、立木蓄積總量は百五十一億三千五百四十七萬四千七百石、現在見込立木蓄積總量は百四十九億九千九百八十八萬八千五百三十石である。

木材生産額 滿洲に生産される木材は主に針葉樹であつて、チャウセンマツ、チャウセンタウヒ、チャウセンモミ、タウシラベ、エゾマツ、カラマツ等である、昭和元年以來のその生産額を示せば次の如くである。(單位石)

生産地別	昭和五年	同四年	同三年	同二年	同元年
鴨綠江	七八七、七八五	九四八、九一六	一、四一二、六五一	一、九一九、九三四	一、二四七、一一九
吉林	一、〇一五、五七一	一、〇四二、五三一	九九七、〇〇〇	五八〇、三六六	四五一、九〇〇
間島及琿春	—	三七〇、八〇〇	四七八、二〇〇	三三六、二四〇	二一八、六一〇
北滿	五六六、三六四	一、四八四、七二四	二、二三〇、九〇〇	一、〇四八、九七六	一、四五九、〇六六
合計	—	三、八四六、九七一	五、一一八、七五一	三、八八九、五一六	三、三七六、六九五

海洋漁業 滿洲は海岸線が長くないので漁業は發達しなかつたが、關東州のみは三而海に接し、東に黃海漁場、西に渤海漁場を控へてゐるので、日露戦争後日本が關東州を租借してから、日本人が進出し初めて今日の如き發達を見るに至つた。

海洋漁業による魚類は鯛、鱈、太刀魚、ぐち、鰈、ひらめ、すゞき、さば、えい、かながしら等の外及び、なまこ、貝類、海藻類等である。また捕鯨も盛んであつて東洋捕鯨株式會社は二隻の捕鯨船をもつてこれに従事してゐるが、その捕獲數は昭和五年に二十九頭である。

漁業者と漁獲高 關東州の漁業者戸數および人口數は、昭和五年において日本人戸數百十六戸、同人口數三百六十六人、支那人戸數九千四百四十三戸、同人口數二萬二千九百五十八人、合計して總戸數九千五百五十九戸、總人口二萬四千三百二十四人である。



漁船は昭和五年において日本型一六一隻、發動機船一一五隻、内地より出漁する發動機船六八隻、支那大型一、八一七隻、支那小型四、七九一隻である。

最近五ヶ年の主要漁獲高は次の如くである。(單位貫)

魚類	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
鯛	三七八、三二六	二九八、八九三	三二〇、四四七	一四五、七一五	一五一、五六〇
ぐち	三八二、三七三	七九六、四四九	一、六〇一、四九二	二、二六五、〇八四	一、七八五、二六〇
鱈	五六七、九二九	一、六八七、三〇七	三、〇五〇、四七四	三、九六七、二六九	二、〇四七、一〇三
太刀魚	五六六、二四二	八三五、九六一	一、一七九、九一三	一、一一九、六三二	一、二〇八、一七九
鯖	五〇、一〇七	八二、九三〇	八二、六七七	七七、一〇三	六八、八五一
鯖	三六、六二二	一〇、八八六	三一、七〇三	七三、〇八八	九五、一一六

淡水漁業 満洲における淡水漁業は鴨綠江、遼河、松花江ならびに湖沼によるものであるが、北滿地方は人口稠密ならず、交通閉けず、従つて魚類に豊富であるけれどもまだその發達は見られない。湖沼は鏡泊湖、興凱湖、呼倫池、貝爾池等である。淡水における漁獲高は明かではないが、合計百十萬噸(約四百八十萬貫)と推算されてゐる。

鹽業 満洲の鹽業は日露戦争後發達したが、製法は天日製鹽である。北滿及び蒙古には鹽湖多く、これより湖鹽を採つてゐる。東三省鹽田は關東州以外は遼東鹽場と遼西鹽場とである。遼東鹽田は昭和四年(民國十八年)現在で灘數三、五四六、生鹽高四、六七六、八七九ピラルである。關東州の鹽田は昭和五年において日本人鹽田五、七〇八・三五町、探鹽高二七二、三三三、八八二斤、支那人鹽田一、二九七・一九町、探鹽高一四四、二五六、〇八〇斤、合計七、〇〇五・五四町、探鹽高四一六、五八九、九六二斤である。なほ關東州内鹽田開設可能地面積は一〇、〇六七・三三町である。

關東州における再製鹽加工業者は日本人四、支那人五である。日本人中、東洋拓殖株式會社の旅順工場は年額八百萬斤、大日本

鹽業株式會社の双島灣工場は年額七千萬斤の生産能力をもつてゐる。關東州における昭和五年の加工鹽製造高は八五、六一八、二八一斤、輸移出高六八、一七四、一三八斤である。

湖鹽は北滿ではバイノール湖とバインツアガンノール湖で採り、合計八十六萬三千斤の産額がある。蒙古ではタブスノール、ボロチール、タンナトンノール、タライシポーツ、スニト、チランタイの六湖である。タブスノール湖だけでも年額三千万斤を産出してゐる。

鑛業

石炭 満洲は鑛産資源に富んでゐるが、最も重要なものは石炭と鐵である。また油母頁岩、アルミニウム原鑛、マグネシウム原鑛、白雲石、石灰石、硅石、石棉、螢石、滑石等が豊富に産出する。しかし滿蒙の鑛物中の第一位を占めるのは石炭であつて、推定埋藏量は約三十億グラムトン、年出炭額六百六十萬グラムトンに上つてゐる。次に昭和元年以降の滿洲石炭産出額を掲げる。(單位グラムトン)

	昭和五年	同四年	同三年	同二年	同元年
奉天省	八、七九四、七一七	八、五六九、六七二	八、二五九、五五一	八、八〇〇、四一二	七、二〇五、五九〇
吉林省	五二二、二七九	五七〇、一〇〇	四七四、三八七	三七三、二一三	二五一、九五三
黑龍江省	一七七、八〇〇	三〇八、五〇〇	三七〇、四〇〇	四一〇、二五〇	一九五、四〇〇
熱河省	五四四、八五六	四四五、三〇二	四〇五、二二五	三二四、七二九	二〇一、九〇七
合 計	一〇、〇四〇、六五二	九、八九三、五七四	九、五〇九、六〇三	九、九〇八、五九四	七、八五四、八五〇

炭鑛中最も大なるものは撫順、煙台、本溪湖の三炭鑛であつて、埋藏量において全滿洲の約三割五分、出炭量の約八割を占めてゐる。殊に撫順のごときは埋藏量十億グラムトンにして、一部は露天掘により生産費が安く、出炭量は昭和五年に六、五九八、一〇〇グラムトン、同六年には五、八八二、九〇〇グラムトンである。煙台は無煙炭を出し、昭和五年に十七萬五千英噸、同六年に十七



萬英噸を出炭してゐる。撫順と煙台とは滿鐵の經營である。本溪湖炭礦は中日合辦本溪湖煤鐵公司の經營である。埋藏量一億グラムトンと推定せられ、昭和四年に五十二萬一千グラムトン、同五年に五十八萬二千グラムトンを出炭してゐる。その他の炭礦には大疙瘡、五湖嘴、阜新、北票、老頭溝、札賚諾爾、鶴立崗等がある。

鐵 鐵礦は奉天省、吉林省に廣く存在してゐるが、鞍山だけでも埋藏量三億グラムトンに達し、滿洲全土で十二億グラムトンと稱せられてゐる。鞍山の鐵礦は鐵分四〇%の貧鐵であつて鞍山製鐵所は從來損失を續けたが、新たに還元焙燒選鐵法を案出するに至つて鐵分五〇%以上のものとなり、設備を擴張したので、現在は年産四十萬グラムトンの製鐵能力を有することとなつた。昭和元年以降の鞍山及び廟兒溝の鐵礦年産額を示せば別表の如くである。(單位グラムトン)

産 額	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年
西鞍山(富鐵)	二一、二四〇・七〇	三三、五一一・九〇	六、三六二・〇〇		
東鞍山(富鐵)	四、八六五・〇五				
鞍山 大孤山 (富鐵)	三、一五八・三五	一九〇・五〇			
櫻桃園(富鐵)	九二四、四七三・〇〇	七三四、〇〇〇・〇〇	五二八、〇〇〇・〇〇	七三九、九五四・〇〇	五二三、八九三・八〇
王家堡子(富鐵)	二一、七三五・〇〇	二二、七八三・九五	六、五九一・〇〇		一六七、二七三・六〇
廟 兒 溝(富鐵)	七、七四三・一〇	九八、五二三・六〇	六三、三三三・〇〇	九七、〇七一・〇〇	
合 計	一一、一一七、二一五・二〇	九五九、〇〇九・九五	七一〇、二八六・〇〇	九八五、六七一・〇〇	八三二、二二八・四〇

其他 滿洲鐵物資源は石炭、鐵のほかには金屬鐵物として金、銅、硫化鐵、鉛、滿鐵等があり、非金屬礦産としては菱苦土、礫、苦灰石、石灰石、方解石、硅石、粘土、石棉、螢石、滑石、長石、油母頁岩、天然曹達、重晶石、石版石、石材等があるが、殊に油母頁岩の如きは重要なものであつて、撫順炭礦の石炭層はその埋藏量五十四グラムトンと推算せられる。露天掘の進行に

伴つて採掘せらるる産出量は年額約二億二千萬グラムトンに上つてゐる。

工 業

油脂工業 滿洲の工業として最も有名なのは油房である。油房の搾油原料は大豆を用ひ、豆油及び豆粕を製造するのである。製法は水壓式、螺旋式、水壓式螺旋式併用、楔式、螺旋式楔式併用等である。油房數及びその生産能力は昭和六年において大連五三軒、一九七、四〇〇枚、ハルビン六九軒、一四四、六二〇枚、營口二三軒、三五、〇〇〇枚、安東二六軒、五三、七〇〇枚、滿鐵沿線各地二九七軒、一三、二〇〇枚、合計四六八軒、五六〇、九二〇枚である。

硬化油製造工業は大正五年大連に資本金百萬圓の大連油脂工業株式會社の創立を見て、大豆硬化油、グリセリン、オイレン、ステアリン、石鹼等の製造に當つたが、内地の保護關稅のために販路狭く事業不振であるが、最近製法にアルコール抽出法が發明されたから今後は不振を回復するものと思はれる。

纖維工業 紡績事業の發達は最近のことに屬するが、滿洲産の原棉を得ることおよび販路の擴張が支那官憲の壓迫のために出来なかつたので振はなかつた。しかし今後は大いに改善されてよくなると思はれる。現在操業してゐるのは滿洲紡績、内外綿、滿洲福紡、遼寧紡紗廠の四工場である。

柞蠶製糸工業、家蠶絲工業、毛織工業、製麻工業、製紙工業等はいづれも相當の成績を挙げ、將來の發展を豫想せしめるものである。

金屬工業 製鐵工業としては鞍山製鐵所あり、生産能力は年額四十萬グラムトンであるけれども經濟界不況のために現在では年産二十八萬グラムトンに生産制限をしてゐる。本溪湖煤鐵有限公司は製鐵生産能力年額十三萬グラムトン、鞍山生産能力年額十五萬グラムトン、硫酸製造能力一日四グラムトンを有してゐるが、いづれも年産制限をしてゐる。なほ昭和製鐵所は昭和三年に日本の鐵鋼供給策を目的に創立されたが、未だ工場が建立されてゐない。

其他の工業 機械工業としては滿鐵の沙河河口工場、滿洲船渠株式會社、大連機械製造所等がある。セメント工業では小野田セメ



ント株式會社があつて昭和五年に百十四萬樽、同六年に五十五萬樽を製造してをり、奉天石灰セメント株式會社は石炭を製造し、大通ドロマイト株式會社、南滿洲鑛業株式會社等はドロマイトセメント、マグネシアセメント等を製造してゐる。なほ耐火煉瓦、ガラス、陶磁器の諸工業にも見るべきものがあり、化學工業ではマツチ、染料、塗料、製藥、曹達、石鹼、硫酸等の工業も發達し、油母頁岩工業も盛んである。食品工業では製粉、製糖、醸造等があり、また煙草、皮革、骨粉等の諸工業がある。

電氣瓦斯事業 電氣事業は近年長足の進歩をなしたが、滿鐵沿線は滿鐵直營の大發電所を設け、關東州および滿鐵沿線では官憲、滿鐵、日支合辦、株式組織にて二十八の電氣經營者があり、北滿にはハルビンを中心に十社以上もあるが日本人の北滿電氣株式會社は指導的立場にある。現在では滿洲全體における電氣經營者は支那側四九社、日本關係三一社、發受電容量は支那側一九%、日本側八〇%、點燈数は支那側三二%、日本側六七%である。總計は事業數九二、發受電容量一八八、五五四キロワット、點燈數一、一二四、八七五、投資額六一、二四五千圓である。

鐵道 滿洲の經濟的開發に最も貢獻したのは鐵道であつて、これによつて農業移民を移入し、耕地を擴大し、生産と消費の増加を來たし、沿線に都市の建設發展を促したのである。鐵道の經營は同時に政治上經濟上重要な問題で、現在の滿洲諸鐵道は日本、支那、ソヴェエト聯邦の三勢力の支配のもとにあるが、滿洲國の成立以來支那側に屬したものは滿洲國に移されることとなつた。次に各鐵道の勢力關係を示すこととする。

日本勢力下の滿蒙鐵道網(合計二、三四四・八軒)

鐵道名	經營者	起工	竣工	軌幅	區	間	キロ數
南滿洲鐵道	日本經營	明治四四・一一	四呎八吋五	長春—大連	蘇我—安東	一、一〇八・六	
金福鐵道	同	大正一五・五	昭和二・九	同	金州—城子驢	一〇二・二	
吉長鐵道	委任滿鐵經營	明治四二	大正一	同	吉林—長春	一二七・七	
溪城輕便	中日合併	大正一二・八	大正一二・二〇	二呎六吋	木溪湖—牛心臺	二四・〇	

鐵道名	經營者	起工	竣工	軌幅	區	間	キロ數
天圖輕便	同	同	一一・八	同	同	同	一一・〇
四洮鐵道	日本借款、中國官辦	大正五・四	大正一二・一一	四呎八吋五	四平街—洮南	四三七・〇	
洮昂鐵道	同	同	一四・三	同	洮南—昂々溪	二二四・五	
吉敦鐵道	同	同	一五・六	昭和三・一〇	同	二一〇・一	
滿洲國(舊中國)支配下の滿蒙鐵道網(合計一、〇三五・五軒)							
瀋海(奉海)鐵道	中國官有	大正一四・七	昭和二・九	四呎八吋五	瀋陽—朝陽鎮	五一九・六	
吉海鐵道	吉林省、商合辦	昭和二・五	同	四呎四吋五	吉林—朝陽鎮	一八三・四	
齊克鐵道	中國官有	同	三・六	同	昂々溪—克山鎮	一六二・七	
鶴立崗鐵道	中國官、商合辦	大正一五・春	大正一四・末	五呎	連花江—興山鎮	五六・〇	
呼海鐵道	同	同	一五	昭和二	松浦—海倫	二二一・一	
開豐輕便	中國、商辦	同	一四	大正一五・五	開原—西豐	六三・七	
齊昇輕便	中國官、商合辦	明治四二	明治四三・一〇	同	昂々溪—チチハル	二九・〇	
ソヴェエト聯邦勢力下の滿蒙鐵道(合計一、七八九・六軒)							
中東鐵道	中ソ合辦	明治三〇	明治三四・一	五呎	滿洲里—ボクラニ	一七二・六	
穆稜鐵道	同	大正一三	大正一四・三	同	ハルビン—長春	六三・〇	
英國勢力下の滿洲鐵道(合計八七五・六軒)							
北寧鐵道	英國借款、中國官辦	明治三〇	明治四〇	四呎八吋五	北平—奉天	八七五・六	

次に滿洲における各國投資鐵道の貨物輸送量(昭和五年)を示せば次の如くである。



公民教育資料大成

種別	鐵道延長(キロ)	輸送貨物數量(千グラムトン)
日本投資鐵道	二,三四〇(三八・〇%)	一八,九一〇(五六%)
ソ聯投資鐵道	一,七八一(二九・五%)	四,五二七(一三%)
英國投資鐵道	四五一(七・五%)	八,六一三(二五%)
中國投資鐵道	一,五三三(二五・〇%)	一,九七一(六%)
合計	六,〇八五(一〇〇%)	三四,二一(一〇〇%)

旅客輸送數を示せば次の如くである。(單位千人)

種別	明治四一年	大正二年	大正七年	大正十二年	昭和三年	昭和五年
滿鐵	一,八六八	四,一四四	七,四九二	一一,二九八	三,一四七	三,五三九
中東	一,〇一七	一,五五二	二,〇二七	八,七六三	九,七〇二	八,一一六
合計	二,八八五	五,六九六	九,五一九	二,五三五	一四,八四九	一一,六五五

海運 海運の發達は鐵道と相まつて滿洲を發展せしめたが、重要な海港は大通、營口、安東の三港と露領浦鹽である。次に南滿三港の出入船舶を國籍別で示せば次の如くである。(單位、トン數千噸、貿易額千兩)

年度	種別	日本	支那	英國	其他	合計
昭和三年	隻數	六,四〇八	二,七三九	六八一	六四一	一〇,四六九
	貿易額	九,〇八九	二,〇四三	一,五二六	一,九四一	一四,五七二
昭和五年	隻數	三,八三三	三,〇九	八一,四五九	五六,二二二	六七,二三〇
	貿易額	六,三七六	二,〇七七	七六六	五五一	五九〇,二一〇
昭和五年	隻數	九,五一四	一,六二七	一,五二六	五,二七九	一四,七五一
	貿易額	三,八七九	七四,四七九	七四,〇三四	七一,三二〇	六〇七,八〇一

参考五 日本人發展地としての南米

南米は日本人の發展地として唯一の殘された所だといつてよい。日本帝國全面積の二十六倍餘の面積で、人口は帝國の四分の三である。アフリカやアジアと異なり、大沙漠、大ツンドラ等の人類生活に適しない處は少い。無盡蔵の資源と、廣大な土地とは開發を待つてゐる。殊に他のチュトン系白人の世界は人種的偏見から邦人にその門戸を鎖してゐるが、ラテン系である南米各國民は概ね日本人を歓迎する。現に日本人の移住地はブラジルのサンパウロ州地方とペルーを主とし、十二萬餘人である。サンパウロ地方は已に大部分開拓されたが未だ奥地には原始林に蔽はれた處女地が少くなく、本邦人移住の餘地は十分ある。この地方の主産物コーヒーは嗜好品であるから生産過剩等の場合に經濟上の困難を來すが、米が非常によく生育し、且つ米は熱帯住民の常食として需要が増加するのみである。コーヒーの一時的の價格暴落は憂ふるに足らぬ。この地方には海外興業會社がイグアペに七萬餘町の土地を有し、本邦移民を招く外、アニニューマスにも農場を經營し、海外移住組合はサンパウロ、ミナスジェラス、パラナの三州に互り二十六萬餘町を經營して移民を誘ひ、外に日伯拓殖、遠山農事(三菱系)、野村農場等もサンパウロ及びパラナ州に於てコーヒーその他の栽培を營む。棉作は甚だ好成績である。更に南方のリオグランドライ、サンタカタリナ、パラナの三州は氣候が溫和で穀物、羊毛肉を産し、殊に水稻の栽培に適する。サンパウロ州の奥に位するマツトグロツソ、ゴヤス二州に至つては殆ど無人の地ともいふべき人煙稀薄の地で廣大な森林はゴム採集が衰へてから火が消えた様であるが、衛生設備さへ完備すれば幾千萬、或は幾億の人口を養へる。各種の森林資源を開拓し、またその叢林を開拓して此處に熱帯植物を栽培すれば、ジャヴァや西印度の如くなるであらう。殊に米、バナナ、ゴム、カカオ、甘蔗等の有望なことは何人も疑を入れない。只現今は衛生状態の不良による健康上の危険と交通の不便との爲に文明人の入國極めて少く、勞力缺乏の爲に苦しんでゐる。然し已に南米拓殖會社はアマゾン河口に遠からぬ處にアカラ植民地を經營し、アマゾン興業會社は同河中流地方にマウエス植民地を建設しつゝあるから、之等が成功すればアマゾンが同胞の活動に由て世界の寶庫となるかも知れぬ。ラブラタ地方は氣候溫和、地味肥沃、大陸第一の樂土であるが、それだけ已に白人地主が分割し終り、農牧を營んで新來の移民に土地の分讓を惜むから農業移民の餘地は少い。然し北部アルゼ



ンチンのチャコ及びパラグワイは未だ殆ど開拓されず、人口が極めて少く、土地が容易に得られる。而して牧牛の外、棉作、米作等が甚だ有望である。近年我邦移民のチャコに著目する旨があり、已に日亞拓植會社はチャコに一萬町の土地を購入して移民を招き棉の栽培を開始した。更にパラグワイに入り込む者もある。この方面は氣候も健康に適し、本邦人の發源地として將來最も見込がある。交通の發達と共に地價は益々騰貴するであらう。慧眼にして勤勉なドイツ人などはそれを見越してパラグワイに入り込む者が多く、英、米人はこの方面に土地を買占め、棉、甘蔗の栽培に著目してゐる。アンデス山地は礦物資源が主で、それは已に英、米の資本で經營されてゐるが、中部チリの縦谷、ペルーの海岸は頗る農業、栽培に適し、殊にチリでは穀物、果實がよく實るのでドイツの移民は早く幾多のドイツ村を作り、こゝに安樂な生活を営んでゐる。中部チリは農耕地の面積は廣くないが未だ植民の餘地は十分ある。氣候は殆んど理想的である。ペルーの海岸は棉花、甘蔗、米に適するので、日本の労働者が早くからそれらの農園に働いてゐる。この海岸だけで日本人約八千人あるが、中にも秘魯棉花會社（海外興業會社の姉妹會社）、レテス農事會社は大規模に棉花の栽培をしてゐる。この海岸に於てもドイツ人が有力な經營者であることを忘れてはならぬ。高原地方には邦人に有利な事業は少いが、北部アンデス即ちコロンビアに於ては高原地方に廣大な農牧適地がある。正に同胞の將來の活躍地である。ペルー、ボリヴィアのアンデスの東斜面即ちモンタニヤ、ユンガスの地方は交通不便であるが、氣候は悪くなく、全くの處女地であつて、特産たるキナ、ココアの外、甘蔗、棉花、コーヒー、玉蜀黍、米等の栽培が有望で、ボリヴィアの東南に牧牛適地もある。星製藥會社はこの方面に三十萬町の土地を買収し、キナ、ココアを栽培するといふし、外に同胞で已にこの方面に成功してゐる者がある。之を要するに廣大な南米の天地は勤勉にして労働を好む農民の來著を待つてゐる。已に人口過剰な本邦人の活躍すべき處はいくらでもある。併しそれは單に小理窟をいつて労働を厭ひ、又は徒手空拳で一攫千金を夢みる者の行くべき處ではない。自らの労働に由て得た資本を以て土地を購ひ又は小資本を抱いて行つて土地を購ひ、自ら家族と共にその土地を耕す者が行くべき處である。かくの如き移民こそ永久性を有し且つ南米の希望する者である。小賣商、行商、洗濯、理髮、大工その他の手工労働の如き一二の成功者があつたとて到底多數の人を要しない。又土地を所有すると異なりその基礎が確實でない、況んや最初労働の意氣込で行きな

がら、忽ち飽きて轉々職業と住所とを變へる者があるが、之等は獨り其人の不幸のみならず、同胞全體に對する信頼を薄くするものである。

貿易は未だ盛ではない、本邦よりの輸出二千萬圓、本邦への輸入は一千萬圓餘である。本邦品の需要の多いのは生活程度の高いアルゼンチンを主とし、絹織物、綿織物の外、陶器、玩具等の需要がある。將來南米の經濟的發展に伴ひ、本邦製品の需要は益々増加するであらう。南米からの輸入はチリの硝石、アルゼンチンの皮革、小麦等が主である。本邦品の販路擴張には南米の棉花、小麦其他の輸入も多くする必要がある。貿易が未だ盛でないので本邦船の南米航路は主として移民の運搬が目的である。その中大阪商船の航路は香港、シンガポール、コロンボ、南阿諸港經由で、リオデジヤネイロからニューオルリンスに至り棉花を積み、パナマ經由ロスアンジェルズで更に米國の輸出品を積取つて横濱に歸り、巧妙な世界一周航路である。一萬噸級優秀船六隻を以て經營され、横濱からサントス迄四十八日程で達せられる。日本郵船會社の東岸線は商船と略同一のルートを通りブエノスアイレスに至り、同じルートを引き返す、現今五隻就役してゐる。同社の西岸はペルー移民とラテンアメリカ西岸の貿易とが目的で、桑港からロスアンジェルズ、マツサニヨ、サリナクルス、パナマ、ベナベントウラ、グワイヤキル、カヤオ、イキケからヴァルパライソに至り、同じルートを引き返す、現今四隻就役してゐる。この三線は勿論政府の補助を必要とするが、移民の輸送と帝國との貿易關係の促進に重大な貢獻をしてゐる。（下田禮佐氏・南アメリカ經濟地理概説―日本地理大系、海外發展篇上卷二六一―二七頁）



## 第十四章 社會改善

### 第一節 社會問題

有史以來、凡べての社會は、それに特有な社會問題をもつてゐる。封建社會は、封建社會に特有な社會問題を、資本主義社會は、資本主義社會に特有な社會問題をもつてゐる。階級對立の存する社會に於いて、被支配階級が、その現在の社會組織の下では、人間らしい社會生活を営み得ない自己の社會的地位を、何らかの程度で自覺し、従つて、現存社會組織に不満をいだいて、それから自己を解放することを要求するところに、社會問題は發生するのである。それ故時代を異にし、國を異にするに従つて、その社會の階級的構成も異なり、一般民衆の社會的地位も異なつてゐるから、それと共に社會問題も亦、その具體的内容が異なつてくるわけである。茲に階級とは、歴史的な一定の體制をもつた社會的生産に於ける人間の地位により、彼等の生産手段に對する關係により、勞働の社會的組織における彼等の役割により、従つて彼等が處理する社會的富の割前の受け方と分量とによつて、區別されるところの、人間の大きな集團を指していふのである。例へば、社會の一部が土地を所有し、その土地で他の部分を勞働せしめて、その餘剰生産物を取得するならば、その社會には地主と農民との二つの階級がある。また、社會の一部が工場をもち、株式と資本とをもち、そして他の部分をそれらの工場で勞働せしめて、そこで生産される餘剰價値を取得するならば、その社會には資本家と勞働者との二つの階級がある。

社會問題

現代の我が國の階級層は、これを極めて大まかに觀察すれば、一方には、資本家地主等の有産者階級があり、他方には、勞働者小作人等の無産者階級があり、この中間に、手工業者、自作農、小商人其他の小經營者を包含する、小市民階級がある。従つて、現代に於ける我が國の社會問題は、資本家階級對工場勞働者階級の對立闘争によつて生ずる勞働問題と、地主對小作人の對立闘争によつて生ずる小作問題を中心とする。

**勞働問題** さて、近代的勞働者即ちプロレタリアは、十八世紀の後半イギリスに於いて起つて、凡ゆる文明諸國に蔓延したところの、産業革命の産物であり、従つて勞働問題も亦産業革命の産物である。産業革命は、機械動力等の生産手段の革命を中心とする社會組織の變革であつて、先づ紡績業に於いて始まり、次に製鐵製鋼方法の變革を來し、その後他の産業にも及んだのであるが、これらの機械はその當時極めて高價であつたため、大資本家のみで使用し得るところであつた。而してこれらの機械の使用は、従來の生産方法を全く變革して、優良なる商品を廉價に供給することを得せしめ、従來の手工業者を壓迫して、全産業を少數の大資本家の掌中に歸せしめたのである。他方に於いて、従前勞働に従事して居た者の所有に屬した貧弱なる道具はその價値を減じ、機械の進歩が生産の殆んど全域を蔽ふに至つて、勞働は益々分化し、勞働者の獨立性は失はれ、彼等は、大資本家の經營に入り、己が勞働力を資本家に賣りつけ、その對價として賃銀を受取る賃銀勞働者とならざるを得なくなつて來た。かくて、競争の結果没落して來る手工業者、家内勞働者は益々増大し、更に農村に於ける土地改革、資本主義經濟の侵入の結果、土地を失ひ、又は、耕作方法の機械化によつて過剩となつた農民の、仕事を求めて都會に集る者も次第に多く、相合して廣汎な所謂工場勞働者なる



新階級を形成するに至つた。即ち、一方には、生産手段と生活資料を私有する資本家と他方には、労働力のほか何ものをも有せず、資本家に労働力を賣るより以外に生活を支ふる途なき賃銀労働者とこの二階級の對立を招來するに至つたのである。

資本家と労働者との關係は、形式的には、自由契約に基づいて、労働者は労働に従事し、雇主たる資本家は、その對價として代償を支拂ふといふ、平等對等の立場にあるが、實質的には、労働者は資本家に對して、全く從屬的な地位に置かれてゐる。蓋し、資本主義的生産方法の下に於いては、凡ての生産は商品生産であり、利潤の獲得を、その決定的な動機としてゐるから、資本家は、生産費の一部を形成する賃銀は、出來るだけ少く支拂つて、失費を防ぎ、労働者の就業時間は、出來るだけ長くして、能率を擧げようとする態度で、労働者に臨む。然るに、労働者は、彼等の家族の生計を維持し、自ら失業とより以上の窮迫とに陥らないやうにするためには、結局において、如何に不利な條件を資本家側から出されても、それを甘受せねばならないからである。

更に、低廉なる労働力を求めて止まぬ資本家は、女子、子供を使役して、その精神的、肉體的發育を阻害するのみならず、之によつて、一般の賃銀をも低率ならしめる。また、機械工業と大工場經營に伴つて、それより生ずる傷害と疾病との危険は増大し、能率の高い機械の利用は、労働者の職を奪ふこととなる。然かも、これらの諸原因に加へて、資本主義生産に必然的に伴ふ景氣の循環は、恐慌毎に所謂産業豫備軍を増大せしめ、その結果、一度失業に陥るときは、その後労働の機會を掴むことが著しく困難となる。かくて、窮迫と失業との苦痛に壓迫せられることにより、労働者の地位は、益々不利となり、その生活は、愈々不安とならざるを得ない。

斯くて、労働者の資本家に對する不平、不満は次第に昂まつて來る。資本主義の初期に於いては、資本家に對する労働者の敵意は、自分たちの搾取者に對する憎惡といふぼんやりした感情や、自分の受ける抑壓と隸屬的地位に對するぼんやりした意識や、資本家に對して復讐したいといふ願望など、なつて現はれたに過ぎなかつた。そして、その時代に於ける労働者の鬭争は、建物を破壊したり、機械を毀したり、工場の幹部を擲つたり等々、労働者の個々の反抗となつて現れたのである。併しながら、かゝる鬭争を通じて、労働者は次第に資本家に對するぼんやりした憎惡の代りに、労働者階級の利害と資本家階級の利害との對立を理解するやうになる。抑壓されてゐるといふぼんやりした感情の代りに、どんな手段によつて、どんな風に、彼等が壓迫されてゐるかを検討して、その抑壓から彼等を守らうとするやうになる。そして、労働者たちは、彼等が孤立してゐる限り、機械を所有する資本家の前に全然無力であり、彼等の地位を擁護し、進んでそれを改善することが不可能であることを自覺し、自分の同僚等と團結して、その力を以て資本家に對抗しようとする。斯くて、彼等は労働組合を組織し、その力を持って、資本家に對する復讐の代りに、讓歩を得ようとする鬭争に移り、資本家階級に對して次から次へと要求を提起し、始め、労働條件の改善、賃銀の引下げ、反對又は引上げ、労働時間の短縮、解雇反對等、彼等の日常經濟的狀態の改善を要求し、それらの要求を貫徹するために、怠業（サボタージュ）又は同盟罷業（ストライキ）の手段を用ふるに至るのである。

併しながら、資本主義の發展と共に、罷業頻發の度合が増大するにつれて、工場主その他の資本家は、彼等相互の間に同盟を結び、他の地方から労働者を呼びよせ、失業者を雇傭し、又は、彼等の利益を代表する政黨を通じて、國家權力を利用するなど、種々なる共同方策を立て、罷業に對抗する。從



つて、個々の工場はおろか、個々の産業部門に於ける労働者の團結を以てしても、資本家の全階級に對抗、闘争するには不十分となり、労働者の團結は次第に全國的になつて来る。斯くて、個々の労働組合は、一大労働組合運動を組織して、資本家階級に對する労働者階級の階級的利益の擁護伸張を圖ることにその全勢力を集中せんとする傾向をもつに至るのである。

斯くの如く、労働組合運動は労働者階級の日常經濟的利益の維持改善を指す所謂經濟闘争をその活動の目標とするものであるが、次第にそれは政治的な色彩を帯びて来る。蓋し、社會政策的施設、特に各種の社會保險制度の樹立、労働者階級の負擔を軽減するための財政計畫、主として租稅體系の改編等の諸問題より、凡ゆる労働者の境遇を改善するための間接的、形式的な保障ともなる可き、民主的政治の諸制度、言論集會の自由の如き純粹な政治上の諸問題に對しても、何らかの積極的な意思の主張をなすに至り、また、闘争そのものも、經濟闘争から政治闘争へと發展して来るからである。そこで、以上のやうな諸問題に就いて労働者階級の主張し、政治的權力に對する影響力を得るために、労働組合運動に結成せられた労働者たちが、先驅者となり、核心となつて、労働組合運動を根據として労働者の政黨を組織するに至るのである。

さて、我が國の労働運動の状態を知るために、労働組合の組織と労働争議の發生に就いて概観しよう。

先づ労働組合に就いて見るに、我が國の労働運動が大正八年を一轉機として異常な發達をなしたため、それと共に大小幾多の組合が隨處に設立された。その後、經濟界の不況、資本の攻勢に對應する爲め、組合の必要は益々痛感せられ、組合數、組合員數は年々増加し、昭和六年六月末現在に於い

て組合數七六八、組合員數三七〇、一二三人（内婦人一〇、八五二人）に達した。これを前年度の同期に比較すれば、組合數に於いて五六、員數に於いて一五、八一一人の増加である。併し、これを同期の我が國工場、鑛山労働者の總數四、七二九、四三六人に對比すると、その組織率は七八%に過ぎない。更に婦人の組織率に至つては一層貧弱であつて、婦人労働者總數一、五一四、一八〇人に對し〇・七%、組織労働者數に對しては三%にしか當つてゐない。従つて、組織の状態は、今度なほ量的には擴大の餘地が充分残されてゐると云へよう。今、これを産業別に見るに、最も多數を占むるものは運輸交通労働者の十四萬であつて、全數の約半ばに近く、金屬労働者の九萬餘（約三分の一）がこれに次ぎ、他の組織労働者數は概ね僅少である。

次に、労働争議の状態に就いて見るに、大正八年は我が國の労働運動史に一新紀元を劃した年だと云はれてゐるだけに、労働階級の進撃は素晴らしく、罷業件數四百九十三、参加人員數六萬三千三十七人に達した。然るに、翌九年三月の金融恐慌を轉機として、經濟界が俄然不況に陥ると共に、争議件數は頗る減少した。大正十一年より再び徐々に増加したが、昭和元年を例外として、大體三百臺を續けてゐた。然るに、昭和四年に至り、一躍争議の數五百七十六、参加人員數七萬七千餘、翌五年には件數九〇六、参加人員數八萬一千餘といふ空前のレコードを作つた。斯くの如く、昭和四年にストライキの件數が大正八年以來の最高記録を作つたのは、深夜業の廢止と金解禁を前にして、資本家の合理化運動が全面的に敢行され、労働者のそれに對する反撃が増大した結果である。而して、その後、恐慌の波が凡ゆる産業部門に擴大したため、争議件數も益々増大の傾向にある。而して、これらの争議の原因を見ると、昭和三年に至るまでは、賃銀増額要求に基くものが多數を占めて



わたが、其の後の不況と共に賃銀減額反對及び待遇改善の要求に基くものが多く、昭和六年に至つては、解雇反對に基くもの最も多く、賃銀減額反對、解雇手當の擁立又は増額、賃銀増額、賃銀支拂等に基くものがこれに次いで多い。

次に争議の結果に就いて見るに、大正九年以後不貫徹乃至妥協數が増加し、殊に最近に至つて多くの争議が労賃者側の敗北に終つてゐる。併し、要求貫徹の數がなほ相當にあることは、労働者の團結力の鞏固なると、且つ争議に於ける戦術の年々巧妙になりつゝある結果と見ることが出来る。このことは繼續日數の長期に亘る争議が漸次に増加してゐることによつても明かである。

小作問題 我が國に於いては、労働問題が都市に於ける社會問題の中心をなすに對し、小作問題は農村に於ける社會問題の中心をなす。そして、労働問題が賃銀労働者と資本家との間に起るのに對し、小作問題は、小作人と地主との間に起る。小作人が、小作契約に基づく小作條件の下に小作労働に従ひ、地主と對立して其の從屬關係の下に置かれてゐる實質上の地位から見れば、小作問題も亦労働問題と共通な性質をもつてゐる。併しながら、法律上の性質に於いては、小作人は資本家に對して労働力を賣り、労働契約に基いて定められた労働條件の下に、直接、從屬的労働に服する賃銀労働者とは異なり、小作料を支拂つて地主から土地を借受け、自ら獨立の小企業者として、農業を營む者であるから、小作問題を以て、労働問題中に包含せしめることは出来ないものである。勿論、農業の經營状態が異なるにつれて、農村問題も亦その態様を異にする。例へば、イギリスに於ける如く、小作人が地代に該當する小作料を地主に支拂ひ、自ら純然たる企業者となつて賃銀労働者を使用する、所謂企業小作制にあつては、小作問題は資本家と地主との間に起る土地問題であり、農業勞

働者と農業企業者との間に起る農民問題は純然たる労働問題である。また、フランスの一部その他に於ける如く、地主が土地資本を、小作人が勞力を提供して、兩者の共同經營の下に收益分配を行ふ、所謂分益小作制にあつては、小作問題は同時に労働問題である。併しながら、我が國に於ける如く、小作人自ら耕地經營を行ふのを本則としながら、通常收穫高の四五割を實物小作料として地主に支拂ふ場合に於ては、小作人は土地を賃借して純然たる獨立經營を行ふものともいへず、地主と共同經營を行ふものともいへず、従つて、小作問題も亦土地問題と労働問題との中間に位しつゝ、その兩面を併せ有するものと云はねばならない。

斯くの如く、我が國の小作人は、收穫高の四五割を地主に支拂つて土地を借受け、形式的には獨立小企業として農業經營を行つてゐるが、實質的には小作關係を通じて間接に地主に從屬してゐる。然かも、彼等の多くは同時に賃銀労働者となつて地主の土地に於いて農業労働に従事し、直接にも地主に從屬するのを常としてゐる。而して、小作人の負擔するところの、この過重な小作料は、いふまでもなく、土地の賃借使用權といふ單なる形式的効果を獲得するための代償として支拂ふものであつて、直接には生産の上に何等實質的な効果をもつものではない。それにも拘らず、小作料が經營費中に於いて占むる割合は、肝腎の肥料費を遙かに凌駕してゐるのである。小作農の農業所得を過少ならしめ、延いてはその生活程度を劣悪ならしむる最大原因は、實にこの過大な小作料の負擔にあることは、疑ひの餘地はないであらう。

更に、商品經濟が農村へ侵入して以來、農村に於ける自給自足の經濟は次第に崩解し、農民の商工資本による搾取は漸く甚しくなる。即ち、農民は一般に市場に關する知識に於て持久力に於て、到



底商人に及ばないがために、多くの場合、農民は商人の云ひ値の儘に賣買することを餘儀なくせられる状態にある。その結果、農民はその生産物を價値以下の價格に於て、時には生産費を償ひ得ざる價格に於て賣り、肥料その他の生産手段、日用品等の工業生産物をその價値以上の價格に於て買込ませられる。かくして、農民の賣る物は安く、然かも買ふ物は高く、差引非常な損失を蒙らなければならぬのである。このことは最近に於ける、資本主義の高度化に伴ふ資本の組織化と、一般農産物の價格低落とによつて、益々甚しくなつてゐる。

以上に於いて述べた二つの事情が、主要な原因となつて、小作人の収入は益々減少し、その生活は窮迫のフン底に沈淪してゐる。そこで、小作人は、地主に向つて、小作料の軽減と、小作地を手離すまいとする小作權の確認とを要求し、以て、彼等の窮乏から逃れる手段を、彼等の團結に求め、農民組合を組織し、小作爭議に訴へて、地主に對抗するに至る。更に進んでは、都市に於ける労働者階級と提携して、労働組合と農民組合との地盤の上に、無産者階級の階級的利害を代表する政黨を組織し、その闘争は經濟闘争を基礎として政治闘争に迄發展して行くのである。

さて、我が國の農民組合の状態を見るに、農民組合も大正八年歐洲大戰後の經濟的變動と思想的變化を受けて生れたものであるが、それが充分な發達を遂ぐるに至つたのは、大正十一年四月日本農民組合の創立以後のことである。而して、その後逐年非常な増加を示したが、昭和二年を最高潮として漸次減少の傾向を辿り、近年に至つて再び遞増の趨勢を示して來た。即ち昭和六年に於いては、組合數四四一四、組合員數三〇六、三〇一人に達し、これを前年度に比較すれば、組合數に於いて二〇六員數に於いて約五千の増加を示してゐる。而して、その分布状態を見るに、最も多數を占む

る縣は新潟であつて四九一の組合(員數約三萬三千)を有し、これに亞ぐものは山梨縣の三六七組合、群馬縣の二二三組合及び岐阜縣の二一〇組合である。この他百五十以上の組合を有する縣は、岡山、兵庫、福島、島根、秋田、愛知、百以上の組合をもつものは全國を通じて十八府縣に及び、全く組合の存在せざるものは沖繩縣のみである。

次に小作爭議の發生状態に就いて見るに、大正十年に至つて急激に増加し、昭和元年を最高として翌二年以來減少の傾向にあつたが、四年より再び増加の趨勢を示し、六年に至り俄然從來の最高レコードに達した。即ち昭和六年に於ける爭議件數は、農林省の調査によれば、三、四一九件、前年度に比較すれば實に九四一件の激増となつてゐる。これは、いふまでもなく、打ち續く農村の不況に加へ、六年度は特に米作の不作に基くものである。

これらの爭議件數の首位を占むるものは、小作料の一時的軽減要求によるものであつて、その要求額は三、四割より時には七、八割に及ぶものもある。更に大正十四年以來特に顯著なる現象は、地主側に於いて自作經營、小作地の賣却、宅地その他の地目變換、小作料の滞納等を理由として小作人に對し小作地の返還を要求し、これに對して小作人は小作契約繼續、小作權、永小作權確認、作離料の請求等を請求して爭議となるもの、即ち土地返還に關する爭議の逐年激増しつゝあることである。就中、小作契約繼續要求に基く爭議は絶對的にも相對的にも増大してゐる。

尙ほ、爭議の結末は、妥協による解決が首位を占めてゐるが、これは五年以降漸減しつゝあり、之に反して要求貫徹は急激に増大してゐる。この事實は、農村の窮乏が甚しく、小作人にとつて爭議が既に決定的な死活の闘争となつてゐることを物語つてゐる。併しながら、こゝに注意すべきは、小



作爭議調停法によつて解決せらるゝ爭議の件数が累年の見ても爭議件數中依然として大多數を占めてゐることである。

**社會思想** 以上に於いて、我々は社會問題に就いて、殊にその中心をなす勞働問題及び小作問題に就いて述べた。これらの社會問題は、當然に社會不安を伴ふものであるが、この社會不安を如何にして除き、社會問題を如何にして解決すべきかを目指す思想が、社會思想と呼ばれる。

元來、社會問題の發生は關係當事者の個人的理由による他、根本に於いて、私有財産制度の下に、個人の自由活動を第一とする資本主義社會そのものに附着する缺陷にも基因するものである。社會主義はこの私有財産制度を否定し、社會全體の意思を決定する機關をもち、統制的に生産消費の行はれるところの社會組織の出現を待望し、又は進んでそれを革命によつて實現しようとする運動である。近世無政府主義及び社會改良主義も亦、現在の資本主義社會に於ける矛盾、害惡を除くことを目指す社會思想乃至社會運動である。しかし、無政府主義は個人の自由から立論して、只管に強制秩序従つて國家權力を否定し去らんとする點に於いて、社會的統制を行はんとする社會主義と異なる。次に、改良主義は、現存の資本主義は現存の資本主義的生産方法の埒内において一切の矛盾を解決又は緩和せんことを主張するに止まる點に於いて、この生産方法そのものを變革せんとする社會主義とは異なる。

現在、我が國に於いて、社會思想の代表たるものは、共產主義と社會改良主義である。共產主義の主張するところは、大體次の如くである。

○ **共產主義**は資本主義社會から社會主義社會への轉化の必然性を専ら近代資本主義社會の經濟

的運動法則から結論する。即ち資本主義の發展に伴ふ、大生産の發達、資本家のカルテル、シンデケート及びトラストの發達、並びに金融資本の規模と威力の巨大なる増大において、殊に著しいところの勞働の社會化こそ社會主義の必然的到來の主要な物質的基礎である。この轉化の智的、道德的動力となり、物質的遂行者となる者は、資本主義自身によつて教育されたプロレタリアートである。種々の、そして益々内容豊富な形態をとつて現はれるところの、ブルジョアジーに對するプロレタリアートの闘争は、不可避免的に、プロレタリアートによる政治權力の獲得を目指す政治闘争となる。生産の社會化は、生産手段の社會的所有への轉移、『收奪者の收奪』に赴かざるを得ない。勞働生産力の巨大なる向上、勞働時間の短縮、完成された集團的勞働による、小規模な原始的な、分散した生産の廢止と殘存物の代位など、これらが斯くの如き轉移の直接的結果である。資本主義は決定的に農業と工業との連絡を引裂くが、同時にその最高の發展によつて、科學の意識的應用と集團的勞働の結合、及び人類の新しい分布の基礎の上に、工業と農業とを結びつけるところの、この連絡の新しい要素を準備する。家族の新しい形態、婦人の地位の新しい條件及び青少年の教育における新しい條件は、近代資本主義の高度の形態によつて準備されてゐる。蓋し、婦人及び幼年勞働資本主義による家長的家族の崩解は、近代社會において最も恐ろしい、不幸な、そして忌はしい形態を必然的に帯びてはゐるが、他面に於いては、大工業は、婦人、青年男女、幼少年達に、家族の範圍外に在る社會的に組織された生産過程において極めて重大な役割を割りあてることによつて、家族及び男女關係のより高級の關係のために、經濟的基礎を造り出してゐるのである。

更らに、民族及び國家に關しては、次の如く主張してゐる。即ち、國民は、社會的發展のブルジョア







更に、また、一千七百八十九年のフランス革命の齎らした意味には色々あるが、其中でも重大なことは、階級闘争に於て、第一階級の僧侶と第二階級の貴族とを打倒して、第三階級たるブルジョアジーが勝利を得たことである。革命當時は、ブルジョアジーといはず、チュルゼタ、即ち第三の身分といふことからして第三階級と呼んだのでありますが、第三階級は商人即ち町人でありましたので、後にブルジョワジーと汎稱するやうになつたのであります。昔は外敵を防ぐために、都市の外側に城壁を築き、其中で商賣を営んで居りました。詰り城下都市といふもので、其の中に住つて居たのが、城内の人即ちブルジョワなのであります。このブルジョワの階級をブルジョワジーと申すやうになつて、今では誰知らぬものもない通り言葉となつて居ります。で、フランス革命は此の第三階級が、僧侶と貴族とに挑戦して、遂に勝利を得た社會記録であります。最近のロシアの革命は、第四階級即ちプロレタリアの勝利であつたといはれてゐます。『廣演嘉雄・「公民教育の根本問題」・一三三頁』とも説いておいた。因みにフランス語では、夫々 Bourgeoisie, Bourgeois, Proletariat, Proletaire と書く。公民といふドイツ語の Staatsbürger の Bürger は、フランス語の Bourgeois と同じであるが、通常之を市民と譯してゐる。

**注意三** 本章で特に心得て居なければならぬのは、社會問題・社會政策・社會事業三者の關係を、如何に見るかといふことである。社會問題の存在を前提とし、この問題を、國家自身が、制度の改正を意圖して、法規の制定によつて解決しようとするのが社會政策であり、『現に個人を悩ましてゐる貧困・疾病・犯罪の事實を個人について取上げ、之を救済することによつて、社會問題の解決に資せんとする。』(廣演・一三九頁)の、社會事業であるとするのを正當な態度と考へてゐる。この點の把握を十分におかぬと、思はぬところで破綻を生ずるであらう。

**注意四** マルクスの略傳と、マルクスの社會主義がエンゲルスによつて科學的社會主義と呼ばれた理由を形成する二大基礎理論なる唯物史觀と剩餘價值説とを、マルクス自身の言葉によつて示すために、参考三・四・五を附した。

**注意五** 我々は屢々第三インターといふ語を聞くのであるが、これは International workingmen's association (國際労働者協會)の第三のものといふ意味である。第一インターは一八六四年に成立し、一八七六年を以て崩壊し、第二インターは一八八九年

に準備せられ一八九一年に結成せられて今日尙殘喘を保ち、第三インターは一九一九年にモスコイを本部として成立した。第三インターをコミンテルンと呼ぶことなるは、Communist international (共產主義インターナショナル)を略して、Communi から Com をとり、international から intern をとり、之を合せて Comintern と呼んでゐるわけである。我が國には、コミンテルンの支部として日本共産黨が非合法的に存在し、革命的手段に依り我が國體を變革し、私有財産制度を否認し、プロレタリアートの獨裁を樹立し、之を通して共產主義社會の實現を期してゐる。コミンテルンの青年運動として、コムソモール及びキムがあり、キムの日本支部として日本共産青年同盟(略して共青)があり、高等學校・大學等の生徒・學徒に働きかけるのは、この共青である。外に、共産黨の外廓運動として、反帝同盟や赤色救援會(モップル)等がある。前者は、帝國主義戦争反對及植民地の完全なる獨立を提唱し、後者は、革命運動の犠牲者・家族並に遺族等を救援激勵し、以て後顧の憂なく運動に従事せしむることを目的としてゐる。外に俗稱「全協」といふのがある。これは、日本労働組合全國協議會の略であつて、労働者階級の日常經濟闘争を激發指導し、延いては之を政治闘争に轉化せしめようとすることを目的としてゐる。凡そ右述べた程度のこと、苟くも思想問題に關して、青年を善導せんとする者は知つて居らねばなるまいと考へられる。

**注意六** 共產主義と無政府主義との關係を一言しやう。國別無産者に團結を求めたのではなく、萬國の無産者の團結を要求する共產主義は、國家を否定する點において無政府主義なりと呼ばれる。しかし、共產主義の國家否定は、差當りブルジョワ國家の否定であつて、プロレタリア國家の否定ではない。プロレタリア國家の出現は、共產主義においては、辯證法的發展の經過過程として必然的なるものであると對し、無政府主義では、如何なる意味の國家をも否定し、隨つて、プロレタリアート獨裁の國家をも否定する。この點に兩者の間に存する本質的なる差異を見る。換言すれば、無政府主義とは、目標の無政府性(共產主義も亦之を有する)にあるのではなく、手段の無政府性又は非政治性に存するのである。

**注意七** 治安維持法第一條の全文は次の如くである。

國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ



五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

右において、結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者」とは、所謂シンパである。シンパサイザー（同情者）の略稱なることはいふを俟たない。

#### 参考一 我が國の社會運動

明治維新以來我が國の社會運動は、その他の文化的方面に於ける諸現象と同様に、急進的に行き過ぎては反省するといふ過程を、他の諸外國に類例のない急速度で繰り返して來たものである。而して急進的勢力も保守的勢力も共に速かに反省し來つたので、兩者の對立は大體に於てヨーロッパ諸國に於けるそのやうに露骨尖鋭ではなかつた。維新の大變革そのものさへも、舊權力の抵抗が餘り頑強でなかつたので、割合に滑かに遂行されたのである。

急進・反動・妥協の轉換の期間が短かく且つ其の過程が比較的簡易に行はれて來たのは歐米の各思想に次から次へと眩しく接觸したこと、我國社會の諸容相また躍進的の變化を重ね來つたこと等の爲である。政治的自由主義から無政府主義に至り、經濟的自由主義から社會主義やサンディカリズムに至るまでの間の種々雑多の思想傾向は、歐米に於ては二世紀に亘り且つ各國の特殊事情に應じて展開したものであつて、各々その時期及び社會的諸事情により必然性を持つたものであり、その或るものは既に役割を勤め終つて退いたものである。即ち各種の思想傾向は一面から見ればそれ〴〵發展段階として代謝したものであり、同時に各國の特殊事情に應じて孰れかの思想傾向がそれ〴〵の國の特徴として主潮をなしてゐるのである。然るにこれら多様の歴史的意義ある諸思潮が、極めて短期間に並行的に我國に流入した。その或るものは意識的に輸入されたものであるが、或るものは之に偶然隨伴し

たものであつた。また我國社會に於ける階級組織も急速に變化しつゝあつたので、或種又は他の種の傾向を頑強に支持する社會的勢力は、比較的近年に至るまで少くとも意識的には固定してゐなかつた。況して社會主義的運動に於ける各種傾向の對立の如きは極めて觀念的のものであり、理論上に於てさへも克明な分析研究が行はれてゐなかつた。我國に於ける各種社會思想が混沌として何等の中心的思想を持たなかつたのはそれが爲めである。従つてまた我國に於ける此の種の急進的諸思潮は、長い間保守思想家のみならず一般知識階級からも單なる外國思想の模倣として餘り重要視されなかつたのである。かの幸徳事件は一世を愕然たらしめたものではあつたが、これとても根柢ある組織的社會運動の一發現とは見られず、寧ろ一部の觀念的極左派たる知識階級の突發的孤立的行爲と考へられた。

日露戰爭前後から我國の資本主義的經濟が急速に進展し、謂はゆる現代的無産階級が著しい勢を以て増加し發達したこと、更に世界大戰の結果この兩者が相伴つて飛躍的に發展したことは他のそれ〴〵の章に於て詳記した通りである。かやうにして我國に於ける社會運動は單なる知識階級の觀念的又は啓蒙的運動としてではなく、必然的に無産階級そのものを基礎とする組織的運動として新たに展開せざるを得なかつたのである。

最近の我が社會運動は先づ第一に労働組合運動として展開した。大正六七年頃から労働組合は簇生したが、その性質は既に述べたる如く當時の世界的情勢並に我國に於ける當時の社會不安の特殊容相からして、必然に急進的でなければならなかつた。大正六年にはロシアの無産者革命があり、引き續いて二三年の間にドイツの政治革命、バイエルン及びハンガリアの無産者革命、フランス労働者の總同盟罷業、イタリア労働者の工場占領及び總同盟罷業等の大事變が勃發し、戰爭の結果たるヨーロッパ資本主義經濟の大破壊、それに伴ふ極めて廣汎にして深刻なる労働不安等の諸事情と相俟つて、當時の全世界の労働者は革命の昂奮の絶頂にあつた。最も穩健で實際的だと見られて居るイギリス労働者さへも、戰闘的色彩を帯びた三角同盟運動の如きものを組織したのである。このやうな際に俄に續出した我國の労働組合が、大體に於いて急進的であつたのは寧ろ當然と云ふべきであらう。當時ロシア革命の本質及びその過程が未だ充分に研究せられず、ボルシェヴィキのプランキ主義的爆發行動の方面が特に刺戟的であつたので、我



國労働者の急進分子は多くサンデイカリズムに傾いたのである。而してこのサンデイカリズムの空気の醸成には、當時の我國の産業界並に社會生活に於ける特異の不安が與つて力あつたことは他の章に於て述べたところである。

共產主義運動の理論や戦術は、當時我國に於ける知識階級の労働運動者乃至助言者の間に於ても、まだ充分に理解されてはゐなかつた。今日の左翼社會主義運動の理論及び戦術が實踐的問題として研究され、具體的綱領として組織されたのは、ロシア革命以前にあつてはたゞロシアに於てのみであつたと云つて差支へない。ロシアに於ては革命社會運動は一九〇五年以來既にその實行に入つてゐたので、社會運動の陣営内に於ける左翼と右翼の實踐的對立は避くべからざるものであつたのであるが、西歐諸國に於ける社會黨内の左右兩翼の對立は、少くとも世界大戰に至るまでは單に大會に於ける討論や文書を以てする論難攻撃に過ぎなかつた。此の問題が現實の問題となり、従つて克明に研究批判されたのは寧ろ最近の事に屬する。故に我國の社會思想家の間に於て觀念の明確を缺いてゐたのは別段不思議ではないのである。

大正八年（一九一九年）に於ける第三インターナショナルの結成及びその後の猛烈なる共產主義宣傳は、各國社會運動と同じく我が國のそれに於てもボルシエウイキ運動の理論及び過程を明確ならしめ、全世界に於ける國際主義的風潮の漲溢と相俟つて急進左翼派の主潮はボルシエウイキムとなり、サンデイカリズムは次第に克服されるに至つた。かくして我が左翼運動の陣営だけは一旦整理せられ、大體に於てその指導的勢力はボルシエウイキムにあつたと云ひ得るのである。

然しながら大正十年以後に於けるロシア・ソウイェート政府の内政上の右翼轉回、ヨーロッパ諸國に於ける共產主義運動の引き續いての失敗、全世界に亘る反動的空氣の瀰漫、ヨーロッパ各國の産業經濟の恢復（謂はゆる資本主義の安定、一般労働者の急進者社會運動に於ける疲勞倦怠等の影響、その外我國に於ける特種事情としては、關東大震災の打撃並びに普通選舉實施に對する希望等の諸條件が相俟つて、我國労働運動は大正十一年頃から急角度に右翼旋回を始め、而してこの右翼派は次第に改良主義の色彩を明確にして來たのである。即ち我國に於ても社會運動の分野は、共產主義と改良主義との對立にまで整理されるに至つたのである。

第二には我が社會運動は農民組合運動として展開し、大正十年頃から數年の間に目覺しい發達を遂げた。そして一時は左翼の猛烈な滲入運動が功を奏して或る程度迄左翼的色彩を濃厚に帯びてゐたが、最近に至つて次第に現實的となるに至つた。

第三には政治的社會運動として展開した。普通選舉の實施を前にして大正十三年に無産政黨組織準備團體としての「政治研究會」が組織されてこのかた、此の方面に於ける活潑な能動的分子は、多くは左翼派であつた。それはコミンタインの方針であり、また共產主義戦術の定石であつた。それで右翼派は始めは左翼勢力の浸透の機會を與へることを厭うて、自ら政黨運動に参加することを躊躇してゐた形がある。従つて最初に成立した労働農民黨は次第に左翼の指導下に立つやうになつた。その後右翼の社會民衆黨の成立以後、無産政黨の陣營は分裂に分裂を重ね、殆んど收拾すべからざる状態となり、世人はその眞實の動機を解するに苦しみ將來の健全なる發達を疑ふに至つたのである。

然しながらかやうな混亂の主要な原因は、我國に於ける政治的社會運動が、各國に於ける無産者政黨が分解過程を終りまたはこれを辿りつゝある際に於て始めて發生したことにある。例へばイギリスに於てもドイツに於ても無産者政黨は未だその内部に於ける各種傾向の實踐的對立闘争を必要としない前に於て單一政黨として發生し、偉大なる發達を遂げてしまつた。而してヨーロッパ各國の政治的社會運動は世界大戰以來始めて内部分裂の過程を辿り、ロシア革命以後愈々分解と混亂とを重ね、最近に至つて漸く整理されて、大體に於て多數派たる改良主義黨と少數派たる共產黨とはつきり分れたのである。我國に於てはかゝる時期に於て無産者政黨が始めて出現したのであるから、謂はゆる統一的單一無産政黨は頭初から成立し難い状況にあつたのである。而して斯かる整理の過程の間に於て左翼・中間・右翼等の分派が起り、その各派内に於て更に左・右・中の雜多諸分子が表はれたのは何處の國に於ても見られる現象であつたのである。加ふるに急速に不統一に出現した各労働組合間に於ける種々の行き掛りがあり、従つてその整理過程には種々の困難が伴つてゐたのである。

然しながら秘密結社日本共產黨運動に對する徹底的の取締り、最近に於ける左翼合法政黨の成立等の結果として、左翼社會運動は次第に幾分か整理の過程を辿りつゝあるが如くである。右翼及び中間諸派に於ても、次第にそのイデオロギーの統一を圖らうと



してをるものゝ如く、結局に於てやはり整理の過程を辿つてゐるものと見ることが出来よう。而してかゝる間にも無産政黨は、全體として中央及び地方の議會に進出し、その合法的勢力を伸張しつゝあると見ることが出来よう。

一面また我國の政府も最近に至つて眞剣に社會政策的諸施設を進捗せしめる態度を明かにし、労働者の團結權をも法制上に於て認めようとし、また合法的社會運動に對しては理解ある態度を示すに至つた。

以上各種の事情に於て我國に於ける社會運動は、少くとも差當り大勢としては合法的改良主義的傾向に落付こうとしてゐるものゝ如くである。

一方に於て右傾諸團體の活動も亦社會運動の局面に於ては次第に整理され、言はゞ科學的に謂はゆる日本主義理論を構成せんと努め、組織的合法的の行動に進まうとする傾向が見える。

とにかく現代日本人は大體に於て時勢の動きに對して敏感であり、一面急進に走り易い傾向を持つと同時に他面比較的速かな反省を吝まないところがある。各種社會勢力の分布交錯情態も今なほかなり複雑である。このまゝではボルシェヴィズムもフアシズムも有力に育成すべき餘地に乏しい。たゞ眼前の實際問題として、産業合理化の全負擔を無産階級に轉嫁しようとする努力が意識的又は無意識的に生じたならば、急激に失業の増加及び生活標準の低下を來し、新たに廣汎且つ深刻なる労働不安を呼び起し、社會運動の尖鋭化に確實なる客觀的條件を供與することになるであらう。(協調會『最近の社會運動』一〇一四頁)

參考二 労働協約

労働協約とは労働團體(普通労働組合)と雇主(又はその團體)との間に結ばれ、關係労働者の労働條件を定むる規範標準となる協定を云ふのである。而してこの協定は常に労働組合による所謂團體交渉を通じて行はるゝものであるから、労働協約の成立は、同時に團體交渉權の確認とその主體たる労働組合の公認とを意味する。

我が國に於て労働組合の公認乃至團體交渉權の要求が問題となつたのは、大正九年七月富士瓦斯紡績押上工場の労働爭議に於ける友愛會(現在の労働總同盟)の團結權確認要求が最初である。次いで同十年三月尾嶺山の同盟罷業に於て同じく友愛會所屬の

全日本鐵夫總聯合會が「團體交渉權の確認」を要求し、更に同年六七兩月關西方面の諸都市を中心に大小四十件の團體交渉權確認運動が起つた。乍併、當時の團體交渉權の觀念は甚だ明瞭を缺き、殊に雇主側に組合忌避の意思が濃厚であつた爲め、これ等の運動は多く失敗に歸し、二三承認されたものもあつたが、それすら結局有名無實のものであつた。此の失敗は直接行動を重んずるサンチカリズムの發展に一つの刺戟を與へ、かくして團體交渉權確認の運動は一時表面から姿を消すに至つた。然るに大正十二年九月の關東大震災を機として、労働組合運動の方向轉換が叫ばれ、次いで現實政策なるものが強張されるに至り、從來の闘争一點張りの運動方針は漸次に團體交渉乃至労働協約の如き平和的方法と代置さるゝことゝなつた。又他方資本家側に於ても一概に労働組合を敵視するよりも寧ろ穩健なる組合はそれを承認し、これによつて過激な運動の侵入を防止することの得策なるを覺るものを生じこゝに漸く労働協約の實現を見るに至つたのである。

我が國に於ける労働協約の締結数は昭和五年六月末現在に於て四十九、協約被適用労働者數約十一萬であつて、我が國の組織労働者の約三分の一を占めてゐる。しかしその内約十萬近くは海上労働者であるから、陸上労働者の數は一萬餘に過ぎない。これは現在の協約締結工場が二三の例外を除き殆んど小工場に限られ、大中工場に及んでゐない爲めである。

労働協約の協約事項は普通労働賃銀、労働時間の公定であるが、外に通風、衛生、作業設備、娛樂等に關する一般労働條件を取扱ふ場合もあり、尙進んでは非組合員の雇傭、徒弟制、特定作業労働者の數及び階級の制限より組長の選任乃至一般經營への参加までを含む廣汎な協定なることもある。しかし我が國に於ては協約の事項は一般的には比較的狭少である。(東京政治經濟研究所『政治經濟年鑑』六一四一六一頁)

參考三 公式化する唯物史觀

人間は彼等の生活の社會的生產において、一定の・必然的の・彼等の意思より獨立せる・諸關係を、すなはち彼等の物質的生產精力の一定の發展段階に適應するところの生產諸關係を、與へられたものとして受けとる。これら生產諸關係の總體は、その社會的經濟的構造を、すなはち法制上および政治上の上層建築がその上に生る立ち・一定の社會的意識諸形態がそれに適應するところ



の、現實の土臺を、形成する。物質的生活の生産の仕方は、社會的の・政治的の・および精神的の・生活諸過程一般を制約する。人間の意識が彼等の存在を規定するのではなく、むしろ逆に、人間の社會的存在が彼等の意識を規定する。社會の物質的生產諸力は、その發展のある一定の段階において、從來それがそのうちに運動してゐたところの現存の生產諸關係と、あるひはたゞその法的表現にすぎざる所有諸關係と・衝突する。これらの諸關係は、生產諸力の發展形態からその極端に轉化する。ここにおいて社會革命の時代が到來する。經濟的基礎の變動につれて、巨大なる上層建築の總ては、あるひは徐々に・あるひは急速に・變革する。かゝる變革を觀察するにあつては、吾々は常に經濟上の生產諸條件のうち起れる物質的の・自然科学的に忠實に確證されうる。變革と、人間がそのうちで斯かる衝突を意識せしめられ且これを克服するに至るところの、法律的の・政治的の・宗教的の・藝術的の・あるひは哲學的の・簡單に云へば觀念的の・諸形態とを、區別しなければならぬ。かゝる變革時代をばその時代の意識から判斷することは、恰も或る個人が自分自身のことを何う考へてゐるかによつて其の人を判斷せんとするのと同じで、たゞに不可能であるばかりでなく、むしろこの意識なるものが、物質的生活の矛盾から・社會的生產諸力と生產諸關係との間に現存する衝突から、説明されねばならぬのである。一の社會構成は、その形態が狭まざるやうになるまで、總ての生產諸力が發展してからでなく、決して没落せず、また新たな・より高度の・生產諸關係は、その物質的な存在諸條件が舊社會自體の母胎内で孕まれたるまでは、決して從來のものに取つて代りはしない。かくて人間は常に自ら解決しうる問題をのみ問題とする。なぜといふに、よく正確にこれを觀察するならば、問題それ自體は常に、その解決の物質的諸條件がすでに存在してゐるか・あるひは少くとも其の生成の過程にあるか・の場合にのみ、始めて發生するものだから。極く大づかみには、アジア的の・古代「ギリシヤ、ローマ」的の・封建的の、および近代ブルジョア的の・生産の仕方が、經濟的社會構成の進歩し來つた段階的時期として目されうる。ブルジョアの生産諸關係は、社會的生產過程の最後の敵對的形態である。茲に敵對的といふは、個別的敵對の意味ではなくて、諸個人の社會的生存條件から生じる敵對の意味であるが、しかしブルジョア社會の母胎内に發展しつつある生產諸力は、同時にこの敵對的解決のための物質的諸條件を作る。されば、人類社會の前身は、この社會構成をもつて終りを告げる。(マルクス・政治經濟學批判・河

上肇・宮川實共譯・七一―七三頁)

參考四 剩餘價値の生産

今一人の労働者の日々の生活必需品の平均量は、その生産のため平均労働六時間を要するものと假定する。なほ平均労働の六時間、更に三志に等しき金塊に實體化されるものと假定する。然る時は三志は、その人の労働力の日々の價値の貨幣的表現、即ち價格であるであらう、もし彼が日々六時間働かならば、彼は、彼れの日々の生活必需品の平均量を買ふため、言ひ換ふれば労働者として彼れ自身を維持するため、十分な價値を日々生産することになるであらう。

ところが吾々が問題として人間は賃労働者だ。だから彼は其の労働力を資本家に賣らねばならぬ。(さうして)もし彼が其れを一日三志、又は一週十八志に賣るならば、彼は其れを其の價値に於て賣つた譯だ。(今)彼は一個の紡績工だと假定する。(然る時)もし彼にして日々六時間働かならば、彼は綿花に對し日々三志宛の價値を加へて行くだらう。彼によつて日々與へられる所の此の價値は、彼が日々受取る所の勞賃、又は彼れの労働力の價格と全く等價であるであらう。しかし其の場合には、何等の剩餘價値又は剩餘生産物も資本家に歸せざることになる。そこで吾々は嚙と困らなければならぬ。(剩餘價値が何うして出て來るか云ふ問題を研究しやうとしてゐるのに、その剩餘價値が出ないことになるから、それで斯う云ふのである)。

資本家は、労働者の労働力を買ひ入れ、その價値を支拂つて仕舞へば、一切の他の(商品の)購買者と同じやうに、その買ひ入れた商品を消費し又は使用する權利を得る。彼は機械を運轉せしむることによつて之を消費し又は使用するが如く、労働者を働かしむることによつて其の者の労働力を消費し又は使用する。だから資本家は、労働者の労働力の一日分又は一週間分の價値を買取ることによつて、全日又は全週に亘つて其の労働力を使用し又は之を働かしむる權利を得るのだ。勿論労働日(一日の労働時間)又は労働週(一週間の就業日)には一定の制限がある、しかし此の事は後に至つてもつと委しく考察するであらう。

差當つて私は諸君の注意を一個の決定點に向けんことを要する。

労働力の價値は之を維持し又は復生産するに必要な労働の分量によつて決定される、しかるに此の労働力の使用は只労働者の精



力及び體力によつて制限されてゐるのみだ。労働力の日毎又は週毎の價值が、その力の日毎又は週毎の發揮と、全然別物だと云ふことは、一匹の馬の要する飼料と、其の馬が騎手を乗せて走り得る時間とが、全然別物なのと同じである。労働者の労働力の價值を限定する所の労働の分量は、決して彼れの労働力が執行し得る労働の分量の限界となるものではない。再び紡績工の例を取つて見よ。既に述べたやうに、日々彼れの労働力を復生産するためには、彼は日々三志の價值を復生産しなければならぬので、それは彼が日々六時間宛働くことによつて爲し得られる。しかしながら此の事は、彼が一日十時間又は十二時間又はより多くの時間を働くことから、彼を妨げる譯ではない。ところが資本家は紡績工の労働力の一日分又は一週間分の價值を支拂ふことによつて、其の労働力をば全日又は全週に亘つて使用するの權利を得る。だから彼は、労働者をして例へば一日十二時間働かすこととする。そこで労働者は、彼れの勞賃又は彼れの労働力の價值を恢復するに要する六時間の上を超えて、更に六時間働くことになる。私此の時間を剩餘労働の時間と名づけるであらう、さうして其の剩餘労働が實體化して剩餘價值となり剩餘生産物となると言ふのである。もし吾々の例に取つた紡績工が、例へば、一日分の労働六時間によつて、彼れの勞賃に丁度等しいだけの價值、即ち三志だけの價值を綿花に與へるとするならば、彼は十二時間の内には、綿花に對し六志の値打を與へ、又それに應ずるだけの剩餘の絲を生産する譯になる。(ところが)彼は既に彼れの労働力を資本家に賣つてゐるのだから、彼によつて産出された全價值又は全生産物は、彼れの労働力の一時的所有者たる資本家の手に歸して仕舞ふ。だから資本家は、六時間分の労働が結晶されてゐる價值を前拂して、十二時間分の労働が結晶されてゐる價值を回收するので、即ち三志を前拂して、六志の價值を得ることになる。之と同じ過程を日々繰り返すことによつて、資本家は日々三志を前拂しながら日々六志を收める、さうして其の六志の半分は再び勞賃の支拂のため出て行くが、残りの半分は、資本家が之に向つて何等の對價を支拂はぬ所の、剩餘價值を形成するのである。資本と労働との間に於ける此の種の交換こそ、資本家的生産又は勞賃制度が據つて以て立てる基礎であり、且つ其れは、労働者を労働者として、又資本家を資本家として、絶えず復生産するの結果を齎すべきものである。

總ての他の事情にして同一なりとすれば、剩餘價值の率は、労働日(一日の労働時間)の中、労働力の價值を復生産するに必要

な部分と、資本家のために行はるゝ剩餘時間又は剩餘労働と、の間に於ける比例に依存する。即ち其れは、労働者が其の労働によつて彼れの労働力の價值を復生産し又は彼れの勞賃を回復すべきだけの範圍を超えて、それ以上に労働日(一日の労働時間)の引き延ばされる比例に依存する譯である。(マルクス・「勞賃、價格及び利潤」より、河上肇博士譯)

参考五 マルクス略傳

Karl Heinrich Marx (1818-1883) 十九世紀最大の思想家の一人。科學的社會主義の建設者、無産階級の國際的革命運動に關する原理の確立者、唯物論、辯證論、唯物史觀、階級闘争論、剩餘價值說等諸般の理論を渾一せるマルキシズムの提唱者であり、且つ之に基いて行はれた無産階級運動の指導者である。一八一八年五月五日プロシア領ライン州トリエルのユダヤ人の家に生る。父は辯護士で後に司法議員(Jurist)となり、一八二四年新教に改宗、相當富裕な家庭を營んだ。カールはトリエルの高等中學(ギムナジウム)を終へ、初はボン大學、次でベルリン大學に學び、法學と哲學とを修め、一八四一年「エビクルス」哲學に關する論文により、イエナ大學から學位を受けた。大學生としての彼はヘーゲル派の理想主義者であつたが、所謂「ヘーゲル左派」の人々に接觸するに及んで、漸次、無神論的、革命的傾向に進むやうになつた。そして卒業後直ちにボン大學の講師たらうとしたが、當時政府の反動政策は漸く加はり、彼の友人フオイエルバツハも、ブルノオ・パウエルも相次いで教職を失つた事實を見て、彼も初志を斷念した。一八四二年一月一日、ケルンに於て「ライン新聞」が出た。之はヘーゲル左派の青年思想家に接したライン州の急進ブルジョアジイによつて、政府反對の立場から發行せられたものであつて、マルクスとパウエルとは編輯記者に任せられ、十月に至つてマルクスは主筆となつてボンよりケルンに歸つた。同時に同紙の革命的民主主義的色彩は極めて濃厚となり、ために政府は三重の検閲を課した徒勞であつたから、一八四三年一月一日限り發行を停止した。マルクスは同年六月クロイツナツハで幼馴染イエニイ・フォン・ウエストフアールンと結婚し、同年秋パリへ移住した。翌年同地でアルノルド・ルーゲと協力して「獨佛年誌」(Deutsch-Französische Jahrbücher)を出し、一切の現存物に對する假借なき批評を下し、無産大衆に對する同情と防衛とを表明する革命的態度を示したが、之をドイツ本國に頒布することの困難、兩編輯者の意見の相違及び出版費の缺除により、同



誌は一號を出したのみで廢刊した。マルクスは既に經濟學、フランス派社會主義、フランス革命史等の研究によつて社會主義に進んでゐたが、同じ一八四四年九月、彼はエンゲルスと交遊を始め、相携へてパリの革命家の團體に出入し、又、ブルノオ・パウエルと其一黨を駁すため、最初の共著「神聖家族」を書いて、一八四五年公にした。以後兩人は四十年に亘る同心一體の交を締めた。マルクスは外にバリー・フォルウエルツに寄稿して、プロシヤ政府を攻撃したため、プロシヤ政府の壓迫によつてパリを追放せられ、一八四五年初ブリュッセルに走り、後からまたエンゲルスと協力して「ドイツ的觀念形態」を執筆。又、一八四七年にはロンドン所在の秘密結社「共產主義同盟」に加入した。マルクスはパリ以來ブルウムの經濟學說と小市民的社會思想を分析検討してゐたが、同年之を纏めて「哲學的貧困」と題し、ブリュッセルとパリとで發表した。更に右の同盟の依歸により、無産階級運動のバイブルたる「共產黨宣言」を共著、翌年二月革命直前に公表した。同革命が勃發した時ベルギーを追はれ、三月初ベリに入り、四月初、更にケルンに歸り、六月一日より翌年五月十九日まで約一年間繼續せられた新ライオン新聞の主筆となり、無産階級を原動力とする民主主義革命の達成に努め、二度まで起訴せられたが無罪となり、新聞は停止せられ、彼は追放せられ、パリに走つたが、そこでも反革命勢力が復活してゐたため、再び追放せられてロンドンに渡り、そこを永住の地と定めた。それから後の彼の一家の生活は悲慘を極めたが、エンゲルスの不斷の援助によつてやうやく生存を續け、先づ新ライオン新聞・政治經濟評論を六號まで出した外、多くの新聞雜誌に時事問題を論じ、「フランスに於ける階級闘争」及び「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」「フランスに於ける内亂」(之だけは後にバリー・コムミュン後に出了)の所謂フランス關係三部作を始め、「ケルン無産黨事件の暴露」其他、世界各國に現れたる政治、經濟に關する各版の問題を取扱ひ、露土戰爭、クリム戰役、インド叛亂、支那内亂、イタリ一戰役、アメリカ内亂等を巨細洩らさず論斷した。而已ならず、フォクト氏等のマルクス私生活に對する攻撃を辯駁すると共に、異常の亡命客との交遊を避けて専心經濟學の研究に没頭し、唯物辯證法と價值論との合一に努め、「經濟學批判」(一八五九年)及び「資本論」第一卷(資本の生産行程)(一八六七年)を公刊した。彼は續けて第二、第三の完成に努力してゐたが、その間に再び實際運動は彼を要求した。一八六四年ロンドンに創立せられた第一インタナショナルは彼に宣言、決議其他の一切の文書の執筆を

託した。インタナショナルは、パリ・コムミュン没落(一八七一年)後、バクニン派の脱退により無力となり、一八七二年のハーグ會議後本部をニューヨークに移してその使命を果し、國際運動は再轉して各國別に深刻化し、夫々に社會主義的労働黨を設立すべき時代に入つた。この間マルクスは終始異常の努力を拂つたのみならず、經濟學の改造、資本論の完成に文字通り寢食を忘れた。殊に彼は資本論三卷の地位に關する章を未曾有に仔細に研究する爲には原始社會の歴史、地質學、農藝學、土地制度學、副次的勞作にも力を分ち、語學の方面に於ても從來自由に話してゐたゲルマン系、ラティン系のもの外、古代スラヴ語、ロシア語、セルヴィア語等にも時を割いたが、病勢が募つた爲、折角蒐集した材料を渾成するに至らず、加ふるに一八八一年十二月二日の妻の死並に一八八三年一月九日の長女の死によつて愈々打撃を受けた結果、一八八三年三月十四日に至つて、安樂椅子に寄つた儘永眠した。彼の遺業の多くはエンゲルスの手によつて完成せられたが、就中資本論二卷及三卷は一八八五年及一八九四年に公刊せられ、而してその第四卷にも當るべき剩餘價值學說史は、カウツキイの努力により三卷に纏められた。マルクスの子供は四女二男あり、長女イエニイはフランスの社會主義者ロンゲに、次女ラウラは同じくラファルグに嫁し、長男エドガア、次男ヘンリイ、三女フランチエスカの三人は夭折し、末女エレアノールはイギリスの社會主義者アウエリンクに嫁した。(嘉治隆一氏・改造社版・社會科學大辭典所載)

## 第二節 社會政策

現在の社會組織の根本はそのまゝとし、國家の力によつて、その美點・長所は益々發達せしむるとともに、その缺點・短所は之を漸次に除き去つて、住みよき社會に改造しようといふのが社會政策の眼目であり、社會思想としては、共存共榮と社會連帶責任とをその基調とする。換言すれば、社會政策は、現存資本主義秩序内に於いて社會的・經濟的弱者たる地位にある無産階級の副利を増進し、災



害を防止する諸施設を行はんとするものである。

資本主義の發展と共に、貧富の懸隔は益々増大し、無産階級の生活は窮乏のどん底に沈淪し、その結果、一方に於いては無産階級の不平不満は漸次に高まつて現存秩序に對する脅威となり、他方に於いては資本蓄積の根源であるところの労働力の減退となつて現れる。こゝに於いて、無産階級の不平と反抗とを緩和し、その労働力を保持するための諸施設の必要を生じ、そのために所謂社會政策なるものが案出され、採用さるゝに至つたのである。而して社會政策は、法規の制定によつて實行せられるのであるが、この目的を以て制定せられる法規を總稱して、社會立法又は社會法と呼んでゐる。

さて、我が國に於いて、社會政策が現實にどの程度まで實施されてゐるかを見るに、大歐大戰までは工場法、鑛業法その他二三のものが施行されてゐたに過ぎなかつた。然るに、歐洲大戰後、労働階級の組織運動は頓に隆盛となり、政府も従來の如く單にこれを壓迫し、抑壓するのみではその實効なきを覺り、或は社會局を新設し、或は各種の調査會を起し、これ等を通じて種々の労働立法の立案改廢をなさしむるに至つた。併しながら、それ等の多くは極めて幼稚な、一時を糊塗するに過ぎないものであつて、これといふ重要立法は何一つなされてゐない。労働者の團結を保證する労働組合法も幾度か問題となりながら、未だその前途は全く不明であり、小作法、小作組合法も亦同様の状態におかれてゐる。社會保險の方面に於いても、僅かに工場鑛山の労働者の災害を對象とする健康保險法の制定實施を見たに過ぎず、最も重要な意義を有する失業保險、老廢保險等はその曙光だに見えず、海員保險さへ未だに行き惱みの状態に在る。これを要するに、我が國の社會政策施設は

歐洲大戰以後に於いて多少の進歩は見えてゐるといふものゝ、猶ほ極めて貧弱幼稚の域にあるといはざるを得ないのである。

次に、現在我が國に於いて實施されてゐる社會立法に就いて記述しよう。

**工場法** 我が國の工場法は明治四十三年に制定せられ、翌四十四年法律第四十六號として公布せられたもので、法に規定された範圍の工場に適用せられる法規である。本法の制定せらるゝに至つた経緯を見るに、政府は明治十六年頃より勞役法、師弟契約法及び工場規則の立案に着手し、明治二十年職工條例及び職工徒弟條例案を脱稿したのを端緒として、數回工場法規を調査立案し、明治三十五年第二十議會に工場法案を提出したが、その時にこれを撤回し、改めて明治四十三年提案通過してその制定を見るに至つたものである。然かもその實施は數年間延期され、漸く大正五年九月一日から施行さるゝに至つた。然るに、世界大戰を劃して我が國の工業界の異常なる發展と國際労働條約の締結とは更に適用範圍を擴張し、労働者保護の程度を向上せしめねばならぬ必要に迫られ、大正十二年その一部が改正されて、大正十五年七月一日より右改正法の施行を見るに至り、更に昭和四年部分的改正を経て今日に及んでゐる。工場法には原則的規定が設けられ、細目は工場法施行令(大正五年八月三日勅令第九十三號)及び工場法施行規則(同目省令)の規定に讓られてゐる。工場法施行令及び工場法施行規則も工場法と共に數回の改正を見てゐる。

次に工場法の内容を摘記しよう。

(一) 工場法の適用範圍

(イ) 常時十人以上の職工を使用する工場



(ロ) 事業の性質危険なる工場又は衛生上有害の虞ある工場  
(二) 就業制限

(イ) 保護職工の範囲——十六歳未満の者及び女子

(ロ) 時間に關する制限——一日十一時間以下たるべきこと、午後十時乃至午前五時の深夜業の禁止、毎月二回以上の休日、一日三十分又は一時間の休憩時間、危険又は有害作業の禁止

(三) 設備の取締

行政官廳は、工場及び附屬建築物並に設備が危害を生じ又は衛生風紀其の他公益を害する處ありと認むるときは、豫防又は除害の爲め必要な事項を工業主に命じ、必要と認むるときはその全部又は一部の使用を停止し得る。

(四) 職工の扶助

(イ) 扶助義務の發生——業務上の負傷、疾病、死亡の場合

(ロ) 扶助権利者——本人、遺族若くは本人の死亡當時其の收入により生計を維持せる者

(ハ) 扶助の種類及び範囲——療養扶助料、休業扶助料(日給の百分の六十、但し百八十日を超ゆるときは百分の四十)、身體障害扶助料(程度に應じ五百四十日分以上、三百六十日分以上、百八十日分以上、四十日分以上等の區別がある)、遺族扶助料(三百六十日分以上)、葬祭料(二十日分又は二十圓)、打切扶助料(五百四十日分以上)。

(五) 雇入及び解雇

(イ) 職工名簿の備付

(ロ) 賃銀の仕拂——毎月一回以上通貨を以てする

(ハ) 解雇の豫告(十四日前)と解雇手當(十四日分)

(ニ) 解雇の場合の證明書請求權——雇傭期間、業務の種類、賃銀

(六) 徒弟

(七) 臨檢

(八) 工場管理人

(九) 罰則

(一〇) 訴願及び行政訴訟

工場法の適用に於いて最も重大な意義を有するものは保護職工の深夜業の禁止の問題であるが、大正十五年改正工場法施行の際にも、三年間の猶豫をおき、昭和四年七月から始めて實施さるゝに至つた。

鑛業法 我が國の鑛業法は、明治三十八年三月法律第四十五號を以て公布、同年七月一日から實施せられ、明治四十一年、同四十三年、同四十四年、大正十三年及び昭和二年に部分的改正を見て今日に及んでゐる。本法は第一章總則第二章鑛業權第三章土地第四章鑛業警察第五章鑛夫第六章鑛業稅第七章訴願第八章罰則の八章から成つてゐる。その中、鑛業労働者たる鑛夫の意義に就き、「本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ従事スル勞役者ヲ謂フ」(第八條)と規定し、鑛夫に關する章には第七十五條乃至第八十條に於いて次の事項を規定してゐる。

(一) 採掘權者は鑛夫の雇傭及び勞役に關する規則を定め、鑛山監督局長の許可を受くべきこと



(七十五條)

- (一) 鑛業權者の鑛夫名簿備付義務(七十六條)。
- (二) 鑛業權者が鑛夫を解雇した場合の證明書交付義務(七十七條)。
- (三) 鑛業權者の賃銀支拂は毎月一回期日を定め通貨を以てすること(七十八條)。
- (四) 鑛業權者の賃銀支拂は毎月一回期日を定め通貨を以てすること(七十八條)。
- (五) 内務大臣は命令を以て鑛夫の年齢及び就業時間並に婦女幼者の勞役の種類を制限し得ること(七十九條)。
- (六) 鑛業權者の扶助義務(八十條)。

尙ほ、鑛業法の發布後同年六月鑛業法施行細則が發布され扶助に關する細則四ヶ條が規定された。又鑛業警察に關しては鑛業法第七十一條に基き鑛業警察規則を作成し省令として右施行細則と同時に公布しこれによつて危険作業に對する設備命令とその監督取締を嚴にした。その後鑛業法第七十九條及び第八十條に基き保護鑛夫の就業制限並に一般鑛夫の扶助に關する鑛夫勞役扶助規則が制定され大正八年八月公布同九月一日より實施されるに至つた。これと同時に鑛業警察規則も全部改正され又瓦斯炭塵が多量に存在して爆發の危険性ある炭山に對し特に農商務大臣が指定しより以上の監督取締をなさしむるために大正四年十二月制定の石炭坑爆發取締規則が更に改正され同時に公布實施された。

尙ほ、大正十三年の改正により、鑛業權者の扶助義務に關する八十條を、從來、「鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ命令ノ定ムルトコロニ從ヒ鑛夫又ハソノ遺族ヲ扶助スベシ」とあつたのを、「重大ナル過失ニ因ラズシテ」を削除

し遺族の外に「更ニ本人ノ死亡當時ソノ收入ニヨリ生計ヲ維持シタル者」を加へ、無過失損害賠償を明かにすると共に、内縁の妻をも被扶助者の中に加へた。

次に前記の鑛夫勞役扶助規則は鑛業法鑛夫の各法條に定むる大綱の細目であつて、工場法、同施行令及び同施行細則に包含されてゐる勞働者保護に關する法條は殆んどこれを網羅した。工場と鑛山との本質的差異から生ずる特殊の取扱規定のみを異にするに過ぎない。大戦後工場法規の改正と共に改正され、大正十五年六月公布、同年七月一日から實施されるに至つた。その内容は左の如くである。

- (一) 雇傭勞役扶助規則——所定事項を記載して鑛山監督局長の許可を受くべし。
- (二) 鑛夫名簿の備付
- (三) 保護職工

- (イ) その範圍——滿十六歳未滿の者及び女子
- (ロ) 就業時間の制限——一日十一時間以下、但し例外として選炭業に従事する者に付ては鑛山監督局長の許可を受けて期間を限り十二時間迄延長することを得。
- (ハ) 高熱度作業禁止——攝氏三十五度以上の場所の就業禁止、三十度以上の制限。
- (ニ) 深夜業の禁止——交替作業を例外としたため全部骨抜となつてゐるが、昭和四年の改正の實施と共に其の目的を得るに至つた。
- (ホ) 休日及び休憩時間。
- (ヘ) 危険又は有害作業の就業禁止。



- (四) 疾病者の就業禁止
- (五) 産婦及び生児哺育中の女子の就業禁止——産前四週間産後六週間の休業、一年未満の乳兒哺育のため一日二回各三十分の哺育時間
- (六) 業務上傷病者の扶助——工場法と同じ
- (七) 扶助規則は鑛山監督局に届出で一方鑛夫に周知せしむべきこと
- (八) 罰則

更に本規則は昭和四年九月一日内務省令を以て改正せられ、その結果、(一)地下労働者の就業時間を原則として十時間に制限し、(二)女子及び年少者(満十六歳未満の者)に就ては深夜業禁止より更に一步を進めて坑内労働禁止を規定した。但し之が實施には二年の期間を存し、深夜業禁止と坑内労働禁止にはその上更に三年の猶豫期間がおかれてゐる。

**労働者災害扶助法** 本法は第五十九議會に提出通過を見、昭和六年四月一日法律第五十四號として公布(同年十一月二十八日施行令發布)され、昭和七年一月一日より實施されてゐる。その要旨は、(一)土砂採取業(動力若くは火薬を用ゐ、若くは下作地業をなすもの)、(二)土木建築業(國家公共團體の直營工事、運輸業若くは水道電氣瓦斯事業を營む者のなす直營工事)、(三)運輸業(鐵道軌道索道又は一定路線に依る自動車事業)、(四)仲仕請負業に従事する労働者の傷害に對し、事業主をしてこれを扶助せしめんとするにある。從來これ等の労働者は鑛業法乃至工場法による扶助制度の埒外におかれ、傷害の場合單に事業主の涙金を得るに過ぎず、雇傭關係の複雑な土木事業に於てはそれさへ有耶無耶になることが多かつたが、本法によつて貧弱ながら始めて法律的保護

の下に立つに至つた。本法の適用を受くる事業数は、當初の見込によれば、一萬九千餘、従業労働者数は五十一萬七千餘人であつた。

**健康保険法** 本法は、大正九年農商務省工務局労働課に於いてその調査立案に着手し、次いで労働保険調査會の審議を経、大正十一年第四十五議會に提出通過の上、大正十一年四月法律第七十號を以て公布された。併し、その施行は翌大正十二年の關東大震災及びこれに伴ふ經濟界の打撃のために著しく遅れ、漸く昭和二年一月一日より實施さるゝに至つた。尙同法の實施と前後して健康保険特別會計法、健康保険施行令、同施行規則が相次いで公布された。昭和四年三月、實施後の經驗に鑑み、保険事務の立場より第一回の改正を行ひ、それと同時に施行令及び施行規則にも相當の改正があつた。本法の内容は次の如くである。

(一) 保険事故 健康保険の事故は疾病、負傷死亡及び分娩であつて、疾病又は負傷は業務上の事由に因ると否とを問はない。

(二) 被保険者 強制被保険者、任意包括被保険者、任意繼續被保険者の三種がある。強制被保険者とは、強制的に法律により保險せらるゝものであつて、工場法の適用を受くる工場、鑛業法の適用ある事業場及び工場に使用せらるゝ労働者である。但し臨時に使用せらるゝ者及び一年の收入千二百圓を超える職員は除外されてゐる。任意包括被保険者とは、法律に依り被保険者たることを強制せらるゝことなく、事業主が被傭者の半数以上の同意を得、主務大臣の認可を受けて被保険者とする者である。主務大臣の認可があれば、當該事業に使用せらるゝ者は保險加入に反對の者と雖も全部被保険者となる。任意包括被保険者たり得る者は、鑛物の採掘又は採取の事業、物の製造、



修理、解體事業、土木工業又は建築事業、鐵道軌道其の他の運輸事業に使用せらるゝ労働者に限られてゐる。任意繼續被保険者とは、一定期間強制又は任意包括被保険者たりし者が解雇その他の理由により被保険者の資格を喪失した場合に於いて申請により百八十日を限り被保険者たる者を云ふ。

(三) 被保険者 政府と保険組合である。政府は健康保険組合に屬する被保険者を除く他の被保険者全部の保険を掌る。これが爲めに政府は各府縣に一ヶ所、北海道に四ヶ所の保険署を設置してゐる。健康保険組合は公法人であつて、國家に代つて保険事務を掌る。これには三百人以上の労働者を使用する事業主がその使用する労働者の半数以上の同意を得、内務大臣の認可を俟つて設立する場合と、内務大臣の命令により設立せられる場合とがある。組合會議員及び理事も勞資双方から半数宛選出され、すべて自治的に管理されてゐる。

(四) 保険給付 (イ) 負傷及び疾病に對する療養の給付と傷病手當金——療養の給付は健康保険の保険給付中最も重要なものとされてゐる。その内容は診療、藥劑、治療材料の支給、處置、手術その他の治療、看護被保険者の移送等である。療養上必要があれば入院することも出来る。また、被保険者の資格取得と同時に交付される被保険證を保險醫中自己の好む者に提示して療養の給付を受けることも出来る。傷病手當金とは被保険者が療養の爲め勞務不能期間中の生活費として支給せられるもので、その金額は一日に付標準報酬日額(平均賃銀)の六割である。勞務不能が業務上の事由に基く場合は勞務不能の第一日より、業務外の場合はその第四日より支給される。療養の給付及び傷病手當金は大體同一の傷病に就き百八十日間を限度として支給される。

(ロ) 死亡に對する給付——被保険者が死亡したる時被保険者により生計を維持したる者にして埋葬を行ふ者に埋葬料として標準報酬日額三十日分(最低三十圓)を支給する。右の受給者なきときは埋葬を行つた者に對して右金額の範圍で埋葬實費を支給する。(ハ) 分娩に對する給付——分娩の場合に分娩費として二十圓を支給する。外産前四週間、産後六週間を限り、勞務不能の間中生活費の補助として一日に付標準報酬日額の六割を、出産手當金として支給する。以上の給付を受くる者は分娩前百八十日被保険者たりしことを要する。被保険者は被保険者に對し助産の手當をなし、又はこれを産院に收容することを得るが、この場合に於いては分娩費及び出産手當金を減額する。

(五) 費用の負擔 (イ) 國庫の負擔——政府に於いて管掌する保険の給付費用及び健康保険組合に於いて管掌する保険の給付費用の十分の一を國庫より支辨する、但しその總額はそれ〴〵被保険者一人に付一年平均二圓の割合を超ゆることを得ない。

(ロ) 事業主及び被保険者の負擔——保険の費用として事業主及び被保険者より保険料を徴収する。被保険者及び事業主は各半額を負擔するを原則とするが、健康保険組合に於いては事業主の割合を増加することが出来る。又業務の性質上事故の多い事業に使用せられる被保険者又は少額の賃銀を受くる被保険者に就いても同様事業主の負擔割合を増加し得る。被保険者の負擔する保険料の額は一日に付報酬日額の百分の三を最高とする。この限度を超えて保険料を徴収することを要する場合に於いては超過部分は事業主の負擔とするのである。尙ほ任意繼續被保険者は保険料の金額を負擔しなければならぬ。現在政府管掌の健康保険の保険料率は石炭山に



使用せらるゝ被保険者に付てはその報酬日額一圓に付八錢、その他の被保険者に付ては同四錢、健康保險組合管掌の健康保險に於いては區々である。保險料は被保険者が疾病に罹り又は負傷し、或は出産して傷病手當金又は出産手當の支給を受くる間、陸軍の軍務に服する時、その他保險給付を爲さざる期間はこれを徴收しない。

(ハ) 保險料の徴收——事業主は自己に屬する保險料の外、その事業に使用する被保險者の負擔する保險料をも併せて納付する義務を有する。この場合、被保險者の負擔する分は被保險者に支拂ふ賃銀中より控除することが出来る。任意繼續被保險者に在りては直接納付する。保險料を滞納する者は滞納處分に付せられる。

(六) 權利の救済——保險給付に關する争を簡易迅速に審査するために第一次及び第二次健康保險審査會が設けられてゐる。審査會は被保險者、事業主、官公吏、學識經驗ある者の中より任命せられた同數の委員を以て組織される。審査會の決定に不服があれば、通常裁判所に訴し得る。又、保險料の滞納處分に不服ある時は、地方長官、行政裁判所に訴願又は出訴することが出来る。又、以上が健康保險法の主要であるが、施行當初より現在まで、勞資双方及び保險醫を廻つて常に論議が絶えない。即ち、保險醫は診察報酬の増加を叫び、事業主は健康保險施行の結果怠業虚病の増加を嘆じ、而して勞働者側からは政府及び資本家の保險料金額負擔、保險給付の増額及び給付範圍の擴大、保險組合の勞働者管理等が主張されてゐる。

**勞働者災害扶助責任保險法**——勞働者災害扶助法と共に第五十九議會に於て可決され、六年四月一日法律第五十三號を以て公布、昭和七年一月一日より實施されてゐる。元來、該扶助法の適用を

受くる事業中、石切業、土木建築請負業、仲仕請負業等に於ては、事業主の資力が貧弱で、その使用する勞働者が一時に多數死傷した場合、扶助の支給に困難を告げる者も多々あるので、これ等に對し、支給を確保し、且つ勞働者の保護を遲滞なく行はしめんとして本法の制定を見たのである。本法の特色とするところは、(一) 國家保險制度であること、(二) 土木建築請負事業に對して劃一的法制主義により、その他に對しては任意主義をとつたこと等である。又、保險料は事業主のみの負擔とし、國庫は初年度に於て準備費の外何等の負擔もなさないこととした。

**勞働爭議調停法**——本法は、大正十五年四月九日法律第五十七條として公布され、同年七月一日より實施されたものである。

本法の主眼とするところは、主として公益企業に於ける爭議の調停に在る。而して本法に謂ふ公益企業とは、(一) 蒸氣、電氣、その他の動力を使用する鐵道、軌道又は船舶に依り公衆の需要に應ずる運輸事業、(二) 公衆の用に供する郵便、電信、電話の事業、(三) 公衆の需要に應ずる水道、電氣又は瓦斯供給の事業、(四) 第一號乃至第三號の事業に電氣を供給する事業にして其の休止が第一號乃至第三號の事業の進行を著しく阻止するもの、(五) 其他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの、(六) 陸軍又は海軍の直營に係る兵器艦船の製造修理の事業にして勅令を以て定むるものを指す。これら各事業に於いて勞働爭議の發生を見たる場合には、行政官廳は當事者一方の請求により、或は當事者の請求なき場合と雖も行政官廳に於いて必要と認めたるときは強制的に調停委員會を開催し得る。而してそれ以外の事業に於ける勞働爭議に於いては、當事者双方の請求即ち合意がなければ調停委員會は開かれない。調停委員會は勞資各三名、委



員とその勞資の委員が爭議に直接利害關係を有せざる者につき選定したる三名の中立委員を合した九名の委員より成り立つもので、行政官廳が調停委員會開設即ち調停開始の通知を勞資双方に發した日から三日以内に各選出の委員を官廳に届出でしめ、若しその届出なきときは行政官廳自ら委員を選定し、その定まりたる上四日以内に中立議員の選定を届出でしむるので、この場合も届出がなければ官廳がこれを選定する。かくて調停委員會が成立すれば、行政官廳は調停委員會を開催する。調停委員會は爭議の解決に必要な調査審理を行ひ、その調停をなす機關であつて、調停手續は特別の場合を除く外は、開會より十五日以内に完了するを要する。その議事は非公開であるが、行政官廳は委員會の承認を経て當該官吏を臨席せしめ得る。委員會は調停に必要な範圍に於いて證據調べ、臨檢の如き處置をなす權限を與へられてゐる。たゞ本法に於いて調停の効果につき何等の規定するところなく、従つて調停成立の際の拘束力も法律上何等定められてゐない。この點借家借地調停法又は小作調停法の司法調停と行政調停による本法との著しき差異があると思へよう。

公益企業の勞働爭議に關し調停委員會開設の通知があつた場合現にその爭議に關係ある使用者及び勞働者並にその屬する使用者團體及び勞働者團體の役員及び事務員以外の者は、調停手續の終了まで、(一)使用者をして勞働爭議に關し、作業場を閉鎖し、作業を中止し、雇傭關係を破棄し又は勞務繼續の見込を拒絶せしめ、(二)勞働者の集團として勞働爭議に關し、勞務を中止し、作業の進行を阻害し、雇傭契約を破毀し、又は雇傭繼續の申込を拒絶する目的を以て、その爭議に關係ある使用者又は勞働者を誘惑又は煽動すべからずと規定し、この規定に違反する者には、三月以下の禁錮

又は二百圓以下の罰金の制裁を附してゐる。

本法の實施と共に、政府は諸般の準備を進め、勞働爭議調停法施行令(大正十五年六月二十三日)及び勞働爭議調停法第一條第一項第六號の事業に關する勅令(同年七月十日)を公布し、更に關係官吏を中央及び地方に増員配置した。即ち勞働爭議に關する事務は、内務省社會局勞務課の主管とし、事務官専任二名、屬専任四名を増員し、船員の爭議は例外として遞信省の所管とし、そのために事務官一名、屬一名を増員した。又地方に於いては、一道三府十七縣に總計事務官専任五名、屬専任三十五名を配屬せしめ、事務官たる調停官の配置ある府縣には調停課を設け、その他の府縣に於ては、地方の狀況により、工場課、保安課、高等警察課又は特別高等警察課をして調停事務を處理せしめ、専任官吏なき地方府縣に於ては兼務者をして事務の遂行に當らしめてゐる。

然るに實施以來既に七年を経過してゐるにも拘らず、未だ調停法による調停委員會の開設を見たことは極めて少く、その主なるものは、昭和五年五月の大阪湯淺伸銅所の爭議、六年三月大阪日本エナメル株式會社の爭議及び昭和七年の東京市電の爭議等である。

職業紹介施設 現在の社會組織の下に於ては、必然的に産業の景況によつて企業利潤に變化を生じ、その結果勞働者は自らの意思に反して解雇される場合が極めて多い。然かも彼等は充分の生活手段を有するものでないから、出來得る限り迅速に新たな雇傭を發見し、これに就職すること必要とする。而して、失業は個人的原因よりも、寧ろ社會的乃至企業者側の原因によつて惹起されるものであるから、勞働者の新たな雇傭の發見に關しても、單にこれを當該個人の負擔と努力にのみ委ねられることは極めて不合理である。かゝる理由に基いて、從來、私人の營利的活動に放



任されてゐた職業紹介事業は、公共團體又は營利を目的とせざる私人團體の經營に屬せしめられることとなり、こゝに職業紹介制度の發達を見ることとなつた。而して職業紹介法の制定はこの發達に統制と規律とを與へたものである。職業紹介法に就いて既に、上卷第四章第二節本文及び参考三に於いて記述したから、こゝには省略することにす。

**小作調停法** 本法は大正十三年七月臨時議會を通過し、同年十二月一日より施行されてゐる。本法に依れば、小作料その他小作關係に付き争議を生じたるときは、地主又は小作人は争議の事情を明かにして、その地方の地方裁判所に調停の申立をなし得る。裁判所は、調停の申立のあつた場合には、調停委員會を開いて調停を行ふ。調停委員會は、判事より地方裁判所長の指定したる調停主任一人、調停に適當なる者に就き裁判所長の選任したる者より調停主任の指定したる調停委員二人以上を以て組織する。この調停委員會が地主小作人間を調停して争議の解決を圖るのである。委員會の評議は秘密である。また、調停は當事者の申立によつて行はれ、強制調停の制度は認められてゐない。調停成立の上は、裁判所の認可決定を受け、民事訴訟手續上の和解と同一の效力を附與される。本法の實施と共に、中央及び地方に小作官が配置されたが、これは調停者としての地位はなく、争議を未然に防止するために、又發生したる争議を事實調停處理するために活動し、兼ねて小作慣行又は小作の實情を調査する任務を有してゐる。而して争議が調停法により調停手續に移れば、補助機關として資料の提供、意見の陳述をなす外、紛争の事實調査に當るのである。大正十三年施行當時に於ては、全國三十八道府縣に實施されてゐたが、争議發生地域の擴大と共に施行地域を擴張し、現在では未施行地としては沖繩縣のみとなつた。

最近に於ける調停実績を示せば次の如くである。

昭和四年		昭和五年		昭和六年	
申立別件數	三、六五七	二、八三八	三、一七八	申立者	地主 五五六
					小作人 九三七
					合意(双方) 九〇
				關係人員	地主 五〇八七
					小作人 一八、二七四
				既済件數	成立 九八七
					不成立 九〇
					取下 三五一
					却下 二五
				未済件數	一、〇三
					一、二八

**自作農創設維持補助規則** 農村の中堅たる自作農を保護し、創定することによつて、一方地主小作間の階級對立の尖鋭を防ぐため、自作農が過重負擔によつて年々小作農へ轉落しつつある傾向を阻止すべく、先づ地租條件を改正(大正十五年法律第六號)して、これに第十三條の二を追加し、法定地價二百圓未満の土地(田畑平均約一町歩)を有する小自作農の地租免除が行はれたが、更に同



年農林省令第十號を以て自作農創設維持補助規則が公布された。同規則の要旨は次の如くである。

(一) 農林大臣は自作田畑の創設維持のため簡易生命保険積立金並にそれに類似の資金を借入れて貸付を行ふ。

(二) 購入土地の価格は借受人が自作田畑としてその經營を維持し得るため一定の算式による標準價格(小作料金額より地租及び地租附加税又はこれに準すべき地方税を控除したるもの)〇〇六二二七にて除したるもの)及び當該地方の普通價格以下たること。購入又は維持せんとする土地價格及び貸付金額は一世帯に付四千圓を超過せざること。

(四) 貸付利率は年三分五厘以下、据置期間は一ケ年以内とし、償還期間は二十四ケ年を下らざること。

(五) 購入したる土地を止むを得ざる事情のある場合の外、二十四ケ年間は自作を廢止し又はこれを讓渡することを得ざらしむること。

(六) 賣買土地價格その他重要な事項を審議する機關として各道府縣に審議會を設置せしむること等。尙ほ昭和二年度よりは自作農地維持施設によつて農地を取得する場合に於ける土地所有權移轉の登記及びこれが施設のためにする土地抵當權設定の登記者には登録税を免除することになつた。

最後に自作農創設維持事業の成績を見るに、實施以後昭和三年度までに於いて、次の如くである。(農務局「農務時報」による)

(一) 創設				(二) 維持			
貸付金額		貸付人員		貸付金額		貸付人員	
				六三二、二八一圓			
				八六〇人			
				一、七五九反			
				四七六反			
				二、一九五反			
				四反			
				五八九、〇〇一圓			
				九四、二七六圓			
				六八三、二七七圓			
				一、五七九圓			
				三二、五〇、二五〇圓			
				三七、七七九人			
				七九、四六三反			
				五四、六六五反			
				五、一五九反			
				一三六、二八七反			
				三九五反			
				二九、七八六、三〇二圓			
				五、五四六、九〇六圓			
				五四、一七五圓			
				三三、三八七、三八三圓			
				二〇二、九〇七圓			

注意一 社會政策の眼目とするところは、自由放任の制限にある。この點において社會主義とその揆を一にするものといはねばならぬ。元來、社會主義に對立する思想は個人主義ではなくて、自由放任主義である。たゞ、自由放任主義が、laissez faire laissez passer と、個人の自由活動を尊んだのは、個人そのものの尊重といふことから出發したのであるから、その意味において、自由放任主義を個人主義といひ得るのである。逆に、個人の物質的生活の尊重といふ點からいへば、社會主義は藤井健治郎博士もいはれるやうに、個人主義特に感性的個人主義といはざるを得ない。この點をよく理解して貰ひさへすれば、社會政策が個人の自



由活動を制限するものでありながら、そのこと自體、個人の物質生活の保障でもあることが容易に把握され得ると思ふ。

注意二 『社會政策とは公共のことを思はざる個人主義に偏せず、個性を度外視した社會主義に走らず、其中庸の道を以て社會改善を行ふ方策をいふ。これに個人の團結力に依る自助的社會政策と立法及行政の力に依る扶助的社會政策と博愛の精神に依る教化的社會政策の三つが考へられる。』(C・一七二—一七三頁)とするのは、興味ある説述であるが、社會政策を三様に區別しても、後に社會政策の實例として一擧げるものが、右の第二に擧げた範疇内に落ちるものばかりであるとすれば、右分類は教育的に見て浮動的位置にあるものであつて、正當な態度とはいひ得ない。而も博愛の精神に依る教化的社會政策と社會事業とを、如何にして區別せんとするやが、またむづかしい問題として残される。余は『社會政策は、法規の制定によつて實行せられるが、この目的を以て制定せられる法規を總稱して、社會立法又は社會法と呼んでゐる。』(廣瀨・一三七頁)として前述自助的社會政策や扶助的社會政策を、社會政策中に包含せしめなかつた。勿論、何故に社會政策を行ふやの理由として博愛をあげ、如何なる手段を以て社會政策を實行するかを説いて、個人をして團結せしめるにありとするのは、余と雖も之を否定しない。

注意三 我國現時の情勢は、モット／＼社會政策を實行して、社會立法を豊富ならしめなければならぬのである。然るに、政府當局の關心が此の方面に薄弱であることは残念至極である。世人は、社會政策に關する理解を深める必要があらう。

注意四 第八章裁判所中において説かれた、調停との關係を考慮して教授せんことを要する。

參考一 自由競争の弊害と法律に依る干渉の必要

第十九世紀及び第二十世紀當初に於ける工業進化的特質

第十九世紀及び第二十世紀當初に於ける工業の主なる特質は次の三である。

イ 前時代に於ては、工業は同業組合組織を以て営まれ、それ以外には各種の勅令に依る特權制度があるのみであつたが、此の時代になつてから急激に、工業は殆ど絶對的自由競争の下に發達した。

ロ 此の自由競争制度は、機械主義の發達による工業の利用し得る活動手段の異常な増加に助成され、生産を小數者の掌中に集中せしむる結果を生ぜしめ、第十八世紀及び第十九世紀當初に於ても尙行はれたる無数の同業組合に屬する小仕事場制度に次いで大工業制度が起つた。此の新制度の特徴は大規模なる工場であつて、然も此等の大工場は多く株式會社の形式に依り組織され、労働者群を雇傭し、遊資を集め配當の形を以つてその利益を返還する。然し利益は労働者に與へられるのでなく、此等の大規模な企業の設定者へ貯金又は剩餘金を委託することを得た特權資本家に與へられるのである。

斯くて工業に於ても、徐々に一種の資本家閥が構成された。同じものに小商人の恐れる大百貨店の商業閥があり、又億を以つて算する資本を擁し、強國內に資本を漁り歩く小國を相手として取引をなす大銀行より成る財閥がある。

勿論此の所謂新封建制度は、資本に反對する者がいふよりも、遙かに民主的である。蓋し此等の大會社の設立に際し、何人と雖も瑣少の金額を提供し之に加入することを得、且つ單なる労働者が自己の貯金を株式又は社債に代へ、斯くして資本家階級に加はることも稀ではない。然し近代産業制度が私有財産の平等化に貢献する所なく、反つて(歐洲に於けるよりも新世界に於て特に甚だしく)容易に巨萬の富を積ました事實を認めざるを得ない。然らずんば極端なる樂天主義と謂ふべきである。而して此の莫大なる財産は正當に獲得されたる場合にも、必然的に羨望の念を起さしめ、その根據の當否は別として激烈なる要求を惹起するものである。

ハ 以上の二事實と平行し、且つ社會的見地よりして最も重要な第三の事實は、古の工業活動範圍を全然打破したること、舊制度に於て殆ど常に雇主と労働者又は徒弟とを結合したる眞の連帶の消滅したことである。大工業に於ては雇主と多數の被備者とは全然離隔したものであつて、殆んど常に雇主は個人に非ずして會社であり、匿名の資本聯合である。斯る組織にあつては資本と労働との對立は甚しくなり、悪化し、遂には同盟罷業となり、特に流血の慘事をも惹起する。之に對しては、相對峙する二勢力の間に調停及び仲裁の權利を設定するが如き用意周到なる立法に依り、豫め具へ得るものと思はれる。

社會闘争



實際上現代産業界に於ては次の三種の闘争が行はれ、然もその争は激烈を極め、社會秩序に對し甚だしく危険なものである。  
 イ 第一は國を異にする産業者間に行はれる國際戦であつて、各々その國の政府の援助を得て國內市場を獨占し、更に進んで過剰生産品を外國市場に流出せしめんとする。

ロ 同一國內の産業間に行はれる國內戦であつて、強大なる設備を有する大産業と競争によつて壓倒された小産業との争である。  
 ハ 歐洲大戰により悪化した階級闘争であつて、産業主と労働者（第四階級）との争である。彼等労働者はより公正なる報酬を要求し、彼等の労働により創造したる富の分配に参加することを（利潤参加は勿論管理参加さへも）權利として要求するのである。法律による干涉の必要

勿論このことは弊害を誇張し、殊更に暗色を以つて描かれ易い。然し害悪は現實に存在し、主なる工業中心地に於ける勞資の闘争は明白な事實である。而して數多の國々に於てはその争が非常に激烈となつたために、立法者は社會平和を維持せんがため純然たる干涉主義的立法を制定し、之が解決に努めざるを得なかつた。又大多數の議會は漸次危険を増大し來れる労働問題に直面し、組織的の不干渉主義なる便法は全く不可であり、常に斯る主義を實行する國家は恐ろしき社會的危機に到達する虞あることを悟つたのである。

事實は理影よりも有力であつて、干涉主義は決定的に勝利を占めた。而して此の新政策を斷然採用した國々は、確かに後悔してゐない。此の事實は單に一九一四年乃至一八年の大戦直前に、獨逸・英吉利・白耳義・瑞西又は北米合衆國（佛蘭西は謂ふに及ばず）の如く、完全不完全は兎も角として、取締法規を有せし國々の繁榮と、西班牙の如く餘りに長く不干渉主義を固執したる國々の危険なる國狀とを比較すれば極めて明らかである。

現代労働法制の主潮

以上の如く法律に依る労働保護は漸次盛んになつたが、各法制は同一歩調を以て進んだのではない。或ひは漸進的に進み、或ひは、例へば濠洲法の如く、敢然純粹の社會主義に近い道を進んだ。然しその主たる傾向、其準據たる根本思想を判別することは必

ずしも不可能ではない。

惟ふに此の根本思想は干涉主義學派の主張であつて、多少緩急の差こそあれ、その通性は現在の社會組織を顛覆せず、國家と個人との協力により社會主義者の要求する諸綱目中、實際的且つ有益なるものの實現を期せんとする不斷の努力である。

此の學派は社會問題或ひは條件不平等問題を正面から解決するといふが如き夢想的自負を持つてゐない。蓋し此の問題は文明の當初より存在せしものであつて、古代にあつてはプラトーン、第十六世紀にあつてはトーマス・モラスより、現代社會主義又は共產主義學説は謂ふに及ばず、バブーフ、サン・シモン、フリーエその他第十九世紀初期に於ける思想家に至るまで、哲學者や社會改良家の案出したる制度は無數にあるが、その何れに依るも明らかに解決し難い問題である。

干涉主義派の望む所は、激變なく徐々に、自由主義經濟學者が今日尙理想となせる「自然の秩序」に代ふるに、實際上及び精神上優りたる「法律に依る秩序」を以てせんとすることであつて、極めて正當と思はれる。

此の見地より見れば、干涉主義は、社會の秩序に對し共に危険なる空想的社會主義と樂觀的個人主義との妥協的解決法と考へられる。（ポール・ビツク著、協調會譯、『労働法』上巻・九一―一四頁）

参考二 國際労働條約と我が國の労働立法

我が國の社會政策施設と關聯して考へられねばならぬことは國際労働條約である。一九一九年四月ヴェルサイユ平和條約の第十三篇（労働篇）によつて、國際労働立法促進の爲めの常設機關として國際労働機關が設立された。該機關はその規約に基き一九一九年十月（ワシントン労働會議）以來少くとも毎年一回國際労働總會の召集を行つてゐる。而して國際労働總會に於て採擇された勸告乃至條約案は、加盟各國に於てそれ／＼權限ある機關に附議し、その批准を経て始めて條約としてこの效力を發揮することゝなつてゐる。我が國に於ては樞密院が前記「權限ある機關」として批准の面に當つてゐるが、第一回會議（大正八年）より第十五回總會（昭和六年）までの成績を見るに、採擇された條約案三十二の中に批准を終へたものは次の九つに過ぎない。

一、失業に關する條約案



- 一、工業に傭使を許容する兒童の最低年齢を決定する條約案（以上第一回會議採擇）
- 一、海上に傭使を許容する兒童の最低年齢を決定する條約案
- 一、海上の職業紹介に關する施設設置に關する條約案（以上第二回會議採擇）
- 一、農業に傭使を許容する兒童の年齢に關する條約案
- 一、海上に傭使せらるゝ兒童及年少者の強制的身體診斷に關する條約案（以上第三回會議採擇）
- 一、職業的疾病に對する労働者補償に關する條約案
- 一、災害に對する労働者補償に關して内外國労働者に均等の待遇を與ふることに関する條約案（以上第七回會議採擇）
- 一、船舶上に於ける移民監督の簡易化に關する條約案（第八回會議採擇）  
これらの條約案の内容に對應する國內法令を擧ぐれば次の如くである。
- 一、失業に關する條約案に就ては、職業紹介所法、同法施行令、同法施行規則、職業紹介事務局官制、職業紹介委員會官制、營利職業紹介事業取締規則その他の關係法令がある。
- 二、工業最低年齢に關する條約案に就ては、工業労働者最低年齢法、同法施行規則がある。
- 三、海上最低年齢及び海上年少者體格検査に關する兩條約案に就ては、船員最低年齢法並に同法關係の施行令及び施行細則がある。
- 四、海員職業紹介に關する條約案に就ては、船員法及び船員職業紹介法、兩法に附屬する施行細則、船員職業紹介委員會等の關係法令がある。
- 五、農業最低年齢に關する條約案に就ては、小學校令及び實業學校令の一部がこれに該當してゐる。
- 六、職業病補償に關する條約案に就ては、工場法、同法施行令、鑛業法及び鑛夫勞務扶助規則の一部法規がこれに該當してゐる。
- 七、その他災害補償均等待遇に關する條約案及び船中移民監督に關する條約案に就ては、共に別個に該當國內法の制定實施の要がないとされてゐる。即ち前者に就ては、工場法・鑛業法中災害補償に關する法規が内外人均等の待遇をその本旨としてゐること、

後者に就ては我が國移民の事情に鑑みて然りと云ふのである。

以上國際労働條約と國內に於ける労働立法との關係を見るに、前者の影響を受けて或は新に制定され、或は從來の舊法に改正を加へられたものがかなり多いのである。國際労働總會に就ては、我が國労働階級の間種々の議論があり、目下のところこれを支持してゐるものは右翼團體のみに止り、その他の労働團體は多く否認の態度を持してゐるが、幼稚な我が國の労働立法に僅かながらも多少の影響を與へてゐることは拒み得ないところである。

次に參考までに第一回より第十五回までに國際労働總會の採擇した條約案を列擧して置く（我が國の批准せるものは略す）。

- 一、工業的企業に於ける労働時間を一日八時間一週四十八時間に制限することに關する條約案
- 一、産前産後の婦人の傭使に關する條約案
- 一、夜間に於ける婦人の傭使に關する條約案
- 一、工業に傭使せらるゝ年少者に關する條約案（以上第一回總會）
- 一、船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業補償に關する條約案（以上第二回總會）
- 一、農業労働者の結社及び團結の權利に關する條約案
- 一、農業に於ける労働者補償に關する條約案
- 一、ペイントに白鉛を使用することに關する條約案
- 一、工業的企業に於ける週休の適用に關する條約案
- 一、石炭又は火大として傭使を許容する年少者の最低年齢を決定することに關する條約案（以上第三回總會）
- 一、災害に關する労働者補償に關する條約案
- 一、パン製造場に於ける夜業に關する條約案（以上第七回總會）
- 一、海員雇傭契約に關する條約案



- 一、海員送還に関する條約案（以上第九回總會）
- 一、商工業労働者並に家庭労働者の爲め疾病保険に関する條約案
- 一、農業労働者の爲めの疾病保険に関する條約案（以上第十回總會）
- 一、最低賃銀決定機關の創設に関する條約案（第十一回總會）
- 一、船舶により運送せらるる重包装荷の重量の標示に関する條約案
- 一、船舶の荷役に備せらるる労働者の災害に對する保護に関する條約案（以上第十二回總會）
- 一、強制労働に関する條約案
- 一、商業及事務所に於ける就業時間の規律に関する條約案（以上第十四回總會）
- 一、炭坑に於ける労働時間に関する條約案（第十五回總會）（東京政治經濟研究所・『政治經濟年鑑』六四四—六四六頁）

參考三 労働組合法案及小作法案の経緯

労働組合法案

社會政策審議會は、昭和四年十二月七日、『現下の社會状態に鑑み労働組合法制定に関するその會の意見を諮ふ』といふ政府の諮問案に對して、次の如き労働組合法案要綱を答申した。

- 『現下の社會状態に鑑み政府は速かに左記要領により労働組合法制定を實施すべきものと認む。』
- 一、組合は職業別のものゝみに限らざること。
- 二、組合聯合組織を認むること。
- 三、法人獲得を組合の任意とすること、但し法人たる組合に付てはその法人たることを外部より識別し得べき方法を講ずること。
- 四、組合員の保護に關しては左の趣旨の規定を設くること、雇傭者は労働者が組合員たるの故を以て之を解雇することを得ず。雇傭者は労働者が組合に加入せざること、又は組合より脱退することを雇傭条件となすことを得ず。
- 右に關しては制裁規定を設けざること。

五、組合が労働争議に因り雇傭關係上雇傭者に損害を生ぜしむることあるも、組合およびその役員等に賠償の責なきものとするこ  
と。

六、組合の監督に關しては左の趣旨によること。

- (一) 行政官廳は業務若くは財産の狀況又は組合員數を求めること。
- (二) 會議の決議法令に違反し又は公益を害するときは行政官廳はこれを取消し得ること。
- (三) 組合規約法令に違反し又は公益を害するときは行政官廳はその變更を命じ得ること。
- (四) 組合の行爲安寧秩序をみだるときは主務大臣は組合の解散を命じ得ること。
- 七、労働協約に關する規定は組合法中に之を設けざること。』

而して、これに基き内務省は一つの「公案」を作成發表したのであるが、これに對し勞資双方から反對運動が起された。就中、日本工業俱樂部を中心とする全國産業團體聯合會の反對は、約一年以上に亘り最も執拗に且つ猛烈に行はれた。それで第五十九議會を前にし、昭和六年二月五日江木鐵相は全國事業家團體の代表者と懇談會を開き、その意見を聴取した結果、一つの成案を得、これを十九日の閣議に附議決定し、二十一日労働争議調停法改正法案と共に、議會に提出したのである。衆議院は二十四日第一讀會を開き、二十五日より三月十四日まで十六回に亘る委員會を開催し、十七日可決、直ちに貴族院に回附したが、審議未了のまま、握り潰された。

先きの「公案」と政府提出の原案との間の重要な相違點は次の如くである。

- 一、労働組合は『労働条件の維持改善及び組合員の共済修養その他の共同利益の保護増進』を目的とすること、改め、公案と異り、労働組合の目的が共済修養等の副次的目的の列擧によつて著しく局限されたこと。
- 二、具體的にその區別の困難である職業別、産業別の法的強制により、労働組合の組織の機會が阻害されると同時に、聯合體及び合同労働組合による組織擴大の道が塞がれたこと。



- 三、第三者の組合加入を制限したこと。
- 四、組合員中の裏切り者をして、組合に對し何等の責を負はしむる規定なきに拘はらず、組合員の脱退に關しては組合は不當の條件を定むることを得ずと規定し、組合の結束を弛緩ならしめたこと。
- 五、組合の選舉費用支出を禁止し、政治行動を禁止したこと。
- 六、労働組合（その役員、組合員）の争議損害賠償免責規定の削除。

**小作法案** 社會政策審議會は、『小作問題の對策として速かに實施を要すると認むる事項如何』といふ政府の諮問案に對し、『近時に於ける農村事情の推移並に小作問題の情勢に鑑み、小作法制を整備するは小作問題の對策中緊要の事に屬す。小作法制に關しては先に小作調査會は大正十五年十月小作法の要綱を答申し當局者はこれに基きて法案を作成公表せり。その後各方面よりこれに對する意見の發表せらるゝあり、小作事情又多少の變遷なしとせざるも今之を審議するに同要綱は小作法制に關する樞要事項を網羅し現時の事情に鑑み、内容又妥當なるを以て大體に於ては別に多く變改を加ふるの要を認めず、よつて政府はその趣旨に依り速かに小作法を制定實施すべきものと認む。』と答申した。そこで町田農林大臣は改めて小作調査を開き、從來の經過並に小作事情の變遷等に就き論議を重ね、小作法案を作成、昭和六年二月九日第五十九議會に提出した。該法案は八章附則七十四條より成り、その内容は、耕作を目的とする土地の賃借及び永小作權をその範圍とし、大體に於て契約の效力、契約の期間及び維持、契約終了の場合の處置、小作條件の變更、その他争議の緩和方法を規定せるものである。三月二十日衆議院に於て二ヶ所の修正の後可決されたが、貴族院に於て審議未了となつた。（東京政治經濟研究所『政治經濟年鑑』昭和六年版一一四—一一六頁、昭和七年版三一四—三一四頁）

### 第三節 社會事業

社會政策は、前節に於いて述べた如く、社會問題を、その原因たる階級對立に基く社會組織の缺陷

そのものに即して、國家の力によつて、解決せんとするものであるが、**社會事業**は、現に、個人を憫ましめてゐる貧困・疾病・犯罪等の事實を個人について取り上げ、之を救済することによつて、社會問題の解決に資せんとするものである。從來慈善事業といつて居り、現在、福利施設乃至社會奉仕といつて居るのは、この社會事業に他ならない。

我が國の**社會事業**の發展を概観するに、往時は、個人的不幸や、天災、饑饉、流行病等の自然的原因や、或は戦争等に依つて、時に多數の貧民が発生した場合には、これらは専ら個人的慈善によつて處理されて居た。明治維新以後に就いて見ても、明治初年以來政府は少數の窮民及び棄兒の救助を行ひ、東北三陸の海嘯、東北凶作等に依つて、孤兒教育、罹災救助事業等が始まり、日清及び日露の兩戦争は、軍事救護、幼兒保育、療養事業等の發達を促し、その外、貧兒並びに盲啞教育、感化教育なども既に少數ながら開始された。併しながら、これらは何れも未だ個人的慈善であつて、所謂慈善救済事業の域を脱してゐなかつた。

然るに、明治中葉以降、國民經濟の振興に伴ひ、人口の増加、産業並びに都市の發達が著しく、貧富の對立が次第に顯著となつた結果、國民大衆の生活は困難を加へ、慈善救済事業の必要も急を告ぐるに至つた。茲に於いて、明治三十年代に、罹災救助基金法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、感化法等社會事業關係の法制の制定されるものも漸く多くなり、更に四十年代に入つてからは、内務省當局が社會事業の獎勵助成に努めた結果、斯業は次第にその數を増加するに至つた。

その後、世界大戦中には、社會事業は非常な發展をなし、大正六年八月には、始めて社會事業行政の主管として、内務省地方局に救護課が新設され、翌七年救済事業調査會が設置された。尙ほ、當時米



價の未曾有の暴騰のため各地に於いて多數の人々が著しき生活不安を感ずるに至り、遂に大正七年八月上旬、富山その他の地方に米騒動の勃發を見るに至つたので、皇室からは三百萬圓を賜はり、政府は米價調節の資金として一千萬圓を支出し、各市町村も多額の公費を支出し、更に各地の富豪は巨額の救済資金を醸出し、その寄附金總額は二千五百萬圓餘に達した。斯くて、これ等の資金を以て、各地に於いて或は施米を行ひ、或は廉賣所等を設け、焦眉の急に應じた。又大都市及びその所在府縣に於いては、右の救済資金の剩餘金を以て、公設市場、公設食堂、無料宿泊所、公設浴場等を始めとし、種々の社會事業を起した。

然るに、大戰の終結後は愈々産業經濟の膨脹を來たし、貧富の階級的對立は益々甚しくなり、各種の社會問題の簇出を見るに至つた。茲に於いて、生活の安定、勞働者保護、住宅難緩和、失業防止等に關する諸種の施設の必要を生じ、従來の私的慈善的救済組織のみによつては到底その必要に應ずることは不可能となつて來た。かくて、此の情勢に伴つて、新に公私社會事業の異常な發達を見るに至り、**社會事業協會**、**方面委員制度**、**兒童保護**、**貧困者救済**、**隣保事業**、**職業紹介**、**住宅供給**、**公益質屋**等が實現されたのである。

社會事業の勃興に伴つて、行政機關も亦發達し、更に社會事業立法に着手することゝなつた。既に述べた如く、大正六年には始めて**内務省地方局に救護課**が新設されたが、地方に於いては、翌七年大阪府に救護課の設置されたのを始めとして、漸次各府縣及び大都市に社會課又は社會部、社會局等が設置され、大正九年には内務省内に社會局が新設さるゝに至つた。而して、此の間に於いて大正六年には**軍事救護法**が、大正八年には**結核豫防法**が制定された。又一九一九年來の國際勞働會

議の影響をも受けて、勞働者保護、失業防止等の施設の必要が認められ、大正十年には**職業紹介法**及び**住宅組合法**が發布され、次いで大正十一年には**健康保險法**が制定された。

大正十二年九月一日には、未曾有の慘狀を呈した、かの**關東大震災**が勃發し、翌二日直ちに臨時震災救護事務局が設置され、公私の社會事業は罹災者救護と社會狀態恢復の爲に必死の努力を致したが、やがて罹災者に對する社會事業その他多數の事業が擴張若しくは新設された。また、昭和二年には、不良住宅地區改良法及び公益質屋法が發布された。かくして、社會事業行政は漸次發達しつゝある。

**我が國の社會事業** は、逐年その數を増加し、昭和元年末に於ては公私社會事業總數三千三百九十八之に要する經費一箇年三千九百八十一萬二千八百餘圓に上り、社會事業團體の資産總額は一億四千五百五十四萬八千圓に達してゐる。

かくの如く、我が國は、世界大戰以來各國共通の經濟的、社會的變動が急激に現はれ、各種の社會問題が簇生するやうになつて始めて近代の意味に於ける社會事業の發生を見るに至つたのである。而して僅々十年間に於ける斯業の急速なる發達は、實に前世紀末以來の歐米社會事業史の縮圖を見るの如き觀がある。併し、その實際の内容等について見れば、未だ不備なものも甚だ多く、その完成、普及は今後の努力に俟たねばならない。これがためには、社會事業に關する立法、行政、財政並びに實際の事業經營上、改善整備を要するものが極めて多いであらう。

**現代社會事業の傾向**を見るに、往時の慈善事業から現代の社會事業へと進展して來た間に、その根本思想方法等に關して大なる變化の起つたことが看取される。即ち、現時の社會事業は慈善の



觀念から一變して、社會連帶、相互扶助の原則に立脚するやうになつたが、それと共に、社會事業の方法は單なる事後の個人的救済よりも環境の豫防的改善、即ち社會狀態の積極的改善に重きを置くやうになつた。その結果、先づ前述のやうに、都市及び府縣が大に社會事業の實施經營に力を入れるやうになつたが、やがてまた公共團體の任意施設のみでは到底その目的を達し得ないことが痛感され、茲に於いて職業紹介、住宅施設等を始めとして、種々の社會事業を立法に依つて普遍的に實施する社會政策的社會事業が必要とされて來た。即ち**社會事業の社會政策化**といふことが、現今の社會事業の大なる傾向である。

一方に於いて、**社會事業の指導精神**に著しい進化が見られる。現今の社會事業もその根本に於いては、従來と同様に、人類の愛と信仰とが重大な原動力をなしてゐることは言ふを俟たないが、併し、現今は公共福利の新精神に依つて行はれるやうになつた。即ち、公共の福利と義務とに立脚して、勞働立法や社會保險と相俟つて、社會福利政策の完備を圖り、斯くして社會問題の解決と積極的社會施設とを行ふための一手段たらんとするのが現代社會事業の目指すところである。

尙ほ、茲に特記すべきは、古來、我が國の社會事業は、**皇室の御賑恤**に基いたものが多いことである。天災地變の起つた都度、また、御大典、御大葬等に際し、皇室が賑恤、慈恵を行はせられたことは、實に枚擧に遑がない。光明皇后が、社會事業に御心を注がせ給ふことの如何に深かつたかは、誰しも感銘してゐることであらう。明治以降においては、畏き邊りの恩召によつて、宮内省から、社會事業團體に對して金品を下賜せられ、皇族方が親しく社會事業團體の總裁とならせられ、また、屢々、親しく社會事業の狀況を御視察遊ばされてゐる。中にも、明治四十年、明治天皇が施藥、治療の資として百五

十萬圓を賜ひ、之によつて恩賜財團濟生會が設立され、大正十三年、皇太子殿下御成婚の盛儀を擧げさせられるに當り、社會事業助成の恩召を以て、御内帑金一百萬圓を賜はり、之を基金として恩賜財團慶福會が設立され、同時に、兒童就學獎勵のために特別會計を設置し、更に、大正十四年五月十日天皇、皇后兩陛下御成婚滿二十五年の御祝儀に際し、男女青年團事業獎勵の恩召を以て、金七十五萬圓の御下賜があつたこと等は、皇恩の深き、ただただ、感泣の外はない。

さて、以上に於いて我が國の社會事業の發達を概観したから、これより現時の社會事業施設に就いて述べよう。

**救護事業** 貧困者に對する救護施設は社會事業の淵源であつて、最も古くから行はれ、且つ現今に於いても社會行政の重大部門をなしてゐる。往時の慈善救濟事業は、貧困者に對する事後の救助といふ形態で行はれたが、近代の社會事業は、貧窮に對して、豫防的、積極的改善を行ふことを主眼とし、従來の救貧事業の外に、各種の防貧的、經濟的保護施設、社會保險制度等の發達を見るに至つたのである。併しながら、實際上は老衰、疾病、不具癱疾、精神的缺陷による貧窮者、社會的敗慘者の發生を絶滅することは不可能である。茲に救護事業の必要缺くべからざる理由が存する。

救護事業とは、疾病、身體若しくは精神の缺陷、失業その他の社會的原因等のため、貧困に陥つて自活すること能はず、他の救助を要する人々に對して、經濟的扶助を行ふことである。これを大別して、**一般救護**と**特殊救護**の二種とすることが出来る。

公的**一般救護**は、昭和四年三月第五十六議會に於いて制定せられ、同七年一月より實施を見るに至つた。救護法に基いて行はれてゐる。本法によれば、(イ)救護を受け得る者は貧困の爲め生活



し能はざる六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦、不具癱疾、疾病、傷痍その他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者である。(ロ)救護機關は、救護を受くべき者の居住地の市町村長、居住地なき時又は分明ならざる時は其の現在地の市町村長であるが、尙ほ市町村に名譽職の委員を置き市町村長を補助せしむる。(ハ)救護の方法は、被救護者の居室に於いて行ふを原則とし、居室救護をなす能はず又は之を不適當とする場合には、養老院、孤兒院、病院等の救護施設に收容するか又は私人の家庭その他に委託する。(ニ)救護の種類は、生活扶助、醫療、助産、生業扶助の四種で、その外に埋葬を行ひ又は埋葬費を支給する。(ホ)救護費用は、被救護者が同一市町村に一年以上引續き居住するものなる場合には、原則として居住地の市町村の負擔とし、其の場合には、その居住地又は現在地の道府縣の負擔とする。尙ほ國庫は市町村及道府縣の負擔した費用に對し二分の一以内を、道府縣は市町村の負擔した費用に對し四分の一を補助し、公立救護施設の費用、私立救護施設の設備費に對しても同様の補助をなす。

社會局の調査によれば、本法に該當する全國の要救護者總數は一〇六、六八二人で、その内譯は六十五歳以上の老衰者二九、七六六人、十三歳以下の幼者四七、五四二人、妊産婦四四七人、不具癱疾者七、五五八人、疾病傷痍者一、七一八人、精神耗弱又は身體虛弱者八、〇〇九人、乳兒保育の母一、六四二人である。而し右所要經費は、六年度に於いては七十六萬二千圓を追加豫算として計上、議會に提出、可決確定され、七年度以降は、一箇年三百萬圓、その中百萬圓は競馬法改正により、他の二百萬圓は行財政整理、新規事業を優先的に認むる餘裕財源より充當することになつた。

次に、特別救護には、行旅病人及び行旅死亡人の保護、災害救助、軍事救護等がある。

行旅病人及行旅死亡人救護は、極めて古くから行はれたもので、貧民救助の一種である。明治三十二年に發布せられた行旅病人及行旅死亡人取扱法により、行旅中の病人にして療養の資なく、且つ救護者なき者又はこれに準ずる者、同伴者並に行旅中の死亡者に對しては、これを救護することとなつてゐる。その事務は市町村長が取扱ひ、經費は原則として本人若しくは扶養義務者の負擔とするも、それが不能の場合には救護地の道府縣の負擔とする。昭和三年度中の行旅病人八千五百十四人、行旅死亡人三千七百四十四人、道府縣費辨償額前者に對して四十七萬一千三百二十五圓、後者に對して三萬六千六百九十四圓であつた。

災害救助に關しては、明治三十二年罹災救助基金法並に水難救護法、同三十八年北海道罹災救助基金法、同四十二年に沖繩縣罹災基金法が制定せられてゐる。これらの罹災基金法によれば、道府縣は北海道の百萬圓、沖繩縣の二十萬圓を例外として、いづれも最低五十萬圓の罹災基金を蓄積し、道府縣の全部又は一部に互る非常災害又は多數人が同一災害に罹つた場合には之を救助することとなつてゐる。

軍事救護には、癩兵院法、軍事救護法によるものと軍事援護事業などがある。

癩兵院法により收容救護を受け得る者は、戦闘又は之に準ずる公務によつて傷痍を受け、若しくは疾病に罹り、不具癱疾となり、増加恩給を受くる者にして、救護を要する者に限られてゐる。現在は疾病に罹り、不具癱疾となり、増加恩給を受くる者にして、救護を要する者に限られてゐる。現在東京府に一箇所、收容力約百人、昭和三年度の經費十二萬一千七百餘圓である。

軍事救護法により救護を受け得る者は、公務に基き不具癱疾となつた下士卒並に現役兵及び應召中の下士卒の家族、又は公務のため死亡したる遺族にして生活し能はざる者に限定されてゐる。



救護人員は實施以來逐年増加し、昭和四年度には約四萬人、救護金額百五十三萬六千餘圓に達してゐる。給與額は、軍事救護法施行令によつて、一人一日十五錢、一家一日總額六十五錢以内を原則とし、特別の必要ある時は、地方長官は内務大臣の許可を得てこれを増加することが出来る。現今本法による給與額は、一人一日最高六十錢、最低二十錢、一家一日總額最高二圓四十錢、最低七十三錢となつてゐる。

軍事援護事業は、私設團體の行ふ軍事救護であつて、主として軍事救護法或は癡兵院法を適用し得ない者を救護してゐる。その主なるものは、帝國軍人後援會、日本赤十字社、愛國婦人會等である。貧民救助はやゝもすれば濫救漏救の弊を生じ易いものであるから、救助を適切有效ならしむるためには、貧民の生活状態を精査し、個々の家族の實情に應じて懇切な指導と救護を行ひ、進んではその生活の改善向上を計らなければならぬ。これがためには、細民に直接に接觸して、その指導救護を行ふ機關が必要である。方面委員制度は、かゝる使命を以て發達したものである。この制度は明治六年岡山縣に設けられた濟生顧問制に端を發し、漸次各地に普及するに至つたもので、元來法制によつて認められたものでなく、任意に設置され、名稱、經營の主體、委員の資格、選任の方法及び職務等も區々であつた。然るに、昭和六年四月施行の救護法により、方面委員は市町村に設置され、救護事務に關し、市町村長を補助する機關として、法制上確認さるゝに至つた。その職の主なるものは、生活状態の調査、相談指導、保健救療、金品給與、兒童保護、職業の周旋、戶籍整理等である。

經濟保護事業 近年、社會事業が救貧から防貧に向ふと共に、各種の經濟保護施設が勃興し、他の部門の社會事業に比して最も著しい發達を遂げてゐる。經濟保護事業とは、勞働者及び小額所得

者等中産以下の社會層の經濟生活の維持改善を圖り、その福利の増進を目的とする諸種の事業を指していふのである。此の施設に屬する主なるものは、住宅供給、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、公設浴場、公設質屋等である。

先づ、住宅供給事業に就いて見るに、大正七年頃より政府は公共團體の住宅經營を獎勵し、これが建築に對しては、大藏省預金部資金の融通（年利四分八釐）、簡易生命保險積立金の貸付をなし、更に建築用材として國有林野産物の廉價拂下げ、用材輸送鐵道運賃の減免、公營住宅用地の買収に土地收用法の適用、登録税及び建物建築税の賦課免除等の便宜を計つた。その結果、大正八年六月大阪市が二百九十戸、同年九月横濱市が四十二戸を建築したのを初めとして、全国各地に公共團體の住宅供給事業を行ふものを生じた。尙ほ、その外に、公益主義に基く住宅供給として、大正八年十二月東京府社會事業協會が日暮里に五十一戸の小住宅を建築し、次いで東京住宅協會、同潤會等の公益團體の住宅供給事業も亦漸次起つた。昭和四年十一月末に於ける經營團體數二百三十七、經營戶數一萬五千五百七十三戸、建築費二千三百三十一萬七千二百五十圓に達してゐる。これらの公共住宅は、純然たる住宅貸付のものと、一定期間家賃の支拂をなしたる者に所有權を移轉するものとの二種がある。

住宅供給の公益團體として最も規模の大なるものは、財團法人同潤會である。同會は大正十三年五月震災地住宅復舊のために資金一十萬圓を以て設立されたものである。その事業成績を概観するに、アパートメント、ハウス二千九十九戸、普通住宅三千五百八十戸、假住宅二千八百八十五戸を建築したる外、不良住宅地區改良事業を起し、東京市深川猿江町に二百九十三戸、横濱市南太田町に二



百五十戸をそれ／＼建築した。

公益を目的とする住宅供給の他の施設として住宅組合がある。同組合は住宅組合法に依つて中産階級以下の者の組織する自助的組合である。住宅組合は法人組織であつて、税法その他用地取得に關し、各種の特典が認められてゐる。建築費は組合の出資金、銀行又は個人の借入金によるものであるが、主な部分は、政府の貸付ける低利資金である。普通大藏省豫金部資金を道府縣に融通して、これを組合に轉貸せしめてゐる。組合法實施以來昭和四年九月までに設立された組合數二千五百七十五、組合員數二萬八千八百三十八人、融資金額六千五百二十九萬四千四百七十六圓に達してゐる。

尙ほ都市に於ける人口の集中は、必然に不良住宅區域の出現を見るに至り、その對策として不良住宅地區改良事業が行はれるに至つた。即ち大正十四年六月の調査によれば、不良住宅百戸以上の集團地區數二百十七、地區面積二百萬坪、區内居住世帯數七萬二千、人口三十萬九千餘に達してゐるため、政府はこれらの事情に鑑み、昭和二年三月不良住宅地區改良法を發布し、同年七月よりこれを實施してゐる。同法は改良事業の主體を公共團體又は公益法人に限り、土地建物その他の工作物に關する強制收用並に使用の權能を認むると共に、改良事業に要する經費に對しては國庫より二分の一を補助することになつてゐる。而して、改良事業は昭和二年度より開始し、差當り六大都市及びその隣接町村中の代表地區に實施した。このために、政府は昭和二年、同三年度に於いて各六十九萬九千餘圓、昭和四年度に九十七萬九千餘圓を補助費として計上した。かくて、昭和五年度末までに二千二百六十餘戸の住宅新築を見る豫定であつた。

共同宿泊所は、主として獨身の労働者その他の者に對し、無料又は低廉の料金で宿泊設備を利用せしむる施設であつて、その附帶事業として職業紹介所、簡易食堂、人事相談所が設けられてゐる。昭和四年三月末に於いて、總數百十四（公設二十八、私設八十六）、一ヶ月平均宿泊延人員二十萬千二百四人に達してゐる。

公設市場は、労働者又は小額所得者に對し、食料品及びその他の日用品を廉價に供給することを目的として公共團體又は公益團體の經營する小賣市場である。大正七年大阪市の市營市場四ヶ所の開設を嚆矢として漸次各地に普及し、政府の低利資金の融通と相俟つて、現在に於いては單に大都市のみならず、地方の小都會にも續々設置さるゝに至つた。昭和四年三月末全國の總數三百二十二（府縣市營二百三十三、町村營三十三、その他五十六）であつて、公益市場の設置なきものは僅かに七縣である。

公設浴場は、無料又は低廉の料金を以て入浴せしむる公共團體又は公益團體の經營する浴場である。大正八年の大阪市營、神奈川縣營を初めとして、昭和四年三月末の總數百七十九、一箇月平均入浴者數百八十三萬千三百十四人である。

簡易食堂は、共同宿泊所に併置するか、又は單獨で設置され、主として労働者その他の屋外勤務者に簡易清潔且つ保健的食事を廉價に供給する施設である。大正七年、社會政策實行團の設けた東京市の平民食堂を嚆矢とし、同年東京、大阪、神戸の諸市に市營簡易食堂が起つた。昭和四年三月末の總數七十二（公共團體營四十九、その他は公益團體若しくは個人經營）、一箇月平均入浴者百二十五萬七千二百六十七人である。



公益質屋は、従来の營利質屋が、貸付利子の高率なること、重利を徴すること、流質物處分に關する制限なきこと等のため、質置主の蒙る不利益の尠少ならざる事情に鑑み、大正元年以來各地に設置さるゝに至つたものであるが、昭和二年八月には公益質屋法の實施を見るに至つた。これに就いては、上卷に於いて既に述ぶる所があつたから、こゝには省略する。

醫療保護事業は、國民の健康を保護すると共に、疾病の治療を經濟的に援助し、貧困の防止救済に資する目的を以て行はれるものである。この事業を大別して無料診療事業、經費診療事業、特殊診療事業の三つとすることが出来るが、後者に就いては上卷で既に述べたから、茲では前二者について記さう。

無料診療を行ふ機關としては、病院診療所、巡回診療班、巡回看護班、施療券の發行等種々ある。又事業實施の方面から見ると、専ら無料診療のみを行ふものゝ外、一般診療或は經費診療事業と兼營するものもあつて、その態様は區々である。昭和三年末に於ける無料診療機關の数は二百四十、漸次規模の大なるものが増加しつゝある。診療科目は一般のものが多數を占めてゐるが、ある特定の科目に限定してゐるものもある。一日平均入院患者實數二萬七千四百四十人、外來診療者七十萬九百八十七人、總經費四百五十二萬五千六百四十三圓である。

現在無料診療機關中規模の最大なるものは、恩賜財團濟生會を始めとし、東京市の東京市築地病院、泉橋慈惠病院、東京慈惠會醫院、日本赤十字社病院、大阪市の大阪市民病院、弘濟慈惠病院等である。その中、濟生會は明治天皇の御下賜金百五十萬圓を基本とし、これに官吏富豪の獻金を合せ、明治四十四年五月設立されたもので、東京市内に於ける事業は同會の直接經營とし、その他の地方に於け

る事業は内務大臣に執行を委嘱し、内務大臣はこれを府縣知事に訓達實施せしめてゐる。昭和四年末に於ける同會特設の診療機關は病院九、診療所四十七、結核療養病舎三、巡回診療班十二、巡回看護班八を數へ、大正十五年の診療患者實人員十九萬七千四百七十四人、延人員五百四十一萬五千七百三人である。昭和四年の事業豫算額百四十四萬二千七百八圓、資産總額千七百三十二萬四千五百五十圓であつて、同年に於いて國庫より交付された補助金は二十五萬圓である。

經費診療事業は普通開業醫に對する報酬よりも低廉な料金を以て診療を行ふもので、實費診療又は減額診療事業とも稱せられてゐる。内務省衛生局の調査によれば、昭和三年末の經費診療事業數は四十一（内公立十一、法人經營十四、その他十六）、入院患者實人員七千二百四十五人、延人員十四萬六千八百人、外來患者實人員四十萬三千七百八十四人、延人員二百七十五萬三千二百七十四人、經費支出額百八十二萬三千五百七十二圓である。經費診療機關の主なるものは、社団法人實費診療所（本部を東京芝區芝口に置き、支部を淺草、神田、横濱、大阪に置く）、濟生會經營の濟生會病院、東京府社會事業協會の附屬病院、大阪市立市民病院、堺市立公民病院等である。

兒童保護事業 社會事業施設の形態が救貧より防貧へ、救済より保護へと轉化するに伴ひ、兒童保護事業も従来の孤兒若しくは棄兒等の救済から、妊産婦等の母性保護並に乳幼兒保護が重要なものとなつて來た。この事業に屬する主なるものは、妊産婦保護、乳幼兒保護、病弱兒保護、貧困兒童保護、不良兒童及び異常兒童保護等である。

妊産婦保護の施設としては、産院、巡回産婆、及び妊産婦相談所がある。現在産院として獨立の設備を有するものゝ數は全國を通じて二十四（東京市に十、大阪市四、京都市二、熊本市二、横須賀市、名



古屋市、旭川市、金澤市、福岡市、長野縣各一、これを經營主體別に見ると市營六、私設十八（法人七、團體又は個人十一）である。一般に個人經營より公營に移る傾向にある。次に巡回産婆の施設数は大正十五年の調査によれば、市營五、町村營百餘、團體營三十餘であつて、町村營が最も多い。比較的發達を見てゐるのは京都、福井、静岡、長野の諸府縣である。妊産婦相談所は産院又は巡回産婆の兼ねて行ふもの多く、特別に設置してゐるものは東京、岡山、長野の各一に過ぎない。

乳幼児保護の施設としては、乳幼児、牛乳配給施設、幼児健康相談所、晝間保育施設（托兒所）がある。乳幼児は、全國の施設數十二、これを地方別にすれば、東京府七、大阪市四、神奈川縣一、經營主體別にすれば、府營一、市營四、公益團體七である。次に、牛乳配給施設は、その數僅かに八（市營五、團體二、個人一）に過ぎない。乳幼児健康相談所は大正八年、大阪市立兒童相談所の設置を嚆矢とし、現在では總數六十二を數へる。最後に、托兒所は、乳幼児を健康に保育し、且つ貧困者の勞働能率を高め、その家庭の向上に資するものであつて、兒童保護事業中の重要なものである。施設總數三百七十二、内市部にあるもの二百二十五、郡部にあるもの百四十七である（昭和三年）。

病弱兒童保護の施設としては、體質虚弱なる兒童の健康の増進と適度の教育を施すために、海濱又は林間に設けられた保護所があるが、その數極めて少なく、東京市養育院安房分院、大阪弘濟會の臨海養育所、白十字の茅ヶ崎林間學校、兒童愛護會の一宮學園を擧ぐるに過ぎない。

貧困兒童保護に關しては、育兒事業と就學兒童保護事業がある。

育兒事業には、救護法に基いて行はれてゐるものゝ外に、育兒院の施設がある。育兒院は我が國の社會事業中比較的早くより發達したもので、全國總數百二十三、收容兒童數六千五百五十八人（昭

和二年度）である。經營者の多くは、基督教又は佛教關係者であつて、公設のものは東京市養育院あるのみである。

就學兒童保護に關しては、保護者貧困のために就學し能はざる兒童に對して、就學獎勵のため、學用品支給、食事給與の方法が講ぜられてゐる。先づ、學用品支給の狀態を見るに、文部省は夙に普通教育獎勵費を道府縣に支出してゐたが、大正十三年皇太子殿下御慶事の際に、兒童就學獎勵として百萬圓を下賜せられたので、更にこれを道府縣に交付して、兒童就學獎勵資金として特別會計を設け、置せしめ、道府縣に於いては、該資金より生ずる收入、道府縣の支出金及び寄附金を加へて、これを市町村に交付し、市町村は交付金、市町村の支出金及び寄附金を以て、貧困兒童に對し、教科書、學用品、被服等の一部又は全部を支給することとした。而して、その結果の良好なるに鑑み、昭和三年より五十萬圓の國庫補助をなすこととなつた。昭和四年三月末の資金總額二十一萬九千二百二十六圓、道府縣支出額十七萬一千三十四圓、市町村支出額三十七萬五千二百四十七圓である。次に、食事に關するに、大正十一年には、その施設僅かに十數ヶ所に過ぎなかつたが、關東大震災の際に臨時救護事業の一部として行はれて以來、急激に増加した。昭和三年度に於いては、全國の施設數百二十九、經費總額七萬三千八百五十四圓、給食人員二萬一千餘人を數へてゐる。主催者は學校並に自治體を主とするが、私設團體の經營するものも多く、就中日本榮養協會はその尤も有力なるものである。

不良兒童の感化事業に關しては、明治三十三年現行感化法が制定され、その後大正六年八月國立感化院令、同九年道府縣立感化院職員令の發布を見、更に同十一年に少年法並に矯正院法が公布さ



れてゐる。今その事業の概況を見るに昭和四年四月現在に於いて、国立感化院一道府縣立感化院三十九、代用感化院十二、私立感化院四、合計五十六の感化院がある。その中、官公立及び代用感化院に收容せる少年の總數は昭和二年末現在に於いて院内二千四十七人、院外委託及び假退院七百八十一、總計二千八百二十八人である。

異常兒童保護には、不具兒童保護と精神異常兒童保護の二つがある。不具兒童保護は所謂盲啞教育であつて、昭和四年五月現在の全國に於ける盲學校及び聾啞學校數百二校、その内、官立二、府縣立三十四、市立十一、町立一、他は私設である。その他に盲聾啞保護團體として大阪三、東京一、京都兵庫各二、新潟愛知各一、合計十の私設團體がある。次に、精神異常兒童保護の施設は極めて貧弱であつて、全國總數六、その内、公營のものは大阪市立今宮乳兒學園のみである。昭和二年に於ける收容兒童は百五十五人、各教養所の收容人員は何れも五十名に達せざる小規模のものである。

社會教化事業は、教化手段によつて社會民衆の精神的向上を圖るものであつて、これを大別すれば消極的に教化手段によつて社會の害惡を除くことを主とする矯風事業、融和事業の如きものと、積極的に知徳を涵養して庶民生活の進歩發展を圖ることを主とする隣保事業、國民教化事業、勞働者教育、青年指導等の如きものがある。その中、隣保事業と融和事業は社會局の管掌するところであり、他は文部省の所管となつてゐる。國民教化事業、勞働者教育、青年指導等に關しては、既に上巻第五章第四節に於いて述べたから、こゝでは隣保事業、融和事業、矯風事業のみに就いて述べるに止める。

隣保事業は、細民地區の中心となり、教養ある人士が近隣居住者と接觸して、その精神的並に經濟

的の指導援助をなす綜合的社會施設である。昭和四年三月末に於ける全國の施設數八十三、内市營十六、村營二、その他は篤志家を中心とする團體若しくは個人によつて經營されてゐる。現在經營されてゐるものゝ中、特色あるものは、東京本所區柳島元町の東京帝國大學セツトルメントである。大正十二年十月以來東京帝大の末弘教授を中心として、一種の大學延長事業として行はれ、設備として講堂、圖書館、兒童室、醫療室、研究室、法律相談室等がある。事業の主たるものは、勞働學校、市民教育講座、兒童お話會、兒童唱歌會、社會調査、實費診療、法律相談等であつて、事業従事者の多くは大學生である。

融和事業は、封建時代の因襲に基く、一部同胞に對する賤視的觀念を除去し、これが融和を圖る諸施設である。而して、この事業は水平運動の勃興によつて一層促進さるゝに至つたもので、大正十年及び昭和二年に政府は社會事業調査會に諮問を發し、その答申に基き施設要綱を決定した外、大正十二年八月及び昭和三年四月に内務大臣は訓令を發して、融和促進を圖つた。施設の主なるものは、團體並に功勞者の選奨、府縣融和事業費支出と同額の國庫補助金の交付、専門職員の設定、地區整理、育英奨勵、融和團體奨勵等である。

矯風事業の主なるものは、禁酒運動と廢娼運動である。禁酒運動は一九二〇年アメリカに於ける全國的禁酒立法運動によつて著しく刺戟され、それは遂に大正十一年四月に於ける未成年者飲酒禁止法に對する適用年齢延長の建議請願運動及び地方自治體に於ける任意的申合による團體的禁酒實行となつて現はれた。現在最も有力なる禁酒團體は日本國民禁酒同盟であつて、加盟團體約三百、會員數三萬に達してゐる。廢娼運動は所謂公娼制度の廢止を促進せんとするものであ



り、婦人救済事業は廢娼運動に關聯して公私の娼婦を保護救済せんとするものである。救世軍中央婦人救済部、日本基督教婦人矯風會等が有力な團體として活動してゐる。

注意一 貧困・疾病・犯罪は社會の避くべからざる害悪である。かやうな害悪に陥らないやうに、制度を改め、法規を定めて一般的に豫防するのが、國家の手で行はれる社會政策であつたが、既にこの害悪に侵されてゐる個人をその儘放置しておくことは出来ない。かやうな人達を救済することも亦、社會問題の解決にとつて、甚だ重大なる役割を演ずることは明かである。従來、慈善事業というてをり、現在、福利施設乃至社會奉仕というてゐるのは、この社會事業に他ならない。社會事業は、國家・公共團體・篤志家によつて經營せられてゐる。(廣瀨・一三九頁) 慈善事業といふと、何だか施しをするやうな、慈善する方で義務以上のことを行ふやうな氣持がかくされてゐて香ばしくない。

注意二 慈善とへいば、薄田泣菫の「茶話」に、慈善家の心得といふ話がある。それに因んで次のやうに偶感を述べたことがある。『……』は、泣菫の文である。

『鎌倉の圓覺寺に誠拙和尚といふ坊さんが居た。ある時三門を拵へようとして、弘く佛縁のある人達から寄進を募つた。すると、その頃札差をしてゐた梅津傳兵衛といふ男が、心ばかりの寄附につきたいからといつて和尚を訪ねて來た。傳兵衛は膨まつた懐中から嵩高な金包を取り出して和尚の前に置いた。

「和尚様、ほんの聊かではございますが、ここに金子が五百兩ござりまするから、今度の三門の御建立へ是非お加へおき下さいまするやうに。」

和尚はちらと金包を見たが、

「あゝさうかい。」

と言つたきり、直に眼を外つ方に逸らした。

傳兵衛は不平で堪らなかつた。五百兩といへばなかなかの大金で、これだけあつたら女一人の魂を買ふ事も出来るし、男の運を買ふ賭博を打つ事も出来るのだ、それを知らない和尚でもない筈だ。と、傳兵衛は恚う思ひながら、態と覗き込むやうに和尚の顔を見た。

「ほんのぼつちりでは御座りまするが、五百兩だけ御寄進申し上げます。」

「さうか、よしよし。」

和尚はまた一言言つたきり矢張り外つ方に向けて素知らぬ風をしてゐた。

傳兵衛幾らか腹に据えかねた。幾ら出家の身とは言ひながら、他人から寄進を買つて、あの素振は蟲が善すぎる。五百兩といへば、かなりな大金だ、自分がこれだけの金を儲けるには頼に玉のやうな汗も流した。嘘も幾度か吐いたが、夫を今惜氣もなく寄附しようといふのだ。和尚はそのお禮として、來世で自分に特別上等の居所を取持つてくれる程の信用はないにしても、今少し叮嚀な挨拶があつても宜かりさうなものだ。と傳兵衛は少し言葉に角を立てた。

「和尚様、五百圓と申しましたところで、當山におかせらまはしては何のお役にも立ちますまいが、私にとりましては、聊か身分に過ぎた寄附かと存じます。就きましては何か一言の御挨拶を下されましても……」

「禮が言つて欲しいと言ふのか。」

此方向きに向き直つた和尚の眼は、蠟燭のやうに光つた。

「御意にござりまする。」

傳兵衛は木兎のやうに頬を膨らませた。

「馬鹿な。お前が善根するのに、なぜまた俺か禮を言はんければならぬのか。」

和尚の聲は挽臼のやうに上から落ちかかつた。その下に壓し潰されたお伽譚の猿公のやうに、傳兵衛は疊に顔をすりつけて眼を白黒させた。



そんじよそこの慈善家もよく心得てゐて欲しいものだ。』

私は最後の一句はちと蛇足だと思ふ。この心得を持たねばならぬものは、何も慈善家には限らないからである。嘗て一日一善といふことが流行したときに、私の教へてゐた尋常三年の一児童はちつともそれを發表しない。聞いて見ると、廊下に落ちてゐる帽子を帽子掛けにかけたり、坂道に苦しむ車の後押しをしてやつたりなどすることは、私だつて人に負けずにやつてゐるが、私はあんな行爲は『あたりまへ』の行爲であつて善行とはいへないと思ふから、別にまだ善行はしないで居ると答へた。私はギクリとした。それ以來一日一善はやめにした。『あたりまへ』のことが行はれなくなると、その『あたりまへ』のことが善行に早變りするが、純な子供には物の本當の姿を眺めさせたいと思ふ。(廣濱嘉雄・公民教育私論・二〇九―二二二頁)

**注意三** 社會事業は、社會の避くべからざる三害惡と對應して、防貧・救貧事業と保健・衛生事業と免囚保護・矯正・感化事業とに分けて話すことが、理解を系統的ならしめ、前後照應の體を得せしめることであると考へられる。

**注意四** 防貧・救貧事業について特に注意せねばならぬのは、恩賜財團濟生會である。高等小學讀本第三學年用上・第十課は、之を

『明治天皇は至慈にましく、不時の災害ある毎に内帑の金を賜ひて、罹災民の救済に御心を盡くさせ給ひしが、明治四十四年の紀元節には、特に時の總理大臣公爵桂太郎を御前に召させ給ひて、勅語を賜ひ、國民をして健全なる發達を遂げしむるは業を奨め教を敦くするに在ることを宣り給ひ、特に先づ窮民の病に惱めるものを救ひ給はんとの思召を以て、施藥救療の資として金壹百拾萬圓を下し賜ふ。其の勅語の中に、

無告ノ窮民ニシテ、醫藥給セス、天壽ヲ終フルコト能ハサルハ、朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ。乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メントス。

と仰せられたることを畏きことの極みなれ。總理大臣恐懼聖旨を奉じて各大臣と協議し、恩賜の慈惠資金を基礎とし、財團法人を組織して施藥救療事業を經營するの方針を定めたり。よりて全國なる都市の資産家を東京に集めて、其の資を求め、更に各地方長

官をして、各其の地方の資産家を勸誘せしめたるに、何れも聖德の宏大にして窮民を軫念し給ふの渥きに感じ戮力聖旨の貫徹に勉めんことを誓へり。華族及び高級官吏も亦其の趣旨を體し奮つて寄附の申込をなしぬ。

斯くて上奏勅裁を經同年五月三十日に至りて茲に恩賜財團濟生會は成れり。同じき八月伏見宮貞愛親王御汰汰によりて總裁とならせられ總裁宮より上奏勅裁を經て會長・副會長・顧問等の囑任ありき。

濟生會の目的は天皇・皇后兩陛下至貴至高の御保護を仰ぎて、施藥救療の事業を擧げんとするに在り。此の目的を達せんがために、東京其の他全國の適當なる地に病院を設立し、尙全國に亙りて施藥救療を普及せしめんことを期す。其金は恩賜金寄附金とより成りて、之れより生ずる收入を以て經常費となすの仕組より。斯くて東京市に於ける事業のみを會の直轄とし、地方の事業に關しては内務大臣に之が實施を委嘱し地方長官に於ては病院・診療所・巡回診療班等を設け、又は私立病院開業醫師・藥劑師等に委託して、適宜診療を行はしめ、救療をするものには所定の治療券を交付す。現今東京市内には病院の外、診療所あり、又巡回診療班及び巡回看護班ありて、患者の收容及び診療を行ふ。此の至大なる仁惠に浴するもの、誰か天恩の極り無きに感泣せざらん。

抑々施藥救療の事たる、濟生事業中の最も緊切なるものといふべし。疾病に罹るも醫藥を受くることを得ず、たやすく恢復すべき病に苦しみて遂に天壽を完うせざるが如き、獨り人道の上より遺憾とすべきのみならず、延いては國民生産力の上にも影響を及すべく、一國の活力もこれがため消耗せらるゝを免れざるべし。明治天皇の大御心をこゝに注せ給ひしは其の旨深く且遠しといふべし。』

と説いてゐる。深く顧みるところあるべきである。

**注意四** 矯正・感化事業としては、少年法の實施を擧げねばならぬ。昭和八年は同法實施十周年の記念すべき年に當つてゐる。このことに關し、新聞紙は、『刑罰の代りに保護を加へる『愛護の法律』』といはれる少年法が大正十三年實施されて今年は丁度十年の十七日は其記念日として全國的に記念事業が行はれ東京、大阪兩審判所を始め全國の保護團體、保護協會、矯正院、感化院等々が總動員して『少年保護を叫び上野の博覽會場には少年相談所まで設けて保護司、審判官が出張して父兄の相談に應ずる、注目す



べきは十周年を機会に少年犯罪十年間の統計のできたことだ。

それによれば十年間の受理件数が東京少年審判所（東京府、神奈川縣）六萬一千餘件、大阪少年審判所（大阪府、京都府、兵庫縣）七萬三千餘件、合計十三萬四千四百八十件で、一年平均一萬三千五百件、一日に實に三十七件の少年犯罪が痛ましくも十年間毎日々々持ち込れたわけで女は男に對して約一割の比例このうち保護處分になつたのが四萬二千七百七十一件だ。

これらの不良少年達がその後どうなつたかは少年法の成否を語る興味ある問題で、多數の報告が集まりつゝあり目下整理中だが、ザツと見たゞけでも帝大や専門學校を卒業した者が多數あり、中には某某省に立派な少壯官吏として働いてゐる者數名、獨力で十數萬の自動車をもち多勢の人を使つて自動車業を經營してゐる者、士官學校を出て將校となつてゐる者、また始末におへない不良だつたのが滿洲事變に出征、功名を立てた者なども相當にあり、少年法十年の實を結ぶにふさはしい幾多の佳話秘められてゐるところが右の數字は東京大阪兩審判所の受理數でこの管外における少年の犯罪は十年間に二十八萬七千六百件に達し、これらの地方に少年審判所がないばつかりに、保護處分には付せられず、いきなり刑務所にやられてをり、地理的に甚不公平なわけで、來年は名古屋に設立されるが各地にもその設立の急務が叫ばれてゐる、少年の犯罪について十ヶ年間の統計の示すところによれば——犯罪別には竊盜が最も多く主なる十二犯罪のうち六三パーセント即ち半分以上を占めてをり、二、三年來は思想的事件が少年の世界にも増加の傾向だ。

季節的に見れば四、五の花から青葉の候がほとんど例外なく犯罪が多く、他の月が九ヶ年間合計三四千件なのに四、五月は五千件を越してゐる、しかしさすが女の方は多への衣更へ季なる十、十一月が萬引等の關係で急角度に激増してゐる。

また犯罪行爲の直接原因からみると、犯人の先天的素質によるものなどは極めて少なく、二十二種別の表において遺傳によるものは九ヶ年間に男女二名、女一名であつて僅に〇・〇二パーセントしかなく、出來心が四、八四八件で二五・四三パーセント、交友の惡に染つたのが端緒となつてゐるもの一、八三八件で九・六四パーセント、浮浪生活によるもの一、七五八件の九・二二パーセントなどである。

社會の制度組織の缺陷や環境の不良に害されたと認められる者が寧ろ多く、不良少年として世人から嫌忌される者も實は不幸少年である事實を、これらの數字は涙を以て實證してゐるやうだ。』

と報じてゐる。（東京朝日新聞・四月十五日）佳話を秘めて迎へる少年法記念日に幸あれ！

参考一 社會福利問題

社會問題に廣狹の二義がある。社會の組織殊に階級に關する社會問題は第一義のそれであり、狹義のそれである。それは何故かといふに、第二義の社會問題即ち社會福利問題——社會問題といはんよりは寧ろ福利問題——を扱ふべく發達した典型的ものは社會事業即ち社會福利事業——社會事業といはんよりは寧ろ福利事業（施設）——であるが、その社會事業又は福利施設がいかに緊要のものであらうとも、それによつては社會そのものは微動だにしないからだ。といふのはそれが社會そのものに手を觸れず、少くともその實體を動かさず、社會の中に又それに伴つて生ずる個々の事象を對象として問題を取扱ふからである。或るアメリカの社會學者は「社會事業といふ廣汎に失する熟語」よりも社會奉仕といふ方が實質をよくいひ表はしてゐるといつたが、社會事業の由來を聞けばおのづから首肯される。アメリカで社會事業の名稱が生れたのは二十世紀に入つてからのことで、十九世紀の末に今日いふところの社會事業大會が開かれたときには、まだ慈善及感化といふ二重の名稱の下に會合したのに過ぎなかつた。しかるに二十世紀の初に兒童保護や、結核豫防や、住宅改良等の協會又は委員會が現はれて包括的の名稱を定める必要に迫られた結果、國內に社會事業又は社會事業家といふ名稱が廣く用ひられるやうになり、一九一六年の社會事業大會に於て初めてその名稱が採用されたのである。もとより社會主義も社會政策乃至社會改革（改良）もその名稱の生れた當初にあつては曖昧のものであつた。一八三〇年前後イギリスに社會主義の言葉が現はれたのはロバート・オーウエンの社會的なる——政治にあらざる——學説を總稱したことに始り、爾來オーウエン門下が自ら社會主義者と稱して時代の急進論者と區別したものによるともいはれ、他にも語源につき種々の説があるのであるが、さすが學問の國といはるゝドイツでは社會事業といふ語が用ひられず、福利施



設といはれてその内社会事業に當るものを一般福利施設又は社会福利施設といひ、アメリカやイギリスで福利事業とする企業内の——労働者のための——それを企業福利施設又は労働者福利施設といつた。戦時のイギリスには大多数の女子労働者が代用されてそこに福利施設が勃發したとき、産業福利施設といふ文字が廣く用ひられたが、我國の今日にもそれが用ひられて、産業福利協會と名づくる機關もある。何れの國でも社会事業の前身は慈善又は博愛事業であつて、次に來るものは社会事業等の名によつて代表さる、救済事業であり、救貧より防貧へと進めば、不幸の救済より弊害の豫防へ一般福利の増進へと進化し、それが福利事業となり、社会事業と稱せられるに至つたのである。

今日いふ社会事業即ち社会福利施設には經濟的のものがあつて、精神的のものがあつて、衛生的、保健的乃至醫療的のものがあつて、教育的、慰安的乃至娛樂的のものがあつて、その多くのものはつきりと分類され得ないが、病院、産院、乳兒院、療養所の如きは衛生的のものであり、學校、圖書館、演藝館、音楽堂の如きは教育的のものであり、少年保護所（感化院）、隣保館、司法保護（免囚保護）の如きは主として教化的のものであり、公設市場、質屋、職業紹介所、授産場の如きは經濟的のものであり、養老院、孤兒院、托兒場の如き、或は住宅、共同宿泊所、食堂、浴場の如きも亦經濟的のものである。（永井享氏『社会問題』七二―七四、七七頁）

#### 参考二 社会事業機關

中央機關 社会事業行政の中央機關は従來幾度かの變更を見たが、大正十一年社会局官制の發布と共に、社会局社会部の管掌するところとなつた。社会部の下に保護課、福利課、職業課の三課を置き、各課の主管事務は左の如くである。

保護課 一、罹災救助、窮民救助其他賑恤救済に関する事項。二、軍事救済に関する事項。三、感化院に関する事項。四、兒童保護に関する事項。五、他課に屬せざる社会事業に関する事項。六、震災救護義務に関する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に関する事項。三、社会教化事業に関する事項。二、公設の浴場、質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に関する事項。三、社会教化事業に関する事項。

職業課 一、職業紹介其他失業の救済に関する事項。二、失業保險の調査に関する事項。

地方機關 道府縣の社会事業に関する事務は従來主として道府縣地方課の所管に屬してゐたが、大正七年六月大阪府に於て救済課を特設し翌八年兵庫、神奈川、東京の各府縣に同課の設立を見た（後いづれも社会課と改稱）。更に都市に於ても大正七年七月大阪市の救済課の新設を嚆矢として、翌八年横浜市は社会課を、東京は社会局を設置した。現在道府縣に於ては悉く社会課の設置を見るに至つたが、都市に於ては昭和二年七月現在に於て、都市總數百二中、社会局・課の設置せられたるもの六大都市を始め二十七市を算するに過ぎない。

尙道府縣の社会課を従來内務部に屬してゐたが、大正十五年六月地方官廳官制改正の結果内務部が新設されたと共に同部の下に屬することとなつた。社会課の所管する事項は地方社会事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行旅病死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、市場、食堂、簡易宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社会教化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等に関する事項等である。

調査研究連絡機關 社会事業相互の連絡統一を圖り、その發達普及を促進する機關として中央社会事業協會有る。同會は明治四十一年創立の中央慈善協會の後身であつて、主たる事業は、（一）社会調査、（二）雜誌（社会事業）彙報及圖書（社会事業彙報）の發行、（三）全国社会事業大會、各種社会事業會議、社会事業家懇談會、講習會の開催、（四）連絡事業等である。尙昭和三年四月共済部を設置し、私設社会事業家の共済事業を行ひつゝある。

中央に於ける社会事業協會の設立は、地方に於けるこの種機關の普及を促し、現在設立されてゐる地方は一道三府三十五縣に及んでゐる。これ等の協會は地方の社会事業團體、その従事者及所謂特志家によつて組織され、法人組織又は會員組織のものが多く、以上道府縣に於ける社会事業協會の外に、基督教社会事業協會、佛教各派の社会協會等一宗一派に屬する社会事業の連絡統一機關があり、又中央融和事業協會、教化團體聯合會の如く特種の方面の事の連絡統一を圖る機關がある。昭和四年度に於ては、關西及東京に私設の社会事業聯盟が設けられ、専ら私設社会事業の連絡を計つてゐる。



次に調査機關であるが、公的機關としては大正十五年六月政府の新設した社會事業調査會がある。同調査會が昭和四年までに政府提出の諮問案に對し議了答申せるものは次の如くである。(一) 兒童扶助制度、(二) 不良住宅地區改良事業、(三) 感化法改正、(四) 融和促進施設、(五) 社會事業體系(一般的救護、經濟的保護施設、失業保護、兒童保護、醫療保護、社會事業機關並に經費、社會教化事業等に關する體系)の整備、(六) 救護法施行令案要綱。

私的調査機關としては、前述の中央慈善協會を嚆矢とし、地方の社會事業協會も亦概ね調査研究の事業を兼ねてゐる。昭和二年末に於ける全國の總數三十四、その主なるものは、大阪社會事業研究會、東京の佛教教徒社會事業研究會、宗敎大學社會事業研究室、大原社會問題研究所、協調會等である。(東京政治經濟研究所、『政治經濟年鑑』六六三—六六五頁)

參考三 社會事業經費

社會事業の經費としては國費、地方費私設社會事業費がある。近年施設の擴大と共に年々その經費も増加し、殊に大正七年の「米騒動」以來著しく膨脹した從來社會事業關係の經費に就いては精密な統計資料も缺いてゐるためその全般を知ることが困難とされてゐるが、大正十四年に於ける私設社會事業費の總額は約二千三百一十一萬圓餘である。地方費は大正七年一千二百萬圓、同八年一千五百十萬圓同九年以降は二千萬圓を越えるに至つた。昭和四年度豫算總額は二千九百一十一萬圓二千四百三十四圓、内道府縣費三百五十萬一千三百一圓、市費一千四百四十七萬一千四百九十八圓、町村費三百二十三萬九千六百三十五圓である。

以上の外、道府縣には特別會計として慈善救濟資金八百六十四萬四千三十九圓、賑恤資金百七十九萬九千七百七十九圓、軍人援護資金二百十三萬六千八百五十六圓、合計一千二百五十八萬七千四百四十九圓を所有してゐる。これ等の資金より生ずる利子及其他の收入より支出する昭和三年度歳出豫算額は慈善救濟資金百十九萬四千四百四十八圓、賑恤資金十九萬六千六百五十六圓、軍人援護資金二十萬四千八百九十五圓、合計百五十九萬五千七百六十九圓に達してゐる。

尙罹災救助基金法による基金は昭和四年四月一日現在に於て七千八百七十七萬一千八百三十八圓を算し、昭和二年度救助費の總額は八十八萬五千四百圓である。

次に社會局關係經費を見るに昭和四年度豫算額は八百八十九萬一千七十一圓となつてゐる。

私設社會事業の獎勵助成の爲め、政府は年々補助金を交付してゐる。昭和四年二月十一日、社會局は成績優良と認められる全國の私設社會事業團體三百に對し五萬五千圓を交付した。尙政府は大正八年以來公私の社會事業に對し低利資金の融通をなしてゐるが、社會局を通じて融通せる金額は大正八年頃より昭和三年までの總額一億一千八百八十六萬二千七百二十圓、内昭和二年度は一千五百萬圓であつた。(東京政治經濟研究所、『政治經濟年鑑』六六五頁)

參考四 社會局關係主要施設團體概要

第一 財團法人中央社會事業協會

一、創立沿革 明治三十六年大阪市に第一回内國勸業博覽會の開催を機とし、同市に全國の社會事業關係者大會を開いた際、同大會は我が國の慈善救濟事業の統一齊整を圖り、且斯業の健全なる發達を期する爲之が相互連絡を圖る中心機關の設置を決議した。茲に於て創立準備委員を設け、寄々協議を進めたが翌三十七年春正に發會式を舉行せんとして偶々日露戰役の勃發に遭ひ遂に之を延期するの止むなきに至つた。超えて明治四十年創立委員久米金彌、窪田靜太郎、井上友一、清野長太郎、桑田熊藏、松井茂、小河滋次郎、留岡幸助、安達憲忠、原胤昭等の諸氏は右機關設立の議を纏め、之を清浦伯爵、澁澤子爵の兩氏に謀りて其の賛成を得、遂に明治四十一年内務省に於て第一回感化救濟事業講習會の開催されたのを期として、同月七日中央慈善會なる名の下に發會式を舉行し、澁澤子爵を會長に推した。次いで大正十年名稱を社會事業協會と改め、更に大正十三年三月財團法人の認可を受け財團法人中央社會事業協會と改稱して現在に至つた。

二、經常費豫算概要(昭和六年度) 一般會計歳出入總額五萬七千四百貳拾圓、内歳入は財産收入百七拾圓、會費六千參百圓、維持金壹萬壹千圓、補助金參萬貳千七百圓、事業收入五千壹百圓、雜收入其の他貳千壹百五拾圓にして歳出は事務費壹千貳百四拾圓、事業費貳萬八千壹百八拾五圓、豫備費其の他壹萬七千九百九拾五圓である。特別會計(共濟組合部) 歳出入總額五萬貳千六百拾壹圓、内歳入は財産收入貳千貳百圓、補助金壹萬七千圓、組合員掛金壹萬五千壹百拾圓、雜收入其の他壹萬八千參百壹圓にして



三、事業項目並現況概要

歳出は事務費九千七百貳拾九圓、組合金給與金七千八百貳拾圓、責任準備金積立參萬四千七百六拾貳圓、豫備費參百圓である。

(一) 調査研究 各種の社會問題を調査し其の對策を講じ、且全國に亘る社會事業情勢並各社會事業施設の調査を爲し其の振興を計つてゐる。

(二) 雜誌及彙報の發行 月刊「社會事業」第十五卷及「社會事業彙報」を發行す。

(三) 圖書刊行 社會事業従事者及研究者の參考となるべき理論並に技術に關する圖書及小冊子、諸調査報告書、各種會議報告書、社會事業名鑑概要等を刊行す。

(四) 全國社會事業大會 本協會主催の下に開催した全國社會事業大會は既に七回を重ね第七回は大正十四年五月東京市に於て開催した。

(五) 各種社會事業會議 社會事業の各分科につき夫々全國的會議を開催し又地方社會事業會議を開催す。

(六) 社會事業家懇談會 毎年五六回宛社會事業者並關係者の懇談會を開催してゐる。

(七) 講習會 社會事業家教養の爲講習會を開催する。

(八) 社會事業従事者の養成 昭和三年四月より毎年一箇年間各間公立大學專門學校出身者中社會事業を希望せるものを選抜して各種社會事業の指導及實務を修得せしむ。昭和三年度修了者七名、同四年度修了者八名、同五年度修了者八名、目下修業中のもの十一名修了者は何れも社會事業の實務若は關係事務に従事してゐる。

(九) 社會事業に關する全國的運動の提唱及其の斡旋をなす。其の一なる全國乳幼児愛護週間は昭和二年實施、來既に五回を重ね逐年隆盛に趨きつつあり。本協會は主唱者として準備委員會を開催して實施要項を決定し又ポスター、パンフレット等を各方面へ配送す。

又社會立法の制定或は實施促進に關する社會事業家、各方面委員の全國的運動に専ら斡旋の勞をとる。

(一〇) 連絡事業

一、社會事業の連絡事業

二、方面委員の連絡事業

三、社會事業施設の視察に關する計畫及案内

四、社會事業従事者の就職紹介その他

五、各種協議會其の他集會の開催

六、地方に於ける大會講習會等に職員の派遣

七、各種の社會相談に應ずる

(一一) 共済組合事業 昭和三年四月より事業を開始し昭和六年三月末に於て組合員七〇四名、事業開始以來昭和三年六月末迄に死亡給與金の支給十一名貳千五百五拾圓、廢疾給與金一名貳百圓、出産給與金九名四百五拾圓、脫退給與金七十五名壹千拾圓貳拾五錢、總計九十六名四千貳百拾圓貳拾五錢である。

四、所在地 東京市麹町區大手町一丁目七番地(社會局分室)

第二 恩賜財團慶福會

一、創立沿革 大正十三年一月二十六日皇太子殿下御成婚の盛儀を挙げさせ給ふに方り、畏くも 天皇陛下には社會事業助成の思召に依つて、御内帑金壹百萬圓を御下賜あらせられたので、之を拜受せる時の總理大臣伯爵清浦奎吾氏は聖恩の洪大なるに感激し、溥渥なる聖旨に副ひ奉る爲、之を基金として財團法人を組織することとし、同年二月十一日紀元節の佳節に於て内閣總理大臣、内務、司法、文部の各大臣より之が設立の許可を受け、恩賜財團慶福會を創立し、私設社會事業助成の方針を定め、大正十三年より内地植民地に亘り之が助成を開始した。

現在本會役員は總裁に閑院宮藏仁親王殿下を推戴し、會長は伯爵清浦奎吾氏、副會長に内務大臣、評議員會長に司法大臣、顧問



に内大臣、宮内大臣、文部大臣、公爵徳川家達氏、床次竹次郎氏、男爵三井八郎右衛門氏、子爵澁澤榮一氏、平沼騏一郎氏の八氏を囑託し、理事社會局長官以下九名、監事三名、評議員三十七名である。

尙財團法人原田積善會々長原田二郎氏より本會の趣旨を翼賛して、大正十三年二月十一日付を以て、金參百萬圓を二十箇年年賦に依り寄附の申出があつたので、本會は之を受納して寄附の條件に基き特別會計を設定し、越えて大正十四年九月九日內務大臣より關東大震災罹災府縣に於ける私設社會事業助成振興の爲、震災善後施設費として金壹百五十拾五圓の交付があつたので之又特別會計となし、更に昭和三年三月十四日 皇后陛下には故久宮祐子内親王殿下御追福の思召を以て、兒童保護資金として金五萬圓御下賜あらせられたので、特別會計を増設して之れより生ずる収益を以て兒童保護事業の特別助成を開始し又昭和五年七月十日七日財團法人原田積善會より故原田二郎翁追善の爲金四拾萬圓の寄附があつたので本會は原田翁記念社會事業資金として特別會計を設け其収益を全國一般社會事業に對し經常費助成の途を開いた。

二、基本財産及經常豫算概要

- (一) 資産總額 (昭和四年度末) 金參百四萬壹千參百九拾四圓九拾九錢であつて、基金としての内譯は(イ)一般會計金壹百貳萬貳千餘圓、(ロ)特別會計震災善後施設費金壹百萬九千五百貳拾圓、(ハ)同原田積善會寄附金九拾五萬壹千貳百貳拾六圓、(ニ)同故久宮祐子内親王殿下記念兒童保護資金五萬壹百圓であつて其の他は資金である。
- (二) 經常費豫算 (昭和五年度) 歳入歳出各總額金參拾貳萬六千八百九拾八圓中、(イ)一般會計に屬するものは金六萬貳千四百六拾圓であつて、其の内譯は事務費金四千七百四拾圓事業費五萬六千圓其の他壹千七百貳拾圓である。(ロ)震災善後施設費に屬するもの金四萬參千五百九拾七圓の中、事務費參千八百貳拾四圓、事業費參萬八千圓、其の他金壹千七百七拾參圓である。(ハ)原田積善會寄附金に屬するものは金貳拾萬壹千五百五拾壹圓にして、内事業費金參萬九千六百六拾壹圓、積立金拾六萬千八百九拾圓である。(ニ)故久宮祐子内親王殿下記念兒童保護資金に屬するものは金四千壹百九拾圓にして、内事業費は金參千九百四拾圓である。

三、事業項目並現況概要 本會は大正十三年一月二十六日內閣總理大臣に賜つた御沙汰の趣旨を奉戴して、私設社會事業の助成を目的として創設されたもので、設立以來昭和五年度迄の事業費支出總額は金壹百五十拾參萬八千七百六拾八圓であつて、其の詳細は次の通りである。

- イ、一般助成 御下賜金の収益を以て大正十三年度以來助成金を交付した團體は、北海道三府四十三縣及朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳管内に亘り、其の數二百七十四團體の多數に昇り、助成金總額金四拾貳萬九千五百圓に及び、聖澤偏く全國に普及した。助成金は概ね建築設備の改善擴張充實等に充當され斯業の進展に寄與してゐる。
- ロ、震災善後施設費補助 震災善後施設費として內務大臣より交付された資金を以て、大正十四年度以來關東地方震災地東京府外六縣下に於ける私設社會事業團體中、震災善後施設適當であつて經營確實なる團體延七百五拾八團體に對し、金九拾萬六千九百五拾圓を交付して之が復舊並事業繼續に資してゐる。
- ハ、兒童保護資金に依る助成 昭和三年度以來兒童保護資金より生ずる収益を以て、内地植民地に亘り乳幼児保育を行ふ團體中事業の成績優良たるもの二十八團體に對し金八千六百圓の特別助成をなした。
- ニ、原田翁記念社會事業資金に依る助成 昭和五年度に於て本資金より生ずる収益を以て内地植民地に亘り一般社會事業團體中其の成績優良にして且經營費困難なるもの二十五團體に對し金壹萬五千圓の經營費助成をなした。
- ホ、社會事業従事員終身獎勵金 私設社會事業従事員獎勵のため三十年以上繼續して斯業に従事し年齢六十歳を越えたる者に終身獎勵金贈與の途を開き、大正十五年度より昭和五年度迄の之が交付總額は金四萬八千五百八拾七圓であつて現在二十九名に贈與してゐる。

ヘ、其の他の補助 以上の外大正十五年十二月 大正天皇崩御に際し其の廢朝期間前後八日間に亘り、東京市以下六大都市及附近に於ける失業者延九萬六千八百三十八人に對し、金參萬六千六百九拾餘圓を支出して之が救済をなし、昭和三年十一月十日の御大禮に際しては内地植民地に於ける老若收容救護施設九十六團體の收容人員二千六百六十八名に對し金六千四百餘



圓を支出して老者を惠恤し等しく盛典の喜を頌つた。尙財團法人中央社會事業協會に對しては昭和二年度以來社會事業従事員共済組合資金として金六萬壹千圓、社會事業彙報發行補助金壹萬參千圓、全國方面委員會議費補助金壹千五百圓、社會事業従事員養成費補助金八千五百參拾圓を交付し昭和五年度に於て日本感化教育會に對し感化教育従事者講習費として金參千圓を交付した。

四、所在地 東京市麹町區大手町一丁目七番地ノ二（内務省社會局内）

第三 財團法人同潤會

一、創立沿革 大正十二年九月の大震災災は一府六縣下に亘つて四拾六萬五千餘戸の住宅を滅失したが、内東京府下に屬するものは三十二萬八千餘戸、神奈川縣下に屬するものは十一萬五千餘戸であつて、内十四萬餘戸は小住宅に屬した。而して之が復舊に關しては當局に於て努力する所が多いが災後に於ける財界不振の爲罹災地の復興遲々として進捗せず。加ふるに小住宅の家賃は異常の昂騰を爲して震災後十箇月に垂とするに東京市横濱市等の公園又は學校等の敷地内に建設した集團「バラック」内の居住者は猶十萬を超えて何れの日にも復歸するかを庶幾し能はざるの状態にあつた。又燒失區域内に建設せられた個人「バラック」の如きも根底的に打撃を受けた罹災者の經濟力を以てしては、之を本建築に改造することが容易の業でないから是等罹災民の爲小住宅の供給を爲すことは洵に焦眉の急なるものである。

震災の慘事は當に家屋家財の倒潰燒失に止らない。十萬四千餘名の死者及行衛不明者を出して一萬六千五百餘名の重傷者を出すに至つた。而して此の重傷者中には肢部を傷害した爲従来の職業を失ひ、一身一家を糊するに窮する者頻出するに至り之が對策を講ずることの緊切なものあるを加へたのである。

是等の前後策に付事業の促進を期する爲新に之が機關を設置するの必要を認めて茲に大正十三年五月二十三日を以て財團法人同潤會の設立を見るに至り、義捐金中より金壹千萬圓の交付を受けて内九百參拾萬圓を以て、主として罹災地に於ける住宅の建設經營を爲し、七拾萬圓を以て震災不具者の收容授産及義肢製作等の施設をなすことになつた。而して役員は内務大臣の職に在る

者に會長を委嘱することにし、理事若干名、監事若干名、評議員若干名を置いて理事中一名を理事長として會務を統轄し、本會を代表させ役員任期を四年として、大正十三年六月七日東京區裁判所に於て財團法人同潤會設立登記の手續を了した。

次で同年九月二十九日付を以て集團「バラック」整理の爲本會の小住宅完成に至る迄の中間施設として假住宅二千戸の建設を命ぜられ、金百七拾五萬五千圓の交付を受けたるに依り、直に東京府下奥戸外六箇所に之が敷地四萬六百七拾餘坪を借入し工事に着手し、同年十一月十七日迄に合計二千五百五十八戸を建設し集團「バラック」内居住者を收容したるが昭和二年十二月末迄に漸次之を撤去し昭和二年度末を以て一切の整理を了したり。

昭和三年三月從來特別會計とし同潤啓成社の名に於て經營し來りたる不具癡疾者の收容並授産事業は、住宅經營事業と其の性質を異にするを以て之を本會より分離し、獨立して經營せしむるは將來の發展を期する上に於て更に便宜と認め、該事業所屬の財産並權利義務の一切を新に設立された財團法人啓成社に譲渡し、同時に寄附行爲の變更を爲し、新に副會長を置き本會代表者を專務理事に改め、其の他の役員組織に改正を加へ事務の簡捷を圖ることにした。

二、基本財産及經常費豫算概要

(一) 資金 本會の資金は政府からの交付金にして其の總計一千七百四十五萬五千圓此の内譯は本會設立の爲一千萬圓、假住宅建設費百二十二萬圓假、住宅建設及管理費増額五萬圓、假住宅授産託兒救濟費施設費十八萬五千圓、住宅供給事業二百萬圓、不具者收容授産事業基金一百萬圓、労働者住宅供給に要する費用二百七十萬圓、假住宅繼續費三十萬圓であるが内啓成社分難と共に同事業關係資金は全部之を引繼をなした。

(二) 1. 一般會計(昭和五年度) 歳入總額一百四拾一萬六千三百五十九圓、歳出總額一百四十一萬六千三百五十九圓であつて、歳出内譯は經常部五十一萬二千七百四十二圓、臨時部九十萬三千六百十七圓である。

2. 特別會計低賃住宅費 歳入額九十三萬八千十一圓、歳出額九十三萬八千十一圓であつて、歳出内譯は經常部六萬九千二百三十六圓、臨時部七十六萬八千七百七十五圓である。



圓を支出して老者を惠恤し等しく盛典の喜を頌つた。尙財團法人中央社會事業協會に對しては昭和二年度以來社會事業従事員共済組合資金として金六萬壹千圓、社會事業彙報發行補助金壹萬參千圓、全國方面委員會議費補助金壹千五百圓、社會事業従事員養成費補助金八千五百參拾圓を交付し昭和五年度に於て日本感化教育會に對し感化教育従事者講習費として金參千圓を交付した。

四、所在地 東京市麹町區大手町一丁目七番地ノ二（内務省社會局内）

第三 財團法人同潤會

一、創立沿革 大正十二年九月の大震災は一府六縣下に亘つて四拾六萬五千餘戸の住宅を滅失したが、内東京府下に屬するものは三十二萬八千餘戸、神奈川縣下に屬するものは十一萬五千餘戸であつて、内十四萬餘戸は小住宅に屬した。而して之が復舊に關しては當局に於て努力する所が多いが災後に於ける財界不振の爲罹災地の復興遅々として進捗せず。加ふるに小住宅の家賃は異常の昂騰を爲して震災後十箇月に垂とするに東京市横濱市等の公園又は學校等の敷地内に建設した集團「バラック」内の居住者は猶十萬を超えて何れの日にも復歸するかを庶幾し能はざるの状態にあつた。又燒失區域内に建設せられた個人「バラック」の如きも根底的に打撃を受けた罹災者の經濟力を以てしては、之を本建築に改造することが容易の業でないから是等罹災民の爲小住宅の供給を爲すことは洵に焦眉の急なるものである。

震災の慘事は尙に家屋家財の倒潰燒失に止らない。十萬四千餘名の死者及行衛不明者を出して一萬六千五百餘名の重傷者を出すに至つた。而して此の重傷者中には肢部を傷害した爲従來の職業を失ひ、一身一家を糊するに窮する者頻出するに至り之が對策を講ずることの緊切なるものあるを加へたのである。

是等の前後策に付事業の促進を期する爲新に之が機關を設置するの必要を認めて茲に大正十三年五月二十三日を以て財團法人同潤會の設立を見るに至り、義捐金中より金壹千萬圓の交付を受けて内九百參拾萬圓を以て、主として罹災地に於ける住宅の建設經營を爲し、七拾萬圓を以て震災不具者の收容授産及義肢製作等の施設をなすことになつた。而して役員は内務大臣の職に在る

者に會長を委嘱することにし、理事若干名、監事若干名、評議員若干名を置いて理事中一名を理事長として會務を統轄し、本會を代表させ役員任期を四年として、大正十三年六月七日東京區裁判所に於て財團法人同潤會設立登記の手續を了した。

次で同年九月二十九日付を以て集團「バラック」整理の爲本會の小住宅完成に至る迄の中間施設として假住宅二千戸の建設を命ぜられ、金百七拾五萬五千圓の交付を受けたるに依り、直に東京府下奥戶外六箇所に之が敷地四萬六百七拾餘坪を借入し工事に着手し、同年十一月十七日迄に合計二千五百五十八戸を建設し集團「バラック」内居住者を收容したるが昭和二年十二月末迄に漸次之を撤去し昭和二年度末を以て一切の整理を了したり。

昭和三年三月從來特別會計と同潤啓成社の名に於て經營し來りたる不具廢疾者の收容並授産事業は、住宅經營事業と其の性質を異にするを以て之を本會より分離し、獨立して經營せしむるは將來の發展を期する上に於て更に便宜と認め、該事業所屬の財産並權利義務の一切を新に設立された財團法人啓成社に讓渡し、同時に寄附行爲の變更を爲し、新に副會長を置き本會代表者を專務理事に改め、其の他の役員組織に改正を加へ事務の簡捷を圖ることにした。

二、基本財産及經常費豫算概要

(一) 資金 本會の資金は政府からの交付金にして其の總計一千四百四十五萬五千圓此の内譯は本會設立の爲一千萬圓、假住宅建設費百二十二萬圓、住宅建設及管理費増額五萬圓、假住宅授産託兒救濟施設費十八萬五千圓、住宅供給事業二百萬圓、不具者收容授産事業基金一百萬圓、勞働者住宅供給に要する費用二百七十萬圓、假住宅繼續費三十萬圓であるが内啓成社分難と共に同事業關係資金は全部之を引繼をなした。

(二) 1. 一般會計(昭和五年度) 歳入總額一百四拾一萬六千三百五十九圓、歳出總額一百四十二萬六千三百五十九圓であつて、歳出内譯は經常部五十一萬二千七百四十二圓、臨時部九十萬三千六百十七圓である。

2. 特別會計(住宅費) 歳入額九十三萬八千十一圓、歳出額九十三萬八千十一圓であつて、歳出内譯は經常部六萬九千二百三十六圓、臨時部七十六萬八千七百七十五圓である。



3. 特別會計共同住宅建設及管理費 歳入總額二十二萬二千九百五十六圓、歳出總額二十二萬二千九百五十六圓であつて、其の内譯は經常部五萬二千六百五十圓、臨時部十七萬三百六圓である。
  4. 特別會計積立金 歳入歳出各總額八萬七千三百九十二圓である。
- 三、事業項目並現況概要

(一) 住宅建設經營 當初の住宅建設事業は大正十三年度より二箇年繼續として東京、横濱兩市を中心とし、主として郊外地に木造住宅七千戸市内地に「アパートメント、ハウス」一千戸の小住宅を供給する豫定であつたが、「アパートメント、ハウス」は敷地及季節の關係上之を後年度に繰延べ初年度には不取敢木造住宅三千四百二十戸を建設した。

然るに其の後東京市郊外に於ける住宅需給緩和の狀あるに鑑み、既定計畫を改めて木造住宅の建設を縮少し其の數を三千五百八十戸（内分譲するもの六十戸）に止め、「アパートメント、ハウス」は二千戸を建設することとし、昭和三年度に於て全部の完成を見るに至つた。

昭和四年度に於ては低利資金の融通を受け小石川區大塚窪町に女子専用の「アパートメント、ハウス」百五十九戸及省線赤羽（省線赤羽驛下車）、阿佐ヶ谷（省線阿佐ヶ谷驛下車）に分譲住宅夫々五十五戸、四十五戸、計百戸を建設竣工し夫々貸付又は分譲の手續を了へた。

昭和五年度に於ては一般會計所屬に於ては分譲住宅を洗足臺（池上電鐵長原驛下車）、經堂（小田急電鐵經堂驛下車）に夫々二十五戸、二十七戸計五十二戸を建設し分譲の手續を了へ尙低資住宅費所屬に於て政府より低利資金六十四萬圓を借入れ分譲住宅二百戸を建設する豫定であつたが年度内に起債の認可を得ることが出来なかつた。

(二) 假住宅建設經營事業 大正十三年九月二十九日政府より一百二十二萬圓の交付を受け小住宅の完成に至る迄の中間救護施設として假住宅二千戸の建設を命ぜられ集團「バラック」居住者のみを收容することにした。仍て大正十三年十月之を起工して同年度末迄に東京市鹽崎町外六箇所に合計二千八百八十五戸を建設して之が收容に努めた。其の後本會の住宅建設の事業

も進捗し又復興の事業も愈々整理の途に就き假住宅建設事業はその目的を達成したので公共團體又は社會事業團體等に譲渡し又は解體して撤退し昭和二年度末を以て全部の處分を了し本事業の完成を見るに至つた。

(三) 共同住宅建設經營（不良住宅地區改善事業） 東京市猿江裏町の不良住宅地區改善の急務なるを認めて、政府より二百七十萬圓の交付を受け、大正十四年度より昭和三年度に至る繼續事業として是等不良住宅地區の整理を執行することにして「アパートメント、ハウス」二百九十三戸及隣保館を建設し第一期工事に屬する百四十戸は既に竣成し昭和二年十一月に第二期に屬する百五十三戸及隣保館は昭和五年五月に工事竣成し原住者に貸付を了した。尙右交付金の範圍内にて横濱市南太田町の不良住宅地區改良をも實施することとし、昭和五年五月木造二階建共同住宅二百四十六戸の新築工事竣工し原住者に對し貸付の手續を了した。

#### 第四 財團法人啓成社

一、創立沿革 大正十三年七月財團法人同潤會が政府より震災義捐金中七十萬圓の資金の貸付を受け同潤啓成社の名を以て事業を開始したのに始まり、關東震災に因り不具となりたる者の職業能力を啓發向上せしむるを目的としたが、大正十五年二月以降全國の戦公傷者産業及交通業負傷者其他一般不具者にも及ぼし來た處昭和三年三月五日同潤會は別に財團法人を設立して此の事業を繼承させる事を條件として、同潤啓成社に屬する財産及權利義務の一切の設立者たる當時の内務大臣鈴木喜三郎に譲渡の決議をなしたのに因り設立者は之が申請を爲したが昭和三年三月三十一日其の筋より許可の指令があつたので茲に財團法人啓成社の獨立を見るに至つた。

#### 二、基本財産及經常費豫算概要

(一) 基本財産 臺百萬圓、事業資金二十萬九千九百九十八圓五十八錢

(二) I. 經常費豫算（昭和六年度） 歳入金十八萬五千圓、歳出經常費十七萬四千六百四十三圓、臨時費金五千四百七圓、歳出計金拾八萬五千圓であつて、歳出各總額十九萬六千六百三十五圓であつて、歳入内譯は貸金より生ずる收入七萬三千八百十



二、事業収入八萬一千二百三十八圓、繰越金一萬圓、資金繰入金一萬五千圓である。歳出内訳は經常費、事務費三萬二千八百九十一圓、事業費十三萬八千二百八十圓、退職給與積立金四百圓、共済組合費七十二圓、豫備費三千圓、臨時費は營繕費六百八十六圓、設備費四千七百二十一圓である。

2. 特別會計 は基金特別會計歳入歳出豫算金二十六萬二千六百七十九圓、事業資金特別會計歳入歳出豫算金二萬六千五百八十三圓、貸付資金特別會計豫算金百九十四圓、退職給與積立金特別會計歳入歳出豫算金千四百三十七圓七十一錢である。

三、事業項目並現況概要 本社の事業は不具者に對し其の不具の状態に應じ本人の職業的殘存能力既往の教育程度其の他將來の希望等を斟酌して最も適當なる職業の選定を爲一徒弟教育主義に則り専ら實技の修得に力を盡し特に適當なる器具機械の補助に依り缺損能力の回復を謀り其の職業能力を健全者に近づけ將來獨立自營の途を授くるにあり又一面には義肢の研究製作をなし何人にも之れを需用する者に對し最も優良なる義肢の頒布に努めてゐる。

3. 義肢の研究製作 義手、義足の研究及製作は同潤會啓成社創立以來斯界に於ける名士の援助と指導とに依つて一段の進歩を來たして居るが、尙進んでは歐米諸國に劣らない優良品を製出することに努めて居る。當社に於て研究の結果特許又は實用新案の登録を得たものは(一)義手(自動義手)(二)義手(肘關節)(三)義足(自動膝關節)(四)義足(正座式膝關節)

以上特許にして(五)松葉杖は實用新案登録である。製作成績は同潤啓成社創立以來新調五五〇點、修理一、〇一一點である。

四、所在地 東京府下巢鴨町字巢鴨一、二七五番地

#### 第五 財團法人浴風會

一、創立沿革 大正十二年九月關東地方の大震災に因り自活の能力なく且扶養者を失つた年齡六十歳以上の老衰者及不具廢疾者は著しく増加したので是等老衰者を收容救護し天命を全ふさせる爲 皇族各宮殿下より厚き思召に依る御下賜金五十萬圓と一般義捐金より百五十萬圓を交付されたので、大正十四年一月十五日財團法人浴風會を設立し、浴風園を經營して其事業を遂行することになった。越えて大正十五年五月更に恩賜金の中から二百八十萬圓交付の恩命に浴して本會の基礎は一層鞏固になった。

而して財團法人として本會設立の許可を受くと、直に事務所を東京市麹町區大手町一丁目七番地ノ二社會局構内に設けて準備事務を開始し、大正十四年五月一日より横濱市南太田町横濱市救護所と横濱市中村町玉泉寺養老院に委託收容を開始した。又東京府下高井戸町大字上高井戸字中袋に二萬七千餘坪の敷地を買收して大正十四年十一月浴風園の建築に着手した。大正十五年十二月にはほぼ其の建築が出来上つたので事務所を移轉し、昭和二年二月初めて本園に收容を開始した。尙横濱分園は程ヶ谷驛の北方高臺にあつて其の敷地は五千六百餘坪を買收し建築が始り昭和三年四月三十日から收容を開始した。

#### 二、基本財産及經常費豫算概要

(一) 基本財産及積立金 昭和六年二月二十八日現在普通基本財産は本園分園を通じて三百七十九萬四千七百四十四圓、内指定寄附金四百六十五圓で他に特定の建造物保持積立金を一百七千二百八十四圓である。

#### (二) 經常費總額 (昭和五年度豫算)

イ、本園 歳出總額十八萬三千八百二圓で内譯は會費十七萬八千四百六十六圓、内事務費參萬四千四百十七圓、事業費十四萬四千四十九圓、其の他雜支出三百三十六圓豫備費五千圓である。

ロ、分園 歳出總額三萬九千二百五十一圓で内譯は事業費三萬八千二百四十一圓、雜支出十圓、豫備費千圓である。  
昭和六年度豫算

イ、本園 歳出總額十七萬八千七百十七圓で内譯は會費十七萬八千三百三十七圓で内譯は會費十七萬二千四百五十三圓、内事務費二萬六千八百三十四圓、事業費十四萬圓五千六百十九圓、其の他雜支出六百八十四圓、豫備費五千圓である。

ロ、分園 歳出總額三萬九千二百二十八圓で内譯は事業費三萬八千二百十八圓、雜支出十圓、豫備費千圓である。

#### 三、事業項目並現況概要

(一) 老衰者及不具廢疾者を收容救護すること

(二) 前號の外老衰者及不具廢疾者救護上必要であると認める事項



事業開始當初から昭和六年二月二十八日までに救護した者は千百人に及ぶ。  
本園及分園に於ける定員其他は左の如くである。

園別	定員	敷地坪數	建物坪數	建物種類
浴風園	五〇〇人	二七、五一八坪	延三、一二七坪	鐵筋コンクリート造 木造
横濱分園	一〇〇	五、六三〇	八〇六	鐵筋コンクリート造 木造
分園				鐵筋コンクリート造 木造

四、所在地 本園 東京府豊多摩郡高井戸町上高井戸八四八番地  
分園 神奈川県横濱市程ヶ谷區下星川町一〇九四番地

第六 財団法人兒童愛護會

一、創立沿革 本會は大正十三年九月の關東大震災に罹災せる府縣管内に居住する身體虛弱なる兒童の保育教養、家計裕ならざる兒童に對する學費の補助其の他兒童保護に關する社會事業を經營するを目的とし、大正十五年五月設立同年六月十日認可せられたる財団法人である。

大正十五年五月二十七日内務大臣より建設經營資金として恩賜金及義捐金の内より金百二十七萬八百五十六圓、其の後六回に亘り金四十萬八百十二圓九十九錢八厘、合計百六十七萬一千六百六十八圓九十九錢八厘の交付を受け、之れを以て別項二事業を經營し今日に至つて居る。

二、基本財産及經費豫算概要

(イ) 基金は昭和六年三月二十五日現在金百三十九萬八千七百七十一圓四十七錢八厘である。

(ロ) 經費豫算(昭和六年度)

(一) 一般會計は歳入總計八萬四千七百九十五圓であつて、其の内財産收入七萬一千六百七十七圓、雜收入八百五十七圓、積立金繰入六百圓、繰越金一萬二千二百七十一圓である。

歳出總計八萬四千七百九十五圓であつて、其の内本部事務費一萬二千五百二十九圓、學園費五萬六千五百八十圓、退園兒童保護費二千二百八十圓、學費補助費一萬一千四百圓、豫備費二千圓である。

(二) 基金會計は歳入總計七萬一千三百九十九圓であつて、其の内基金積立金一千圓、一般會計繰入金七萬三百九十九圓である。歳出總計七萬一千三百九十九圓にして、其の内基金積立金一千圓、一般會計繰入金七萬三百九十九圓である。

三、虛弱兒童保護教養事業 一宮學園は千葉縣長生郡一宮町海岸(電話一宮六九番)に設置せられ、身體虛弱にして特に療養を要するも家計の狀況上適當なる保育を受け得ない學齡兒童を收容し、小學校令による學科の教育をなし、衛生的生活の習慣を養ひ疾病に對する豫防早期療養を行ひ、健康の恢復に努むると同時に正當なる社會生活をなさしむるを目的として昭和二年四月十日に開園した。

入園兒童選定 關係府縣に依頼して豫め當該府縣管内の學齡兒中、特に身體虛弱にして學園に入園するを適當と認めらるるものを豫選し、更に本會醫員に於て身體家計狀況を再診し決定するのである。

在園兒童處遇 入園と同時に詳細なる身心の診査を行ひ、個別的に運動、休養、食事、學習の程度を定め、兒童の身心に適合せる處遇を開始する。爾後定期に身心發育の狀態を測定し處遇を適當ならしむ。特に放縱不規律の生活を改めて規律的ならしむるやう努め、教育は小學校令に據ると雖法規の許す限り授業時間數、學科進度を適宜按排して、兒童身心の狀況より見て負擔の正鵠を期するに努めて居る。收容期間は六ヶ月内至一ヶ年である。

退園兒童處遇 學園を退園する兒童に關しては在園中の身體發育狀況、學科の進度及成績を保護者、學校に通達し更に各種社會事業施設、教育機關と聯絡して定期に其の後の經過を調査するは勿論特に健康訪問婦たるものを置きて常時退園兒童の家庭を訪問せしめ身體精神の發育に就て常に相談に應ずることとして居る。

(二) 學費補助事業 大震災罹災府縣管内居住の兒童にして、小學校を卒業し更に中等實業教育を受けんとし、又は現に實業學校に通實中なるも家計の都合上其の目的を達し得ざる兒童に對し學費を補助し、素心を貫徹せしむると共に就職の相談に應じ



教育及職業指導の一助たらんことを本旨とし、昭和二年四月一日に開始した。補助程度は授業料、校友會費、學用品費、通學費、制服費等就學に缺くべからざる費用の範圍内に於て家計狀況に應じ定めてゐる。

第七 財團法人中央融和事業協會

一、創立沿革 本會は同胞相愛の趣旨に則り舊來の陋習を改め、國民親和の實を擧げるを以て目的とし 1. 因襲的偏見の除去に努め同胞相愛觀念を鼓吹すること 2. 融和事業の聯絡提携を圖ること 3. 融和事業の獎勵助成を爲すこと 4. 融和事業に關する講習を爲すこと 5. 融和事業に關する調査研究をなすこと 6. 生業資金の貸付をなすこと 其の他融和促進に關する必要の事業をなし、大正十四年九月二十二日に創立され爾來目的の達成に努力し來り、昭和二年七月三十日帝國公會及同愛會の合同し、更に昭和五年五月一日財團法人組織を爲し一層基礎を鞏固にし特に昭和五年十二月本會事業御獎勵の思召により御内帑金一萬圓御下賜の光榮に浴し銳意目的達成に努めてゐる。

二、基本財産並經常費豫算概要

- (一) 基本財産 一萬一千圓
- (二) 經常費豫算概要(昭和六年度) 一般會計總額六萬四千三百餘圓を歳入として、國庫補助金五萬圓、事業獎勵金五百圓、寄附金一百圓、雜收八千六百餘圓、繰越金五千五百圓なり。歳出は事務費一萬六千二百八十餘圓、事業費四萬五千四百餘圓、繰入金五百圓、豫備費一千餘圓である。特別會計總額一萬五千五百餘圓、内歳入は一般會計より繰入金五百圓、事業收入一萬三千八百餘圓前年度繰越金一千餘圓、歳出は生業資金貸付金一萬五千五百餘圓である。其の他御下賜金一萬圓を基本財産として積立てゐる。

三、事業項目並現況概要

(一) 調査研究 部落の現況、融和事業の現況、融和の事蹟、部落に關する史實、部落の産業狀態、融和事業の理論及實際等の

研究調査を爲す。

- (二) 講習會 融和事業指導者の養成の爲男女別の長期講習會を開催す。
- (三) 講師派遣 地方廳及地方融和團體の要求に應じて適當の講師を派遣す。
- (四) 講習會 師範學校、巡查教習所其他に於て融和に關する講習會を爲す。
- (五) 協議會及懇談會 毎年開催される地方長官會議、道府縣學務部長會議、又は社會課長會議等の機會に於て、又は各府縣の融和事業主務職員並融和團體の代表者等の會合を求め協議懇談並打合せを行ふ。
- (六) 研究會 在京有志約三十名を以て融和事業研究會を組織し、毎月一回之を開催し、融和事業の理論並實際に關する研究を行ふ。

(七) 功勞者選彰 多年融和事業の爲に盡瘁せる個人、又は團體に對して感謝狀並記念品を贈呈す。

(八) 産業獎勵 府縣又は地方融和團體に於て獎勵助成する授産場、職業傳習所、産業組合の設立、副業の共同經營其他適切なる施設に對し助成金を交付す。

(九) 教育獎勵 高等小學、徒弟教育、補習教育等に關する地方融和團體の施設に對し助成金を交付す。

(一〇) 生業資金の貸付 生業資金貸付規定に依り、府縣を區域とする融和團體に對し融和促進の爲、生業の改善發達に要する小資金を融通してゐる。

(一一) 機關誌の發行 月刊「融和時報」を發行す。

(一二) 研究誌の發行 融和問題の研究に資する爲隔月に「融和事業研究」を發行す。

(一三) 融和事業年鑑の發行 政府、地方廳、融和團體等の融和事業に關する組織及施設等を知るの便に供する爲毎年融和事業年鑑を發行す。

(一四) 小冊子の發行 (融和事業の宣傳普及の爲「融和資料」なる小冊子を隨時發行し無料又は實費を以て各方面に頒布してゐる)



- る
- (一五) 参考資料の蒐集 融和促進に關する各種圖書文獻を蒐集す。
- (一六) 映畫の備付 懸賞募集したる映畫の複製備付をなす。
- (一七) 特別選奨 御下賜金利を以て、融和事業功勞者中功績最も顯著なる者に對し特別選奨を爲し謝狀及賞牌を贈る。
- (一八) 國民融和日の施設 毎年三月十四日を國民融和日と定め各地方廳及融和團體等と聯絡を取り種々なる宣傳的施設を爲す。

四、所在地 東京市麹町區大手町一丁目七番地 (内務省社會局構内)

第八 財團法人産業福利協會

一、創立沿革 大正五年工場法の施行以來全國各地に工場懇話會、工場研究會、工場衛生會等の諸團體が生じ法規の圓滿なる施行を助け、併せて工場災害の豫防、勞働衛生産業福利施設の改善に盡すもの多く、大正十年頃に至つては主要工場府縣には多く此の種團體の設立を見るの狀況を呈するに至つた。而して爾後此種團體の中心となるべき中央機關の設立を要望されて居つたが、大正十四年十一月之が連絡提携の中央機關として本協會の設立を見るに至り、昭和四年二月財團法人の認可を受け財團法人産業福利協會と改稱し現在に至つて居る。

二、基本財産及經常費豫算概要

(一) 基金 一萬四千七百圓 (昭和五年三月現在)

(二) 經常費豫算概要 (昭和五年度) 歳入總額は五萬一千餘圓であつて、其の内譯は會費及寄附金一萬四千餘圓、獎勵金一萬五千圓、出版物賣上約一萬二千圓、繰越金其他雜收入が一萬餘圓である。尙歳出總額は五萬一千餘圓であつて、其の内譯は事務費一萬餘圓、事業費 (安全週間、講習會、研究會、參考品購入、博物館等の費用及出版費) 三萬五千圓、通信運搬費二千八百圓、豫備費及基金繰入が三千七百餘圓である。

三、事業項目並現況概要 工場鑛山の災害防止に努め従業者の保健向上を圖り、其他産業福利施設の研究指導を爲し、一方工場法健康保險法等勞働法規の周知に努め之が圓滿な施行を助け、兼て同種目的團體の中心機關となつて其の提携聯絡を圖ることが本協會の主なる目的であつて、昭和三年一月現在産業福利協會々員は左の通である。

維持會員五十七名 (府縣工場懇話等の團體會費一口五十圓)、贊助會員二十七名、(一時金五百圓以上の寄附者)、通常會員七百九十九名、(會社工場鑛山又は個人會費年額十圓)。

本協會の事業を左の諸項目に分つて遂行す。

(一) 刊行物

1. 月刊誌『産業福利』本誌は災害豫防事項、勞働衛生、及福利施設、法規解釋に亘つて權威ある記述の提供を怠らない。
2. パンフレット 既刊パンフレットは各種勞働法規の外、工場法規の説明、健康保險說明、工場法規解釋例規、健康保險法疑義事項解釋、社會保險一夕話、工場災害豫防の話、工場と結核、工場中毒及救急施設、動力傳導裝置に對する安全設備、脚氣病豫防に關する調査、工場従業者の聲、工場鑛山安全讀本等五十餘種類に及んで居る。
3. ポスター 毎月『産業福利』と共に發行され、各種工場鑛山揭示用として至便のものである。
4. 其他勞働立法、衛生、安全、福利一般、其他の事項に關する印刷物等を刊行し、尙社會局發行の勞働時報健康保險時報の發賣取次其他健康保險關係届出書類を刊行して居る。

(二) 集會

1. 講習會、災害豫防、勞働衛生等に關し、毎年定期講習會を開催し、斯界各方面の専門家に依頼して見るべき功績を收めてゐる。
2. 講演會、談話會、研究會、各地同種團體の安全運動を助け、講演會、談話會を開催すると同時に、講師の派遣、其他種々幹旋の勞を採り、又毎月社會局内に安全研究會を催して専門的研究並意見の交換を爲し、斯の問題解決に資してゐる。



3. 展覧會、ポスター展、模型展、其の他災害防止、労働衛生等に關して有益なる參考資料の展覧をなす。

(三) 安全及衛生に關する運動及其の指導

1. 安全週間、安全デー、衛生週間、衛生デー等の舉行に際して指導幹旋の勞を採る。殊に昭和五年度に於て開催したる安全週間に際し勞資協力克く其の趣旨の實現に努め優秀の成績を擧げたるものに對しては褒狀を交付し之を表彰した。

2. 安全委員、福利係員の獎勵指導並功勞者に對しては、夫々の表彰をなす。

(四) 映 畫 我協會に於ても現に米國に於て收めつつある實績に徴し、茲に映寫機「フィルム」「スライド」等の購入をなし、廣く同種團體に貸與をなしてゐる。

(五) 懸賞募集 廣く工場鑛山の従業員及其の他の災害豫防及労働衛生に關する「ポスター」の圖案を募集し、極力安全思想の普及に勉む。

(六) 安全博物館 既述せる如く本協會の事業は各々其の分割された現況に努力して居るが、要するに將來の發展は我國産業の眞實圓滿なる開發の表徴であるべき安全博物館の創立に俟つべきものにして之が目的達成の第一歩として昭和四年一月より小規模ながら社會局別室の一部に諸參考資料品の陳列場を開設してゐる。

四、所在地 東京市麹町區大手町一丁目七番地 (内務省社會局構内)

(昭和六年社會局事務概要から)

#### 第四節 社會改善

社會問題は、既に述べた如く、ある社會階級が現存せる社會組織の下では、人間らしい社會生活を営み得ない場合に發生するものである。而してその發生は、關係當事者の個人的理由による他根

本において、私有財産制度の下に、個人の自由活動を第一とする資本主義社會そのものに附着する缺陷に基因するものである。従つて、社會問題を解決するためには、一方に於いて、國家の社會政策によつて、現在の社會組織の根本はそのまゝとして動かさず、その美點・長所は、益々發達せしめるとともに、その缺點・短所は、これを漸次に除き去つて、住みよき社會に改造することは、極めて必要なことである。また、それと共に他方に於いて、國家・公共團體・篤志家の經營する社會事業によつて、現に個人を悩ましてゐる貧困・疾病・犯罪の事實を、個人について取上げ、これを救済することも、忽にすることは出来ない。

併しながら、社會政策の實施によつて、社會制度が如何に改善・整備せられ、社會政策の普及によつて、社會的敗殘者に隅なく救ひの手が届かうとも、個々人の精神にして陶冶されてゐないならば、不満はなほ盡きないであらう。人類は、社會共同の生活を營むことによつて、始めて、その生活を完うし得るものであるが、それには、他人の人格を尊重し、自己の權利を主張すると同時に、他人の權利をも認め、權利を主張する前に、先づ義務を盡くし、利己的私情を捨て、和衷協同し、互に一致協同して、社會發展のために奉仕する精神に富んでゐることが必要である。

労働問題にしても、小作問題にしても、資本家と労働者、地主と農民が、互に自己の權利を主張して譲らず、あくまで、自己の要求を貫徹せんとして他方の立場を無視するならば、いかに、國家がその調停に盡力しても、その根本的解決は、到底不可能であるといはなければならぬ。資本家は、先づ、労働者の人格を尊重し、その生活を保障し、保健・衛生・娛樂・修養・住宅・給品等の設備を充分にし、労働者は、また資本家の立場を考慮し、過度な要求を避けることによつて、労働問題を解決し、地主は、農村經濟



の改善に努力し、小作料軽減の方法を講ずるとともに、小作人も小作料の滞納を避けることによつて、小作問題を激化せしめないやうにすべきである。かやうに、互譲共存の精神を發揮することによつてのみ、社會問題は、根本的解決を見ることを得るであらう。

添田壽一氏は協調會常務理事就任に際し、『労働問題の歸結』と題して、協調の精神を説き、次の如く云つて居られる。

「協調とは其の字義の示す如く、社會に於ける各人が協同調和して全體の爲に働き、共に福祉を享受するの狀態である。斯う云つてしまへば甚だ簡明であるが此の狀態を齎らすところの要素は時代に限り又人心の趨向に依り自ら異ならざるを得ないのであつて、此標語を掲げて労働問題の解決に當らうとするには、現在に於ける右の要素が果して何んであるかを周密正確に考査して見ねばならぬと思ふ。

協調と言ふことから往々聯想せられるのは謂ゆる温情主義である。温情は字義から見て決して悪いことではない、寧ろ當然のことである。人間同志は常に温かな心を以つて相接しなければならぬ、互に同情し合はなければならぬ。これは歴史あつて以來不變なる道德の基調である。然るに此れが今日のやうに嫌はれるのは何故であるか。其の第一は、企業家が自己の爲に労働者を働かせる手段として温情の假面を冠るからである。手段たる温情が却つて人に不快の感を與へるのは今更のことではない。第二は、本心から出てゐるのではあるが、相手を自分より劣れる者低き者として之を上から撫で慈むといふ氣分が見えるからである。人格の自覺が未だ充分でなかつた時代には、此の意味の温情は、以て協調の基礎となすに至つたのであるが、今や世界を風靡し盡

したるデモクラシーの思想は、人が人としての關係に於て對立する場合に、其間に優劣高下ありと考へしめない。爰に至つて謂ゆる温情主義はもはや協調の事に參するの資格を喪失したものと謂はねばならぬ。即ち對等なる人格の相互尊重は協調の第一要素である。

人格は既に對等である。然し此れは往々にして單なる言葉であるに止まる場合がある。力に於いて餘りに優劣の差があるときは、特に優者をして此の誘惑に陥らしむることが多いのである。而して現在の資本家と労働者との間には、其の知識に於て、其の經濟的境遇に於て、又産業上の地位に於て、即ち、換言すれば其の社會的の力に於て著しき差異あることは疑ふべからざる事實である。此の點は出来る限り匡正しなければならぬ。貧窮と無教育とは、其人自身の不幸であるのみならず、實に社會の疾病である。しかのみならず、社會的境遇の著しき差異は階級の對立を發生せしめ、階級間の敵愾心を誘致し其の極まるどころ階級闘争の思想をして今日の労働運動の一つの哲學とさへなましむるに至つた。闘争と協調とが相容れざるものであることは言ふまでもない。而して闘争思想を緩解し、闘争の機會を尠からしむる最上の途は、實に社會政策の徹底的實施に在る。此の事にして適時に行はれないとすれば、其れは同胞の不幸を傍觀するものであると同時に、亦社會の災害を齎らすことを願みぬものと謂はねばならぬ。即ち社會政策の促進は協調の第二の要素である。

闘争は其事自體として、禍害である。然しながら社會的の力に於て優勝なる者が其の劣弱なる者の人格を蹂躪したならば、時あつて闘争の生ずるも亦餘儀ないことと謂はねばならぬ。苟も偏するところあり、苟も阿ねるところあれば共に協調を説くに足らない。協調は壓迫と屈從との存



在を許さないのである。即ち公正不偏は協調の第三の要素である。

然しながら闘争は如何なる場合に於ても目的であつてはならない。闘争は相手が協調を打破つた場合に、之を覺醒せしめて協調を回復することを目的とするとき始めて容認し得べきものとなるのである。社會生活の本體を以て闘争に在りとなすが如きは人性を無視し文化を侮蔑するものである。即ち主義としての闘争の否認は協調の第四の要素である。

公衆は公正不偏でなければならぬことは既に述べた。此れに附帶して考ふべきは、公衆は決して労働問題に對する局外者では無いといふことである。生産は畢竟するに消費の爲に存する。資本の價値も労働の價値も要するに其の社會全體に對して供與するところの便益に依つて定まるのである。此の價値を公平に判斷し得るの地位に在るものは即ち公衆であつて、公衆の向背が労働運動の成否に最後の決定を與へるものであることは、最近英米に於ける實例が之を示してゐる。即ち公衆の利益の尊重は協調の第五の要素である。

労働問題に於て最も危険なる方面は非國家的思想の發現である。歐洲大戰は一方に於て各國に於ける國民的結束の意外に強きものあるを覺らしむると同時に、他方に於ては却つて國家に對する信頼の念を薄からしむるの影響を與へた。大戰の齎らしたあらゆる禍害の中で、此れほど不幸なもの恐らく他には無かつたであらう。一方に於いて列強各々自國の維持發展に汲々たる今日、他方に於て國家を否認する如き思想が一部國民の間に瀰漫しつゝあるとすれば、その結果は唯混亂の外はないのである。國際對抗の状態は其自體として或は禍害であるかも知れない。然も其れは避くべからざる事實である、此間に處して苟も國民的結束を緩めたならば其國民の運命

は問はずして知るべきである。況して我國民の如き、一度海を渡れば超え難き人種の差が到る處に之を排斥してゐるではないか。然しながら國家に對する不満の念を懐かせるのは一つは禍心を懐く輩の巧妙にして執拗なる宣傳誘惑に依るのであるが、一つは國家の制度其物の中に時代に適合せざる部分が存するに依るのである。此の點に關する調査研究は一日も怠るべからざる事柄であつて、其の結果漸を追うて、改むべきは之を改め、新たに施設すべきは大いに之を施設しなければならぬ。即ち制度の改善は協調の第六の要素である。

上述の諸點にして悉く解決されるとしても、今一つのもの、それが缺けたならば人類は決して幸福ではない。其れは即ち絶間なき生産の發達である。其の質の向上と量の増加とである。人間の歴史は一面から見れば實に生産發達の過程である。

マルクスは生産の空息を説いた。然しながら最近の露獨の革命は却つて生産の窮乏に依つて起つたのであることは、歐洲に於ける最も極端なる社會主義者と雖も明かに之を認めてゐる。生産の減少は言ふ迄もなく、生産の現状維持でも人類をして非常な不幸に陥らしむるものであることは、苟も人類欲望の法則を知る者の否む能はざる所であらう。然るに生産の現状維持にさへも絶間なき資本の増加と堪能なる企業者の存在とを要する。労働者のみの手に依る産業の支配が、果して生産の發達を企圖し得るか否かは少くとも今日のところ大なる疑問である。所有の本能強き者をして社會の爲の資本を作らしめよ、企業材幹ある者をして社會の爲に生産を管理せしめよ、労働の技能ある者をして社會の爲に労働せしめよ、此れは人間の自然的分業である。要は生産物の分配を公正ならしむるに在る。即ち生産の發達を企圖することも亦協調の一要素でなけ



ればならぬ』(協調會『最近の社會運動』九九五—九九六頁)

以上のことは、勞働問題のみならず、小作問題についても云ひ得るところであらう。之を要するに、他人の人格を尊重し、自己の權利を主張すると同時に、他人の權利をも認め、權利を主張する前に先づ義務を盡くし、利己的私情を捨て、和衷協同し、互に一致協同して、社會發展のために奉仕するの精神、これこそ社會問題を解決するために不可欠なものなのである。

然るに、今や、社會の思潮は、俗惡な唯物主義に禍されて、輕佻、詭激の風漸く萌し、自利、私欲の念、また強からんとしてゐる。されば、我等は、國民的精神作興に關する詔書に仰せられた『國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス』といふ聖旨を奉體し、剛健なる國民精神を涵養して、共存共榮の實を示し、以て國家の興隆と社會の福祉とを圖らねばならぬ。

注意一 本節において何を説くべきかは、教科書によつて必ずしも一致を見てゐない。河津・井上氏では、社會改善と我等の任務を説いた後に、『社會生活の改善』と題して、『社會改善に關聯して吾人の考へねばならぬことは生活改善である。我々殊に日本人の一般社會生活には無駄・勞費が夥しく多い。虚禮虚飾から冠婚葬祭に多額の費用をかけて、日常生活を壓迫し家産を傾ける。宴會はただ喧噪を極めるだけで何の意義たるを知らない。突然な不規則な宴會訪問で貴重な時間を無駄にする。衣服や住宅や食事は二重生活・三重生活で非常な損失である。數へ来れば吾人の生活には實に不合理・不經濟のところが多い。故に我々は一般社會生活を合理的に規律し、鎖國攘夷・舶來上等・所謂おつきあひ學を初めとして舊來の陋習を破り、時間・金錢勞力を活かして使ふことを考へ、以て生活改善を行はねばならぬ。』(河津・一七六)と結んでをられる。一見識たるを失はないけれども、本章の結

びとしては、稍々迫力の稀薄なるを覺える。

また、『國家は刑法を設けて犯罪人を處罰する。刑罰の目的は犯罪人に對する應報であり、又一般社會を防衛するにある。犯罪豫防の上に刑事政策が高調され、犯罪人の非社會性はその天性又は環境の感化によつて生じたものであるから、嚴罰は必ずしも刑罰の目的を達する所以でない。刑罰上よりこの政策が採用されて、犯罪の情狀・犯人の人格等を酌量して、刑の重料減輕をなし、刑の執行猶豫の制を設け、常習犯人・累犯者等は重刑に處する。』(長倉・二〇四—二〇五頁)といふ風に、刑罰の社會性を説いて、刑罰が社會改善に寄與するやうに秘せらるべきものでもあり、また、秘せられても居ることを明かにしてゐるものもある。教へられることの多い態度であるけれども、これは社會政策の實行に他ならないから、余は、本節では、精神的方面を高調し、道徳性を高揚すべきであらうと考へてゐる。随つて、余は、題目を『精神の改造』とし、本文述ぶるところを同じやうな文句を以て、余の教科書を記述しておいた。

注意二 本節は社會連帶責任の實踐として説かるべきものであるから、己が欲せざる所は之を人に施す勿れといふ正義面と、己が欲する所は之を人に施せといふ報恩面とを離れることは出来ない。そのために先づ、秩序の重んずべきことについて反省せしめる必要があるが、國定教科書は、『秩序』と題して、

『社會の秩序を維持することは、共同生活をなす上に最も大切な要件であつて、人々は之によつて平和の生活を営むことが出来るのである。秩序のある社會は健康な身體のやうなもので、秩序の亂れた社會は、疾病のある身體のやうなものである。國家社會の繁榮を望む者はどうしても秩序の維持に努めなくてはならない。法律は、主として社會の秩序を維持するために存する。風俗習慣もまた社會の秩序を維持するに必要なものである。我等は法律に遵ひ、風俗習慣を重んじて、國家社會の秩序を維持しなければならぬ。かやうに我等が秩序を維持するのは即ち國家社會の生存の要件であつて、國民として盡くすべき當然の務である。もし秩序を害する者がある時は、國家社會は少しも容赦せず此れに制裁を加へなければならぬ。これは國家社會の自衛のために必要なことである。』



多数の人が共同の動作をする場合には秩序を守ることが特に大切である。多数の人が善良公正な目的を以て穩當な手段によつて行動するならば、社會の改良を圖り、公益を廣める大事業も成就するものであるが、大衆の會合はとかく氣焔が揚り狂躁に流れ易いものであつて、一步を誤るときは、國家社會の秩序を害することが起りがちである。それ故、衆人と共同して事を圖るときには、たとひ正善の目的から出るにしても、決して秩序を紊らないやうに特に注意すべきである。

言論は社會公衆に大きな影響を及ぼすものであるから、社會の秩序を害する虞のある詭激な言論は、深く戒むべきである。言論の自由は國民の享有するところであるが、秩序を害しない範圍に限られてゐるから其の點について十分な注意を要する。

各人の自由は固より尊重すべきであるが、自由を重んずる餘り、秩序を破つて顧みないのは許すべからざることである。秩序を紊るやうな自由は、眞の自由ではない。それ故隆盛は國家にあつては、一方では各人の自由が重ぜられると同時に一方では秩序が重ぜられるのを常とする。之を以て見ても、秩序は國家の進歩に必要なことは明である。

秩序を維持するのに必要なのは、從順の精神である。法律や善良な風俗習慣を遵守するばかりでなく、長上を尊敬してよく其の命に従ふのは謙讓の美德を表すものであつて、また社會の秩序を維持するに缺くことの出来ない要件である。もし從順の精神がないときは、共同生活を全うすることが出来ず、其のために國家の衰運を來すに至るであらう。

風俗習慣を重んずるのは大切であるが、之れに拘泥して社會の進歩を圖ることを忘れてはならない。たとひ風俗習慣となつて久しく傳はつて來たものであつても明らかに道理に反るものは、之を改めるがよい。但し其の手段を考へて、決して急激に流れないやうに注意すべきである。』(高等小學修身書第三學年用・第二十四課全文)

と説いてゐる。しかし、『秩序が維持せられただけで、社會・國家が向上發展するものではなく、社會を組織する各個人・國家を構成する各社會は、その社會・國家の存立と發展とのために、己が欲する所は之を人に施して、相互に協力して全力を盡し合はねばならぬ。』(廣濱・上・六頁)ものであるから、この積極的方面に鋭く食ひ下がらねばならぬ。國定教科書は『公益』と題して、『人は自己一身の向上進歩を圖るばかりでなく、進んで世のため國のために利益を圖らなければならない。公益を圖るのは貴ぶべき行であつて、又共同生活をする者の當然盡すべき本務である。教育に關する勅語にも「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてある。我等は此の大御心のまに／＼其の分に應じて公益を圖るべきである。

公益を廣め世務を開くには、種々の道がある。農・工・商等の職業に従事し、それを進歩させて世の公益を圖るのも其の一である。教育又は學術に身を委ねて國民の智徳を啓き眞理を發見し發明をするのも其の一である。其の他病院・託兒所等を興し、交通運輸の途開くのもまた公益の道である。公益のためには自己の業務を廢し、利益を棄てることも、時としては必要であるが、自己の職分を十分に盡すことによつて公益を進める場合が多い。

公益を廣めるには、多数の人が共同して一致の行動をとることを必要とする場合も少なくない。我が嘗て學んだかの庄屋が共同して筑後川の水利を圖り、公共の福利を増進した事蹟の如きは誠に稱讃すべき行である。人々共存共榮の關係が密接になつた今日にあつては、共同の事業の盛な社會程繁榮するのが常である。殊に社會永遠の事業は、個人が單獨の力で成し得べきものでない。社會の人々が、或は衆智を集め、或は財産を併せて公共の事業に當る必要がある。これは實に社會發展の一要件である。それ故、公益を廣めるには、國民の共同の精神が盛でなければならない。

一身一家の一時の利害と國家社會の永遠の利害とは時として一致しない場合がないではない。此の場合には、私を捨てて公に就くの道をとする。義勇公に奉ずるのはたゞ國家非常時の時ばかりではなく、平時に於てもまた必要である。國民に一身一家を顧みないで公事に盡くす精神が盛である時は、其の國は強く、民族は繁榮し、此の精神が衰へるときは其の國は弱く民族は滅亡するであらう。

これは歴史の明かに證明する所である。國民精神作興に關する詔書に「一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられてある。我等は奉公の至誠を以て公益世務に盡して趣旨に副ひ奉るやう努めよう。』(高等小學修身科第三學年用・第二十三課全文)

と説いてゐる。深く味ふべきである。



注意三 余は、本節において、今上陛下が御踐祚後の朝見式において下し賜つた勅語の御聖旨を生徒に傳へることの適切なるを信ずる。

勅 語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シテ先德ヲ事修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル  
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク目ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模倣ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セン所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ  
右のうち、特に、「進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」といふところに留意せられんことを切望する。

參考一 協調會宣言

協調會の主義綱領は其の設立趣意書に明であるが、世間には種々の解釋を以て之を迎ふるものがあり、今に至つて尙協調の本義透徹せざるの憾みがある。

協調主義は社會に於ける各階級特に勞資兩者が平等なる人格の基礎の上に立つて自他の正當なる權利を尊重すると共に社會の秩序の爲に公正合理なる自制互讓を爲し以て相共に力を協せ産業の發展文化の進歩、國家社會の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張するものである。責任の自覺は協調の出發點であり正義と人道とは協調の基本でなければならぬ。然るに今日世に謂ふ温情主義には往々にして優者が劣者を懷柔するの意が浸染して居るやうに見える。斯くの如きは協調主義と遠く相距るものと言はねばならぬ。知識や境遇の差異が人格の平等を累するものに非ざることは今更言ふ迄も無いところである。何人と雖も他人を自己の手段とすることを許されない。人間は常に最終の目的でなければならぬ。人格の尊重此れが協調主義の根幹である。

協調主義は社會に闘争の跡を絶たしむることを空想するものではない。唯闘争に依るに非ざれば到底勞務者の地位の向上を期し得べからずとする觀念、闘争の爲の闘争といふ主義、即ち現時の社會には協調の餘地なしとする絶望的思想は、本會の明に否認するところである。彼の私利を追ふに急にして社會に於ける責務を顧みざる者竝に偏見に囚はれて社會の秩序を破壊せんとする者の如きは其資本家たと勞務者たとを問はず、本會の飽く迄覺醒せしめんことを期するところである。

協調主義の精神は階級闘争を否認すると同時に階級の調和融合を圖らんとするに在る。而し之が爲には一方に於て資本家の謙抑自省を促すと共に、他方に於て勞務者の地位の向上、福利の増進を圖ることが今の時に於て最も緊切なる事項である。

本會は此目的を達する爲には最善の努力を吝まざると同時に、勞務者自ら同様の目的を以て勞働組合其他の團體を組織し之を健全に發達普及せしむることを希望するものである。唯團結を濫用して殊更に其階級を孤立せしめ、徒に社會の秩序を脅威せんとするものに至つては、本會の與する能はざるところである。

本會は上述の主張を實現する爲に左の方針に依つて進まんことを期して居る。其の一は協調主義の宣傳普及である。素より本會



は労働紛議の發生したる場合に於て必要に應じ自ら調停の勢を執ることを辭するものでないが、寧ろ本會の主眼とするところは豫め紛争の生ぜざるやうに努力することである。其の二は社會政策の徹底的實行を期することである。之が爲には本會自ら適切なる施設を爲すこと勿論であるが、進んで産業教育其他各般の方面に亘つて合理的手段に依り組織制度の改造を促すの必要あることも認むるものである。其の三は勞資兩者の意思の疏通を圖ることである。乃ち本會は勞資雙方の個人又は團體を親しく接觸して其の間の誤解や偏見を除去せんことに努むるものである。

斯くの如くにして本會は協調主義の實現の爲に極力自ら施爲すると共に大に輿論を喚起せんことを期し、同時に社會各方面の人々に對し此主義の爲に充分に本會を利用せられんことを希望するものである。(協調會『最近の社會運動』九九四頁)

參考二 廢娼

『宮殿にも便所』といふ言葉がある。綺麗な宮殿にきたならしい便所、對照は此の上もなく悪いが、便所がなければ如何に宮殿でも人は住めまいといふ謎である。現在の社會が、果して宮殿と稱し得る程立派であるか否かは、保證の限りではないけれども、兎に角遊廓といふところは社會の便所である。きたないには違ひないが、便所がなかつたならば垂れ流しの外はあるまい。便所には掃除の仕様もあるが、垂れ流しに至つては一寸手のつけ様がなく、其の臭さは又格別であらう。

便所から出て来る先生を見た子供が、不思議さうな顔をして、先生でも便所へ行くのだらうかと隣の子供に囁いたといふ笑話がある。先生を神化してゐる子供には、先生の生きてゐる現實相が見えなんだのである。凄いやうな美人に秋波を送られてもピクトモしない秘訣は、彼女の便所へ行つてゐる姿を想起するに限ると教へて呉れた友人がある。便所にシヤガンでゐる光景などを描かれては、いくら美人でも臺なしである。出来る事なら、美人などは絶対に便所に遣入つて貰ひたくない。これが吾々の理想である。併し、現實は理想の通りには行つて呉れない。

遊廓と便所との比較は勿論比喩に過ぎない。排泄は不可避の生理的欲求であつて、便所以外に之を充し得る場所はないが、性慾に至つては之と事情を異にする。制欲といふことがかりに不能であり、非衛生的であるとしても、其の充足機關として遊廓を持たして居、世人も多く怪まない。これが現實の世相である。

ねばならぬといふ必要は毫も存しない。現に、女子の爲めの公娼がないではないか。而も、女子の方が男子に比して性慾が弱いと誰が斷言し得よう。女子に辛抱の出来ることを、男子に辛抱の出来ない譯はない。若し出来ないとなれば、それは男子の我儘に過ぎない。理想は正に此の通りである。

『公娼を廢せよ』といふ標語、を最向にふりかざして宣傳することは今にはじまつたことではなく、久しき以前から婦人矯風會一派の人達の叫びであつた。最近に至つて其の勢を増したのは、這次の大震災に於て焼出された遊廓をして、永久に葬り去らうとする運動の形をとつたからである。併し、焼け出された吉原は日に日に素破らしき勢を以て復興して行く。そして、政治家も之を許して居、世人も多く怪まない。これが現實の世相である。

廢娼の宣傳は誰に向つてするのであるか、政治家にか、社會にか。政治はいふまでもなく妥協である。理想の一本調子で進んで行けないことは、苟くも政治を談ずるものの等しく是認するところであらう。いくら政治家だつて、廢娼が理想だ位は知らない筈はない。併し、世間の男が、事實として公娼を要求し、その要求を堰き止め得ないと信するときは、現實のために姑く理想を引込ませるにちがひない。垂れ流しの不潔を懼れるが故である。社會の全般が廢娼の意義に徹しない限り、政治家に之を説いても駄目なことは解り切つたことである。そして現状では、悲しいけれどもまだこの駄目の部に屬する。

廢娼の提唱は之を社會に向つてすべきであるとして、女にか男にか。廢娼宣傳家は、女には其の必要なしといふかも知れないが、私はさうは思はない。見よ、焼け出された女の或るものは、生活の爲めに所謂倫落の女に墮ちて行くといふではないか。自分の肉體を資本としての職業であるから、或る意味からいへば、これ程樂な商賣は外にはあるまい。この現象は、女の性格に見逃すべからざる缺陷の潜んでゐることを示してゐる。女には食ひハグレがない、結局は妾になるとか、私娼になるとか、公娼になるとかすれば生きて行ける。そして、時には氏なくして玉の輿にも乗れるといふ、萬一を僥倖する思想がそれである。石にカヂリついても、自己の人格の尊嚴を維持しようといふやうな確固不拔の信念の薄いことである。日本の凡ての女をして自ら尊敬せしめよ、自ら侮つて後人之を侮る。女の魂をかくの如く入れ換えることは、廢娼提唱の重大な任務でなければならぬ。



世間の男が、廢娼提唱家達の敵役たるはいふを俟たない。誰も公娼を相手にするものがなくなれば、遊廓といふものは自然に消えて行くの外はない。この點に關する詳論は、今私を待つまでもないことであるから省くが、花柳病が恐ろしいなどいつて男を公娼に近づかめぬやうにしても、花柳病の恐ろしさは私娼にあるのだし、女の人格を無視するからといつても、人格の冒瀆は公娼になること自體であつて、公娼になつてからは主張すべき人格などの持合せはない筈なのである。して見れば、そんな外部的な見え透いた説教では何にもならないではないか。

私は提唱する。男は自己の人格の尊敬の爲めに、公娼を廢せよ、私娼を廢せよ、そして凡ての弱き女を虐ぐることを止めよと。女を一箇の人間として尊敬し得ないことは、男自身の自瀆である。而も、地位高き女を虐ぐるよりも、地位弱き女の、あるかなきと思はれるやうな人格を瀆すことの方が、一層自己の人格の下劣なることを表示するものである。自ら敬するものは他を敬する。他人の人格を尊重し得るものにしてはじめて自己の人格の尊嚴を維持し得る。然るを、既に墮落せる女なるが故に、之を虐ぐるも何等妨げなしと信する男の信念は悲しきかな。この信念の改造こそは、男に對してなされる廢娼提唱の眞諦である。

廢娼は、世の男及び女に向つて提唱せられねばならぬ、が廢娼は果して何人の爲めのものであるか。國家の爲めか、女性の爲めか、將た又男性の爲めか、公娼の存在は奴隸の認許に等しい、人類平等を説く國家が奴隸を認めるとは何事ぞ、廢娼は國家の體面を維持する爲めに重要である。目的たるのみで手段たり能はぬ人格を、甘んじて男の玩弄物となしてゐる女を救ふ事も、實に意義あることである。廢娼は女子の爲めでもある。併し、私は娼の存在を許して置ける男の人格の墮落を、此の上もなく悲しみ且憎む。それ故に、廢娼は日本の男性の人格の尊嚴の爲めに提唱することを以て、最も焦要なりと信する、廢娼は女に對する男のお慈悲であつてはならない、男が男自身に對する懺悔でなければならぬ。

かくて廢娼は男に對する一の教育である。女のうちには、有婦の男子にも姦通罪を認めること有夫の女子のそれの如くせよといふものがあるけれども、私は逆に、有夫の女子の姦通罪をも有婦の男子と等しく削除せよといひたい。姦通罪が親告罪である限りは、感情に支配せられて制裁の正當な機能を実現し得ないのであるから、全く人格を對等の地位に置いて、然る後に男自らの教育

を完成すべきである。以上の提唱が、よし迂遠であると笑はれようとも、我々は一步は一步と確實な歩みを續けて、廢娼の理想を辿り行かう。廢娼の提唱は、實に失はれたる魂の復活の運動に外ならない。(廣濱嘉雄・公民教育私論・一五九—一六六頁)

### 參考三 社會局の沿革及び主要事務の沿革大要

#### 第一 社會局沿革

本邦に於ける社會行政方面の中央行政機關は大正六年八月内務省地方局内に救護課の創設されたのを始めとし、同課に於て(一)賑恤救済に關する事項、(二)軍事救護に關する事項、(三)道府縣立以下の貧院、盲啞院、瘋癲院、育兒院及感化院等の施設に關する事項を管掌した。翌七年五月勅令を以て救濟事業調査會設置され更に翌八年十一月救護課と改稱した。然るに歐洲大戰後の急激なる社會事象の變遷に伴ひ大正九年八月勅令第二百八十五號を以て内務省社會局の新設を見ることになり(一)賑恤救済、(二)軍事救護、(三)失業の救済及防止、(四)兒童保護、(五)其他社會事業に關する事項を管掌し局内は第一課及第二課に分たれた。

近時産業の發達と社會の推移とは各般の社會的施設を必要とすること益々切にして、勞働問題其他各種の社會問題が政治上愈々重要且緊切なものになつて來たので、各省に分屬してゐた勞働行政事務及社會事業行政事務を統一するの必要が認められ、此處に新一官廳を設くる事になつて大正十一年十一月一日勅令第四百六十號を以て社會局官制が發布され、内務省の外局として現在の社會局が設置された。局内は第一部、第二部及庶務課、統計課より成り從來内務省社會局に於て管掌した事務の外内務省警保局より勞働調査に關する事務、農商務省より勞働者保護に關する事務、逓信省より船員保險に關する事務、國勢院より勞働統計に關する事務を移管統合し、内務大臣の管理の下に社會政策的行政の中樞機關となつた。

翌大正十二年二月一日社會局官制に基き參與十五名を任命された。參與は局務に參與する爲内務大臣の奏請に依り關係各省勅任又は學識經驗ある者の中より内閣に於て任命されることになつてゐる。

大正十二年四月一日より從來協調會に委任し來つた職業紹介聯絡事務及陸軍省に屬せる養兵院事務を社會局に移管された。大正十一年四月制定された健康保險法の施行に關する事務を掌る爲同十二年六月勅令第二百八十五號を以て臨時社會局に健康保險部が



設置され大正十二年四月より同法實施の豫定を以て之が準備に着手した。

大正十三年四月一日臨時震災救護事務局廢止と共に大震災救護に關する殘務を社會局に於て掌る爲に第二部に救護課を増設し、又同年九月住宅事務主管の爲住宅課が第二部に新設された。然るに同年十二月政府が行政整理を行ひたる結果として社會局各課の管掌事務を整理し、從來の第二部中第一課及第二課を保護課及福利課に改め住宅課を廢止して其の事務を福利課に合併し、又大震災に依り健康保險法の實施が延期に決定した結果同十三年十二月臨時健康保險部官制は廢止され健康保險課として社會局第二部に編入されることになった。斯くて第二部は保護課、福利課、職業課、健康保險課及救護課の五課となった。翌大正十四年四月社會局分課規程の改正に依り健康保險課は又第一部に編入され救護課は廢止された。尙勞働統計に關する事務を管掌せる統計課は行政整理により大正十四年四月以降内閣統計局に移管された。

大正十五年四月並五月の社會局分課規程改正に依り社會局の組織を庶務課以外は第一部を勞働課と改稱し其の下に勞働課は廢止されて勞務課、勞政課、監督課の三課が置かれ、健康保險課は獨立して保險部となり其の下に監理課、經理課、醫療課の三課が配置され、第二部は社會部と改稱され其の下に保護課、福利課、職業課の三課が屬すること従前の通りである。

尙同年六月大阪に社會局保險出張所が設置され同年十月全國に五十個所の健康保險署が一齊に新設され昭和二年一月一日より健康保險事務が實施開始されるに至つた。

昭和四年六月分課規程の改正に依り社會部職業課主管の「移植民ノ保護獎勵ニ關スル事項」は拓務省設置と同時に同省拓務局に移管になった。

同年八月分課規程の改正に依り保險部は監理課及保險部大阪出張所が廢止され新に規畫課、監査課が置かれ夫れに從來の經理課、醫療課を加へて四課となった。

尙同年八月一日を以て内務行政事務統一のため健康保險の事務を地方廳に於て取扱ふこととなり、地方廳の官制が改正され全國五十ヶ所の健康保險署は廢止され其の事務は各所在道府縣警察部（東京は警視廳保安部）に移管された。

## 第二 社會局主要事務沿革大要（法制を主としたるもの）

### 勞働部所管

一、勞働爭議調停法 第五十一議會の協賛を經、大正十五年四月九日法律第五十七號を以て公布され、同年七月一日より施行された。即ち内務省に於ては同十五年五月十一日勅令第百十號を以て社會局官制を改正し、從來の勞働部勞働課を別ちて勞務課、勞政課の二課とし調停事務は勞務課に於て主管をすることとし、之が爲事務官專任二名、屬專任四名の増員を見た。

一、同法施行令 大正十五年六月二十三日勅令第百九十六號を以て公布された。

一、同法第一條第一項第六號の事業指定に關する勅令 陸軍又は海軍の直營に係る兵器艦船の製造修理の事業中同法第一條第一項を適用すべきものの種類に付ては、勅令に委任せられ大正十五年六月閣議の決定を經、同年七月十日勅令第百五十三號を以て公布された。

一、勞働事情の調査並統計に關する事務 勞働問題に關する各種の調査並統計を管掌する事務である。勞働統計に關する事務中大正十一年十一月一日社會局創設と同時に國勢院より移され、社會局に於て取扱つてゐた部分は、大正十四年四月一日勅令第六十六號により再び内閣統計局に移管された。

一、勞働法制に關する事務 勞働部に於て立案せる勞働法制の内議會に提出して未だ通過を見ざる法案及其の經過は左の通りである。

勞働組合法案 大正十五年二月第五十一議會、昭和二年三月第五十二議會に提出されたが何れも衆議院に於て委員付託となりたる儘審議未了に終り、同六年二月第五十九議會に提出され衆議院を通過したが貴族院に於て委員付託となりたる儘審議未了に終り、尙研究中である。

一、國際勞働機關に關する事務 國際勞働機關帝國事務所に於て該事務を執行し大正十二年一月十五日勅令第五號を以て其の官制公布即日施行され、外務大臣管理の下に國際勞働事務局所在地の瑞西國壽府に設置された。其の後大正十四年四月一日勅令第六



十四號に依る改正あり、大正十五年十一月十七日勅令第三百四十號の改正に依つて外務大臣の管理より内務大臣の管理に移り昭和二年六月二十九日勅令第二百一號の改正あり現在に至つて居る。

一、工場法 農商務省工務局工場課に於て立案し第二十議會の協賛を經、明治四十四年三月二十八日法律第四十六號を以て公布され大正五年九月一日より施行された。其の後大正十一年十月三十日勅令第四百六十號を以て大正十一年十一月一日社會局設立と同時に當局に移管され二回の改正あり即第四十六議會の協賛を經、大正十二年三月二十九日法律第三十三號を以て改正し、大正十五年七月一日より施行され、又第五十六議會の協賛を經、昭和四年三月二十七日法律第二十一號を以て改正され同年七月一日より施行された。

一、同施行令 大正十五年八月三日勅令第九十三號を以て公布され同九年五月一日に施行されたが大正十一年十一月一日勅令第四百七十一號、同十五年六月五日勅令第五百十三號及昭和四年六月二十五日勅令第二百二號を以て改正された。

一、同施行規則 大正五年八月三日農商務省令第十九號を以て公布され同年九月一日より施行されたが同十五年六月七日内務省令第十三號及昭和四年五月十八日内務省令第十六號を以て改正された。

一、工業労働者最低年齢法 第四十六議會の協賛を經、大正十二年三月二十九日法律第三十四號を以て公布され同十五年七月一日より施行された。

一、同施行規則 大正十五年六月七日内務省令第十四號を以て公布され大正十五年七月一日より施行された。

一、工場危害豫防及衛生規則 昭和四年六月二十日内務省令第二十四號を以て公布され、同四年九月一日より施行された。

一、労働者募集取締令 大正十三年十二月二十九日内務省令第三十六號を以て公布され大正十四年三月一日より施行された。

一、工場附屬寄宿舎規則 昭和二年四月六日内務省令第二十六號を以て公布され昭和二年七月一日より施行されたが同四年八月二十三日内務省令第三十六號を以て改正された。

一、鑛業法中鑛夫に關する規定 第二十一議會の協賛を經、明治三十八年三月八日法律第四十五號を以て公布され同年七月一日より施行されたが第四十七議會の協賛を經、大正十三年七月二十二日法律第二十二號を以て改正された。

一、鑛夫勞務扶助規則 大正五年八月三日農商務省令第二十一號を以て公布され同年九月一日より施行されたが大正五年十二月二十六日農商務省令第二十九號、大正十五年六月二十四日内務省令第十七號、昭和二年五月二十三日内務省令第三十號、昭和三年九月一日内務省令第三十號及同四年六月二十六日内務省令第二十五號を以て五度改正された。

一、工場災害豫防並工場鑛山衛生等の調査獎勵に關する事務 大正七年五月十四日勅令第三百三十九號を以て農商務部内臨時職員設置制公布同年五月十五日より施行されたが其の後大正十一年十月二十五日勅令第四百五十八號を以て内務部内臨時職員設置制追加大正十一年十一月一日より施行された。

一、労働者災害扶助法 昭和三年一月第五十四議會に提案され議會解散の爲審議に至らず、翌同四年二月第五十六議會に提案され衆議院を通過したが貴族院に於て委員付託となりたる儘審議未了に終つた。其の後同六年三月第五十九議會に於て可決確定し、同七年一月一日より施行されることになつてゐる。

一、労働者災害扶助責任保險法 昭和六年三月第五十九議會に於て可決確定し、同七年一月一日より施行されることになつてゐる。

保險部所管

一、健康保險法 農商務省工務勞働課に於て調査立案し第四十五議會の協賛を經、大正十一年四月二十二日法律第七十號を以て公布され同年十一月一日農商務省より社會局に移管第五十一議會の協賛を經、大正十五年三月二十七日法律第三十四號を以て改正され大正十五年七月一日一部施行、昭和二年一月一日より全部施行された。尙第五十六議會の協賛を經、昭和四年三月二十七日法律第二十號を以て改正を受け昭和四年六月一日より施行された。